

目 次

◎第4回臨時会

○8月4日(第1号)

日程第1	会議録署名議員の指名	4
日程第2	会期決定の件について	4
日程第3	議会運営委員会委員の補欠選任について	5
日程第4	議会運営委員会委員長の互選について	6
日程第5	議案第79号から第82号までの4議案一括上程	6
日程第6	質疑・討論・採決	8
日程第7	議会運営委員会の研修報告	12
日程第8	議会運営委員会の閉会中の審査事項について	13

◎第5回定例会

○9月29日(第1号)

日程第1	会議録署名議員の指名	20
日程第2	議席の指定について	20
日程第3	会期決定の件について	20
日程第4	常任委員会補欠委員の選任について	21
日程第5	審議会委員の推薦について	21
日程第6	所信表明	21
日程第7	議案第83号及び議案第84号の2議案一括上程	22
日程第8	決算審査報告	23
日程第9	議案第85号から議案第99号までの15議案並びに諮問第1号、意見書案第5号及び陳情第7号、第8号、第11号一括上程	24
日程第10	質疑・討論・採決	32

○10月3日(第2号)

日程第1	総括質疑	38
日程第2	常任委員会付託	44

○10月10日（第3号）

日程第1	追加議案の取り扱いについて	46
日程第2	一般質問	46
	3番 上西 祐子君	47
	8番 東村 和往君	61
	1番 斉藤ちづ子君	71
	17番 桑畑 浩三君	76
	7番 重久 邦仁君	83
	9番 池田 克子君	95

○10月12日（第4号）

日程第1	常任委員長報告	108
	総務文教常任委員長	108
	福祉保健常任委員長	110
	産業建設常任委員長	112
日程第2	質疑・討論・採決（議案第83号～議案第99号（先議を除く）・陳情第7号、 陳情第8号、陳情第11号）	114
追加日程第1	意見書案第6号及び第7号上程	122
日程第3	議案第100号及び第101号追加上程（質疑・討論・採決）	125
日程第4	常任委員会の閉会中の審査事項について	126
日程第5	議会運営委員会及び議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について	126
日程第6	議員派遣の件について	127

三股町告示第33号

平成18年第4回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成18年8月1日

三股町長 桑畑 和男

1 期 日 平成18年8月4日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

齊藤ちづ子君	財部 一男君
上西 祐子君	福留 久光君
大久保義直君	重久 邦仁君
東村 和往君	池田 克子君
別府 久光君	原田 重治君
中石 高男君	小牧 利美君
宮田 強雄君	黒木 孝光君
的場 茂君	桑畑 浩三君
山領 征男君	

○応招しなかった議員

平成18年 第4回(臨時) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成18年8月4日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成18年8月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件について
- 日程第3 議会運営委員会委員の補欠選任について
- 日程第4 議会運営委員会委員長の互選について
- 日程第5 議案第79号から第82号までの4議案一括上程
- 日程第6 質疑・討論・採決
- 日程第7 議会運営委員会の研修報告
- 日程第8 議会運営委員会の閉会中の審査事項について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件について
- 日程第3 議会運営委員会委員の補欠選任について
- 日程第4 議会運営委員会委員長の互選について
- 日程第5 議案第79号から第82号までの4議案一括上程
- 日程第6 質疑・討論・採決
- 日程第7 議会運営委員会の研修報告
- 日程第8 議会運営委員会の閉会中の審査事項について

出席議員(17名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 齊藤ちづ子君 | 2番 財部 一男君 |
| 3番 上西 祐子君 | 4番 福留 久光君 |
| 5番 大久保義直君 | 6番 重久 邦仁君 |
| 7番 東村 和往君 | 8番 池田 克子君 |
| 9番 別府 久光君 | 10番 原田 重治君 |
| 11番 中石 高男君 | 13番 小牧 利美君 |

14番 宮田 強雄君

15番 黒木 孝光君

16番 的場 茂君

17番 桑畑 浩三君

18番 山領 征男君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君

書記 出水 健一君

書記 榎木たみ子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 桑畑 和男君

助役 原田 一彦君

総務企画課長 原田 順一君

税務財政課長 渡邊 知昌君

町民保健課長 重信 和人君

福祉課長 下石 年成君

産業振興課長 木佐貫辰生君

都市整備課長 中原 昭一君

環境水道課長 福重 守君

教育課長 野元 祥一君

会計課長 上村 陽一君

午前10時00分開会

○議長（原田 重治君） ただいまから平成18年第4回三股町議会臨時議会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程に入る前に、去る6月の第3回定例会で報告のありました平成17年度三股町一般会計繰越明許費繰越計算書に誤りがあり、差しかえの願いがありましたので、ここで説明をお願いいたします。税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 大変申しわけなく思っておりますが、6月の定例議会で報告いたしました平成17年度三股町一般会計繰越明許繰越計算書に誤りがございましたので、お手元の方に訂正した後の計算書がございますので、それを見ていただきたいと思います。

中身については、金額、これは限度額を設定したものでありますが、それと翌年度繰越額、これは実際の繰越額ですが、その部分については変更はございません。

ただ、中身の財源内訳が多少変わっております。その中で変わったところを言いますと、8土

木費の中原第3団地建替事業の既収入特定財源というところが、当初は「7万1,000円」だったのですが、それが「1,311万1,000円」となっております。そのふえた分、一般財源の方が減るという形で、当初は「1,968万9,243円」だったのですが、それが「664万9,243円」という形になっております。

なぜ、こうなったかといいますと、既収入特定財源というのは、これは地方債の収入額でございまして、収入額の補助対応分をほとんど17年度に当初財源として充てたということで当初報告したのですが、その後、県の方と協議した結果、決算統計上、やはり補助対応分は補助対応分で作って、あと残りの分については繰り越すべきだろうということで、その分を繰り越すという形になったものでございます。

同様に、災害復旧費の方も、収入特定財源が「6万円」だったものを「21万4,000円」といたしまして、あと地方債と一般財源でそれぞれ調整をしたものでございます。地方債については「430万」を「410万円」に、それから一般財源の方を「1万8,000円」を「6万4,000円」に、それぞれ訂正してやり直したところでございます。

どうかよろしく申し上げます。おわび申し上げます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（原田 重治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、8番、池田さん、11番、中石君の2名を指名します。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（原田 重治君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営副委員長より報告をお願いします。副委員長。

〔議会運営副委員長 重久 邦仁君 登壇〕

○議会運営副委員長（重久 邦仁君） それでは、議会運営委員会の協議の結果について御報告いたします。

去る8月1日に委員会を開催し、本臨時会に関する諸事項について協議を行いました。その結果、本臨時会の会期は本日1日限りとし、本日提案される議案第79号から第82号の4議案については委員会への付託を省略し、全体審議で措置することに決定いたしました。

また、山中則夫君の辞任に伴い欠員となっております議会運営委員会委員の選任及び欠けた状態となっております委員長の互選については、本日実施することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（原田 重治君） お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営副委員長の報告のとおり、本日1日間とすることにし、今回提案される議案第79号から82号までの4議案については委員会付託を省略し、本日、全体審議として措置し、また、議会運営委員会委員の選任及び委員長の互選についてを本日実施することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間とすることにし、議案第79号から第82号までの4議案については、本日、全体審議で措置し、また、議会運営委員会委員の選任及び委員長の互選についてを本日実施することに決しました。

日程第3. 議会運営委員会委員の補欠選任について

○議長（原田 重治君） 日程第3、議会運営委員会委員の補欠選任を行います。

議会運営委員会委員の定数は6名で、任期は2年となっておりますが、現在、1名の欠員が生じておりますので、後任の議会運営委員会委員1名を選任いたします。

なお、後任者の任期は前任者の残任期間であります。

委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が議会に諮って指名することになっております。

お諮りします。現在の議会運営委員会委員については、各常任委員会より2名を選任しておりますので、前任者が所属されていまして福祉保健常任委員会から1名を選任したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、欠員となっております議会運営委員会委員1名については、福祉保健常任委員会より選任することに決しました。

ここで福祉保健常任委員会から議会運営委員会委員の1名を選任していただきます。福祉保健常任委員会委員の方々は、第2委員会室に御移動願います。

なお、選任の結果は直ちに議長に報告願います。

それでは、しばらくの間、本会議を休憩します。

午前10時09分休憩

午前10時34分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

福祉保健常任委員会より選任結果の報告がありましたので、発表します。議会運営委員会委員として、福祉保健常任委員会から小牧君が選任されました。

ここでお諮りします。ただいま発表しました小牧君を議会運営委員会委員に指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、小牧君を議会運営委員会委員に指名いたします。

日程第4. 議会運営委員会委員長の互選について

○議長（原田 重治君） 日程第4、議会運営委員会委員長の互選について。

ただいまの委員選任により、議会運営委員会委員は6名となりましたが、委員長の辞職により委員長が欠けた状態となっておりますので、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長を互選の上、議長まで報告願います。

議会運営委員会委員6名の方々は、第1委員会室に御移動願います。

それでは、しばらくの間、本会議を休憩します。

午前10時36分休憩

午前10時53分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

議会運営委員会より委員長の互選の結果が議長のもとに参りましたので、御報告申し上げます。議会運営委員会委員長、斉藤君、以上であります。

日程第5. 議案第79号から第82号までの4議案一括上程

○議長（原田 重治君） 日程第5、議案第79号から議案第82号の4議案を一括して議題といたします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

平成18年第4回三股町議会臨時会に上程いたしました各議案について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第79号「専決処分した事件の報告及び承認について」は、三股町と都城市における障害者自立支援法に規定する介護給付費等の支給に関する審査判定事務の委託にかかわるものであります。

それでは、御説明を申し上げます。

本案は、障害者自立支援法の制定により、地方自治法第79条第1項の規定により、去る4月1日付で専決処分になりましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。すなわち、障害者自立支援法に規定する介護給付費等の支給に係る審査判定事務の委託であり、三股町と都城市の間における同事務に関する規約及び経費負担に関する協定を定めるものであります。

次に、議案第80号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、関係法令に基づき、地域密着型サービス運営委員会委員及び福祉有償運送運営協議会委員の報酬をそれぞれ追加しようとするものであります。

次に、議案第81号「公の施設の指定管理者の指定について」及び議案第82号「公の施設の指定管理者の指定について」の2議案は、それぞれ関連がありますので、一括して御説明を申し上げます。

この2議案は、三股町養護老人ホーム清流園及び三股町在宅老人デイ・サービスセンターの2施設の指定管理者をそれぞれ指定するため、地方自治法第244条の2第6号及び三股町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第81号の三股町養護老人ホーム清流園については、社会福祉法人やまびこ会を指定管理者として指定しようとするものであります。

次に、議案第82号の三股町在宅老人デイ・サービスセンターについては、社会福祉法人三股町社会福祉協議会を指定管理者として指定しようとするものであります。

以上、4議案について、それぞれその提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（原田 重治君） ここで補足説明があれば許します。福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） それでは、補足説明をさせていただきたいと思っております。議案79号と80号について、補足説明をいたします。

まず、79号でございますが、審査会においては委員の構成、委員の定数が15名でございます。そして、その15名を3合議体に分けまして5人ずつにいたします。そして、その委員が三股町からは代表として3名の方が代表として委員になっていらっしゃいます。

それから、議案80号でございます。議案80号の裏面を見ていただきたいと思うんですが、これが改正条例の別表中の中の太字で示しております。下の方ですね。地域密着型サービス運営委員会委員、そして福祉有償運送運営協議会委員ということで、この2つを特別職の非常勤とし

て追加したものでございます。

まず、地域密着型サービスでございますが、その事業でございますが、これは今回の介護保険法の改正によって、地域密着型サービス事業として事業を展開をいたします。この事業は、市町村が事業所を指定して監督をする、そしてサービスを位置づけるということでございます。したがって、この事業を円滑に進めるために、運営委員会を設置するというものでございます。

それによる一部改正でございますが、まず組織として、委員のメンバーは地域包括支援センターの運営協議会のメンバーがそのまま地域密着型のサービス運営委員会の方となるということです。15名以内、そして任期は3年と、そして協議事項としては、地域密着型サービスの指定等に関する部分、事業所の指定ですね、各事業所の指定をします。そして、各事業所の運営評価等も行くと、監督を行うという部分でございます。

そして、福祉有償運送協議会の部分でございますが、これは現在一部の事業所がボランティア的に病院、そして買い物等について介助して行っております。これがタクシー業界から白タク行為であるというクレームが、国、運輸局の方に強いクレームがあったわけでございます。そのようなことで、今回、運輸局は市町村が事業所として承認された事業所を許可対象とするということでございます。そういう国からの指導があったということで、その改正条例ということでございます。福祉有償運送運営協議会を立ち上げる。

その組織のメンバーとしては、10人以内で組織すると。そして、任期は3年と。協議事項については、運送の必要性に関するもの、そして運送の実施管理運営体制に関する部分、そういうもろもろを協議をするということです。そのための委員としての非常勤としての追加をさせていただくということでございます。

以上でございます。

日程第6. 質疑・討論・採決

○議長（原田 重治君） 日程第6、質疑・討論・採決を行います。

まず、議案第79号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町と都城市における障害者自立支援法に規定する介護給付費等の支給に関する審査判定事務の委託について）」を議題として、質疑、討論、採決を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第79号を採決します。議案第79号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第80号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、質疑、討論、採決を行います。質疑ありませんか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 済いません、もう一度、福祉有償運送運営協議会のことをお聞きしたいんですが、今、ボランティアでされている方なんかはタクシー関係からクレームが出たとおっしゃいましたが、ボランティアでされていて、お金を取っているからあれなんですかね。やはり病院に行きたい人とか、そういうふうな人たちの送り迎えをボランティアでされる、することがいけないということになるわけですかね。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） これは、いわゆる先ほど白タク行為と申し上げました。居宅支援事業所が病院に行くときに、運転手をボランティア的にお願ひして、それに利用される人が500円支払っている、運転手の方にですね。それで、行っているんですね。そういう部分において白タク行為であると。そして、今のタクシー業界においても、介護保険タクシーというのがありますよね、介護タクシー。これはやはりタクシー業界としては、2種の免許を持っていながら、そういう事業の許可を運輸局からいただいてやっております。そういうことで、やはり白タク行為であるというクレームがあります。

それじゃ、どうしようかということで、その事業をされている、ボランティア的に事業をされている事業所においては、町が認めたものを許可対象としますよということなんですね。そこで、三股町の事業所が1カ所されているんですね。事業所をされていると思うんですが、「うぇりんぐ」という事業所があるんですが、そこがやりますということなんですね。それじゃ、やはり運営協議会を立ち上げなければいけないということで、今回、立ち上げたということですか。

○議員（3番 上西 祐子君） 福祉有償運送事業というのは、今からでも立ち上げて、この協議会委員というのは10人で、どういう事業所がしたいというふうなときに審査をする人たちを10人選ぶということですか。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。ちょっと待ってください。上西さん、私が名前を言ってから

質疑。どうぞ。

○福祉課長（下石 年成君） この申請をされたときに、事業所として適当なのか、スタッフがそれなりの基準に適応しているのかという部分を審査しながら承認するということなんですね。したがって、今まではボランティア的に認定するだけだったんですね。これが運輸局から許可ということになれば、介護保険事業の中でヘルパーがつかますから、介助者としてその車にヘルパーがつかます。そのヘルパーに対して、時間的な部分において介護保険サービスの中で事業者を支払うという部分が出てくるということです。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第80号を採決します。議案第80号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり決しました。

次に、議案第81号「公の施設の指定管理者の指定について（三股町養護老人ホーム清流園）」を議題として、質疑、討論、採決を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて——山領君。

○議員（18番 山領 征男君） ちょっと質問しておきますが、やまびこ会についてはその運営が非常に不透明であるということで、園舎の予算を審議するときいろいろ出たわけですが、私が議事録も皆さんに御披露申し上げたんですけども、非常に問題点が多い。その中で、福山理事だけがただ一人孤軍奮闘しておられる。やっぱり正規に返さにかいかんということであったわけですが、その際、福祉課長が17年度は全然理事でありながら出席してないという議事録の結果で指摘したんですが、18年度は何回あって何回出られたものか。やはり行政指導をすべき立場の人がやっぱり行ってやらなければ、町民の間には非常に不信感があるようですが、そこへんたい課長はどう考えていらっしゃるのか。そのとき、次からは必ず出席しますという言葉をいた

だいたんですが。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 17年度においての理事会において、出ているというふうと思うんですけど、議会とかそういう部分があった時は出てないんですよ。今回、18年度は何回出ているのかと申されますけど、今まで欠席していません。全部出ていると思いますけど、欠席はしていないと思います。

以上です。

○議長（原田 重治君） 山領君。

○議員（18番 山領 征男君） ちゃんと出席者の名簿も書いてあって、僕はそれをもとに質問を申し上げたと思います。それで、全部欠席だったんですね。やっぱそれだけ町民の間で不信感がある団体ですから、やっぱり行政する課長が行かんときには代理をやるというぐらいびしゃっとしたものにしなくてはやっぱりいけないのではないか。あの中を見れば、福山さんが孤軍奮闘して、いろいろ言われていることが全部書かれているんですよ。

何ならまたとってきててもよかですが、18年度分もとってきて見てもいいと思うんですが、ひとつ課長、そこ辺の対応を透明性のあるものにして、やっぱ委託をするわけですから、それをびしゃっと町民から信頼される業者でないとやっぱいかんと思うんですよ。今回はいいとしても、そういう疑惑を払拭するような行政指導をお願いしておきたいと思います。

終わります。

○議長（原田 重治君） ほかに。重久君。

○議員（6番 重久 邦仁君） 福祉課長にお尋ねいたします。

指定管理者制度の概要目的欄のところを見ようとしたところ、常に経費削減を図った、住民サービスの向上、経費の削減等を目的に、地方公共団体が指定する団体に施設の管理を行わせる制度を指定管理者制度の確立とうたわれておりますが、現在、やまびこ会の会長をされている彼に対して、私が聞いた年俸は7万円ですかね、支払っているようなんですが、指定管理者制度導入に当たって彼をした場合に、どのくらいの費用を見ておられるところかなと思って質問しているんですけど。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 指定管理者は、施設の管理についてなんですよ、指定。報酬的な部分についてはやまびこ会の定款によって決まるわけですから、今から報酬的な部分については今までと変わらないというふうに思います。だから、年間7万円か8万円かだったと思うんですけどですね。年間1年に対しての7万か8万かということで、定款に示しているというふうに思います。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第81号を採決します。議案第81号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり決しました。

次に、議案第82号「公の施設の指定管理者の指定について（三股町在宅老人デイ・サービスセンター）」を議題として、質疑、討論、採決を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第82号を採決します。議案第82号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号は原案のとおり決しました。

日程第7. 議会運営委員会の研修報告

○議長（原田 重治君） 日程第7、議会運営委員会の研修報告を議題とします。

議会運営委員会より報告をお願いします。重久副委員長。

〔議会運営副委員長 重久 邦仁君 登壇〕

○**議会運営副委員長（重久 邦仁君）** 議会運営委員会の視察研修報告をいたします。

去る7月19日、20日の2日の行程で、熊本県植木町役場を訪問いたしました。概要について、熊本市の中心から北へ12キロ、熊本市と隣接しているため、ベッドタウン的要素を持つ都市近郊型の人口約3万2,000の町であります。町の基幹産業として、農業、野菜、米の生産やスイカ、メロンなどの施設園芸や畜産も盛んな町であります。

早速、事務局の案内で、議会会議室にて歓迎のあいさつを受け、植木町金山助役、議長の高田氏、佐野議会運営委員長及び4名の議会運営議員の方と事務局2名で対応していただきました。活発な質疑応答の中で、三股町と同じく1市5町から自立の道を選択され、行政の効率化、財政の効率化を目指され、また議員の定数削減等に対し大変工夫と努力を感じた次第でございます。

いろいろな勉強になり、意義深い視察研修の中で、窓口業務の件に関しまして1つ感じたことがありますので、報告いたします。

まず、植木町役場の玄関に着きましたところ、入り口ロビーに108キロのジャンボスイカがあり、特産物のスイカでまず目を引きました。そして、私が入り口に立っていると、ある職員の方が寄られ、「御用件は何ですか」と聞くものですから、一体この人は何だろうと思いましたが、入り口に窓口業務として職員が対応されて、非常に私が一人は驚きに思い、その他、その人から受ける印象がとても行政サービスの一環とは思えないようなきめ細やかな対応でありました。

この窓口業務はいつごろからやられているんですかと聞きましたら、昨年度の11月から対応されていると聞きました。まことに窓口業務の大切さを私はつくづく思いながら、高齢化時代に、やれ財政だ、効率化だと改革はありますが、まずはそこにいる人の意識が変わらぬ限り、それは達成できないのではないかと痛感いたしました次第でございます。

その他、詳細については議会事務局に資料がありますので、ごらんください。

以上で報告を終わります。

日程第8. 議会運営委員会の閉会中の審査事項について

○**議長（原田 重治君）** 日程第8、議会運営委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の閉会後に招集される次回定例会、または臨時会の会期、その他議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会は閉会中も活動できることにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（原田 重治君）** 異議なしと認めます。よって、次回定例会、または臨時会の会期、その他議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会は閉会中も活動できることに決しました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前11時20分休憩

〔全員協議会〕

午前11時27分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議といたします。

----- . ----- . -----
○議長（原田 重治君） 以上で今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成18年第
4回三股町議会臨時議会を閉会いたします。

午前11時27分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 原田 重治

署名議員 池田 克子

署名議員 中石 高男

三股町告示第34号

平成18年第5回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成18年9月26日

三股町長 桑畑 和男

1 期 日 平成18年9月29日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

齊藤ちづ子君	財部 一男君
上西 祐子君	福留 久光君
長尾 鈴子君	大久保義直君
重久 邦仁君	東村 和往君
池田 克子君	別府 久光君
原田 重治君	中石 高男君
小牧 利美君	宮田 強雄君
黒木 孝光君	的場 茂君
桑畑 浩三君	山領 征男君

○10月3日に応招した議員

○10月10日に応招した議員

○10月12日に応招した議員

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

平成18年9月29日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議席の指定について
- 日程第3 会期決定の件について
- 日程第4 常任委員会補欠委員の選任について
- 日程第5 審議会委員の推薦について
- 日程第6 所信表明
- 日程第7 議案第83号及び議案第84号の2議案一括上程
- 日程第8 決算審査報告
- 日程第9 議案第85号から議案第99号までの15議案並びに諮問第1号、意見書案第5号及び陳情第7号、第8号、第11号一括上程
- 日程第10 質疑・討論・採決

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議席の指定について
- 日程第3 会期決定の件について
- 日程第4 常任委員会補欠委員の選任について
- 日程第5 審議会委員の推薦について
- 日程第6 所信表明
- 日程第7 議案第83号及び議案第84号の2議案一括上程
- 日程第8 決算審査報告
- 日程第9 議案第85号から議案第99号までの15議案並びに諮問第1号、意見書案第5号及び陳情第7号、第8号、第11号一括上程
- 日程第10 質疑・討論・採決

出席議員(18名)

1番 齊藤ちづ子君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 福留 久光君
5番 長尾 鈴子君	6番 大久保義直君
7番 重久 邦仁君	8番 東村 和往君
9番 池田 克子君	10番 別府 久光君
11番 原田 重治君	12番 中石 高男君
13番 小牧 利美君	14番 宮田 強雄君
15番 黒木 孝光君	16番 的場 茂君
17番 桑畑 浩三君	18番 山領 征男君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君	書記 出水 健一君
	書記 榎木たみ子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	助役	原田 一彦君
教育長	田中 久光君	総務企画課長	原田 順一君
税務財政課長	渡邊 知昌君	町民保健課長	重信 和人君
福祉課長	下石 年成君	産業振興課長	木佐貫辰生君
都市整備課長	中原 昭一君	環境水道課長	福重 守君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	上村 陽一君
代表監査委員	谷山 悦子君		

午前10時00分開会

○議長（原田 重治君） ただいまから平成18年第5回三股町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（原田 重治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、別府君、山領君の2名を指名します。

日程第2. 議席の指定について

○議長（原田 重治君） 日程第2、議席の指定を行います。

今回の補欠選挙の結果を受けて、議席の変更を行います。新しい議席については、会議規則第3条の規定に基づき、期数及び年齢を考慮し、ただいま御着席の議席といたします。

日程第3. 会期決定の件について

○議長（原田 重治君） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 齊藤ちづ子君 登壇〕

○議会運営委員長（齊藤ちづ子君） おはようございます。それでは、議会運営委員会の協議の結果について御報告いたします。

去る26日午前10時から委員会を開催し、本定例会にかかわる諸事項について協議を行いました。その結果、本定例会の会期は、本日9月29日から10月12日までの14日間とすることに決定しました。日程の明細については、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

次に、本定例会に提案される議案のうち、議案第88号及び議案第98号についての2件は、条例の施行期日と予算の開始時期の関係から、委員会付託を省略し、本日、全体審議で措置することとし、また人事案件であります諮問第1号と議員発議の意見書案第5号の2件についても同様に措置することに決定しました。

また、追加議案として、固定資産評価審査委員会委員の人事案件2件が予定されております。

以上、報告を終わります。

○議長（原田 重治君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日9月29日から10月12日までの14日間とすることにし、今回提案される議案のうち、議案第88号、議案第98号並びに諮問第1号、意見書案第5号については委員会付託を省略し、全体審議で本日措置することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日9月29日から

10月12日までの14日間とすることに決定しました。また、議案第88号、第98号並びに諮問第1号、意見書案第5号については、委員会付託を省略し、本日、全体審議で措置することに決しました。

ここで、総括質疑及び一般質問の通告期限についてお知らせいたします。ともに10月2日月曜日の正午をもって締め切ることにしておりますので、時間厳守の上、事務局に提出くださるようお願いいたします。

なお、総括質疑において詳細な数値等の提示を求める質疑については、事前に通告くださるようお願いいたします。

日程第4. 常任委員会補欠委員の選任について

○議長（原田 重治君） 日程第4、常任委員会補欠委員の選任を行います。

現在、本町議会の福祉保健常任委員会は1名の欠員となっておりますので、委員会条例第7条の規定により、5番、長尾さんを委員として指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、5番、長尾さんは福祉保健常任委員会委員として選任されました。

日程第5. 審議会委員の推薦について

○議長（原田 重治君） 日程第5、審議会委員の推薦について。

現在、議会より3名を選出しております公共下水道事業運営審議会の委員に1名の欠員がありますので、議長を推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、公共下水道事業運営審議会委員として、議長原田を当局に推薦することに決しました。

日程第6. 所信表明

○議長（原田 重治君） 日程第6、町長の所信表明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、所信表明を申し上げます。

このたびの町長就任に当たりまして、町政運営についての所信の一端を述べさせていただきたいと存じます。

今回の町長選挙におきまして、町議会の皆様を初め町民各位の深い御理解と御支持をいただき、

第17代町長として引き続き町政を担当させていただくことになり、まことに光栄に思いますと同時に、その責任の重大さを改めて痛感いたしている次第であります。

顧みますと、2期目はこれまでの懸案となっていたもろもろの課題の中で、合併問題につきましては自主自立の道を選択し、町政の安定を保ちながら、順調な推進のため、全力を尽くしてまいりました。さらに、3期目もこれまで以上に対話と協調を軸に、心の通う町政を基本として、温かみのあるふるさと三股の創造を目指してまいります。

当然、三股町の町政運営の基本指針となります第4次三股町総合計画は長期的見通しであり、町政の目標とするところでありますが、実施に当たっては行政と町民との協力と協働を念頭に、次の重点項目に引き続き取り組んでまいります。1番目に「かおり高い文化と豊かな人間性を培う文教のまちづくり」、2番目に「温かみのある福祉と健康のまちづくり」、3番目に「自然と調和した快適な生活環境のまちづくり」、4番目に「活力に満ちた産業のまちづくり」。

以上、3期目の町政を担当するに当たっての私の所信の一端を申し上げましたが、去る7月の7日、閣議決定されました政府の経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006には、前年に引き続き厳しい内容の構造改革が示されております。地方公共団体を取り巻く諸行政はますます厳しく、今後の町政運営に議会の皆様のさらなる御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。私の所信表明といたします。

以上で終わります。

○議長（原田 重治君） ただいまの所信表明については、後で配付いたします。

日程第7. 議案第83号及び議案第84号の2議案一括上程

○議長（原田 重治君） 日程第7、議案第83号及び議案第84号の2議案を一括して議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） 平成18年第5回三股町議会定例会に上程いたしました議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第83号「平成17年度三股町国民健康保険病院事業会計決算の認定について」御説明を申し上げます。

本案は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。平成17年度は、国の医療費抑制策や当院の医師が不足する状態となる厳しい経営状況の中で、住民への医療サービスの向上と健康増進を図るため、一般診療や住民健診等に取り組んできたところであります。

決算状況について、主なものを御説明を申し上げます。

平成17年度の収益的収入及び支出であります。消費税込みで収入については、第1款病院事業収益が5億3,695万7,448円、第2款在宅介護支援事業収益が1,670万3,500円となり、総収益は5億5,366万948円、支出においては、第1款病院事業費用が5億7,317万9,317円、第2款在宅介護支援事業費用が1,673万1,732円となり、総費用は5億8,991万1,049円で、当年度は3,625万101円の損失額が生じたものであります。

次に、資本的収入及び支出であります。消費税込みで収入は537万5,000円、支出は1,404万2,776円となり、資本的収支の不足額866万7,776円は当年度分損益勘定留保資金で補てんしたものであります。

詳細につきましては、決算書の15ページから16ページに添付してありますので、御参照いただきたいと思います。

次に、議案第84号「平成17年度三股町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について」御説明を申し上げます。

本案は、地方公営企業法第30条第4項及び同法第32条第2項の規定に基づき、議会の認定並びに承認を求めるものであります。

平成17年度は、給水区域の取水施設、浄水施設、配水施設の改良、更新等の維持管理に取り組み、良質な水の安定供給と健全運営に努めてまいりました。

決算の状況につきましては、収益的収入及び支出において、消費税抜きで収入額が3億9,612万1,982円、支出額が3億5,736万8,897円となり、当年度純利益が3,875万3,085円となったところであります。一方、資本的収入及び支出においては、消費税込みで収入が388万4,269円、支出額が1億9,945万396円となり、差し引き不足額1億9,556万6,127円につきましては、減債積立金ほかで補てんしたものであります。

詳細につきましては、決算書10ページの事業報告書を御参照いただきたいと思います。

なお、剰余金の処分については、減債積立金及び建設改良積立金へそれぞれ積み立てるものであります。

以上、2議案について、その提案理由の説明を申し上げますが、よろしく御審議の上、御認定並びに御承認くださるようお願いをいたします。

以上で終わります。

日程第8. 決算審査報告

○議長（原田 重治君） 日程第8、決算審査の報告を求めます。

代表監査委員。

[代表監査委員 谷山 悦子君 登壇]

○代表監査委員（谷山 悦子君） おはようございます。平成17年度三股町国民健康保険病院事業会計、水道事業会計の決算審査について御報告いたします。

5月31日付で、決算について町長から審査依頼がありました件について、委員2名において、証憑書類、諸帳簿、関係書類等について審査した結果、すべてにおいて正確に適正に処理されていると認められましたので、ここに御報告いたします。

なお、詳しいことにつきましては、決算審査意見書を御参照いただきますようお願いいたします。
以上、報告を終わります。

日程第9. 議案第85号から議案第99号までの15議案並びに諮問第1号、意見書案第5号及び陳情第7号、第8号、第11号一括上程

○議長（原田 重治君） 日程第9、議案第85号から議案第99号までの15議案並びに諮問第1号、意見書案第5号及び陳情第7号、第8号、第11号を一括して議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 桑畑 和男君 登壇]

○町長（桑畑 和男君） それでは、引き続き各議案について、その提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案85号については去る平成18年9月1日付で、議案第86号及び議案第87号については去る平成18年9月23日付で、それぞれ専決処分にしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、今議会に報告し、その承認を求めます。

まず、議案第85号「専決処分した事件の平成18年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

本案は、支払基金過年度分返還金において納付期限が迫っていることから、専決補正を行ったものであります。すなわち、歳入歳出の総額15億6,958万8,000円に歳入歳出それぞれ436万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ15億7,394万8,000円とするものであります。歳入につきましては繰越金を、歳出においては償還金及び還付加算金をそれぞれ増額補正するものであります。

次に、議案86号「専決処分した事件の町長等の給与の減額に関する条例」について御説明申し上げます。

御承知のとおり、本町は自立に向けて行財政改革を推進しているところであります。その姿勢といたしまして、前期に引き続き町長及び助役の給与の減額をしたものであります。

次に、議案第 87 号「専決処分した事件の教育長の給与の減額に関する条例」について御説明申し上げます。

本案は、議案第 86 号と同じように、教育長の給与の減額をしたものであります。

次に、議案第 88 号「三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、三股町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。すなわち、一定以上の所得を有する高齢者の患者負担を「2割」から「3割」に、出産育児一時金を「30万円」から「35万円」に、それぞれ引き上げようとするものであります。

次に、議案 89 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。

町立学校の嘱託薬剤師は、教室の明るさを測定する照度検査やプールの水質検査、ホルムアルデヒド、VOC検査等の学校環境衛生検査を行っており、報酬の額は学校 1 校当たりの単価に児童生徒 1 人当たりの単価を上乗せする二重基準になっておりますが、医師の診断とは異なり、当該検査が児童生徒数の多少に左右されないこと、また北諸県郡 4 町の合併に伴い、都城市並みに引き上げる必要が出てきたことから、報酬額の改定を行おうとするものであります。

次に、議案第 90 号「三股町立公園条例の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。

上米公園パークゴルフ場は、ことし 4 月 1 日から供用を開始し、指定管理者制度のもとで管理運営を行っているところでありますが、現行の利用料金が 1 回利用と 1 日利用の 2 区分しかなく、施設の利用促進上、不都合を生じていることから、近隣の類似施設並みに団体割引や 10 回利用した場合に 1 回分の割引ができるよう改正しようとするものであります。

次に、議案第 91 号「平成 18 年度三股町一般会計補正予算（第 2 号）」について御説明を申し上げます。

本案は、今後の追加需要額を見込むとともに、各種事務事業の補助内示、変更、決定等に伴う所要の補正を行うものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額 8 億 4,326 万 4,000 円に歳入歳出それぞれ 6,013 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 339 万 4,000 円とするものであります。

まず、歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

町税につきましては、固定資産税を増額補正し、地方特例交付金、地方交付税はそれぞれ交付決定により増減補正するものであります。

国庫支出金及び県支出金においては、補助金、交付金の内示、あるいは決定により、それぞれ

増額補正するものであります。

繰入金においては、特別会計繰入金として、介護保険特別会計の17年度清算返還金を増額補正し、基金繰入金として、公共施設等整備基金等を減額補正するものであります。

諸収入においては、担い手総合研究支援事業受託事業の決定により受託事業収入を、保育所運営費国庫及び県負担金等の過年度収入をそれぞれ増額補正するものであります。

町債は、減税補てん債、臨時財政対策債を決定により増減補正し、総合文化施設周辺整備事業や県単かんがい排水事業等を増額補正するものであります。

次に、歳出について主なものを御説明申し上げます。

総務費は、総務管理費において巡回路線バスの導入に伴う経費を、また徴税费においては見込みにより町税還付金を増額補正し、民生費では自立支援管理システム導入経費及び介護保険サービス事業特別会計の繰出金等を増額補正するものであります。

衛生費は、病院事業会計の設定により予算の組み替えをし、浄化槽設置整備事業を見込みにより増額補正するものであります。

農林水産業費は、県費等の補助決定により、県単かんがい排水事業等を増額補正し、また土木費は道路維持補修にかかわる経費を増額補正するものであります。

予備費は、今回の補正の収支調整により、減額補正するものであります。

次に、第2表地方債の補正であります。起債の追加については、石綿対策事業が起債対象となったため一般事業債を、一般単独事業の起債残額に地域再生事業債を計上するものであり、また起債の変更については決定及び申請により、それぞれ起債の目的ごとに増減補正するものであります。

次に、議案第92号「平成18年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額25億7,635万4,000円に歳入歳出それぞれ1億3,332万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億967万5,000円とするものであります。これは、出産育児一時金の改正、老人保健拠出金の決定、保険財政共同安定化事業の創設及び17年度の療養給付費等交付金の確定に伴う補正と、保健事業補助対応にするための組み替え措置をするものであります。

次に、議案93号「平成18年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額15億7,394万8,000円に歳入歳出それぞれ2,097万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,492万6,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものは、国庫支出金、繰入金、繰越金を増額、県支出金を減額補正するものであります。

歳出の主なものは、保険給付費の介護サービス等諸費と介護予防サービス等諸費を組み替えし、諸支出金を増額補正するものであります。

次に、議案第94号「平成18年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

本案は、人事異動に伴い人件費に不足を生じたため、所要の補正を行うものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額4,692万8,000円に歳入歳出それぞれ46万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,739万6,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金等を増額するものであります。歳出につきましては、給与費を増額するものであります。

次に、議案第95号「平成18年度三股町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。

本案は、墓地公園施設の修繕料に予算不足を生じたので、所要の補正を行うものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額3,026万8,000円に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,036万8,000円とするものであります。

次に、議案96号「平成18年度三股町水道事業会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

本案は、長田地区簡易水道整備事業の工事着手に伴い、所要の補正を行うものであります。

まず、収益的収入及び支出予算の収入につきましては営業外収益の増額、支出につきましては営業外費用の増額が主なものであります。

次に、資本的収入及び支出予算の収入につきましては工事負担金の増額、支出につきましては工事請負費の増額が主なものであります。

次に、議案第97号「平成18年度三股町国民健康保険病院事業会計予算」について御説明申し上げます。

平成18年度は、一般会計の中に病院会計の予算を計上しておりましたが、平成18年3月31日付の総務省からの通知により、指定管理者が利用料金制を採用しても地方公営企業であるという解釈の変更がなされたところであります。そういうことで、地方公営企業であれば、当然、地方交付税措置も行われることから、そのために特別会計を設置することが必要となったものであります。

そこで、収益的収入及び支出につきましては、利用料金制を採用していることから、収入は営業外収益の1,849万1,000円、支出は人件費、指定管理委託料、減価償却費など

5,935万2,000円を計上しております。

また、資本的収入及び支出であります。収入は188万5,000円を、支出は1,218万7,000円をそれぞれ計上し、これは企業債の償還額であり、収支の差し引き不足額1,030万2,000円が過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

次に、議案第98号「平成18年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」について御説明申し上げます。

本案は、10月より介護予防サービス事業が始まることから、新しく特別会計を設けるものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額を歳入歳出503万2,000円と定めるものであります。

歳入につきましては、サービス収入297万2,000円と、繰入金205万8,000円が主なものであります。

歳出につきましては、総務費350万円と、サービス事業費153万2,000円となっております。

次に、議案99号「三股町営土地改良事業の経費賦課徴収」について御説明を申し上げます。

本案につきましては、細目地区の平成18年度の賦課徴収について定めようとするものであります。

次に、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」御説明を申し上げます。

御承知のとおり、人権擁護委員は国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及、高揚を図るため設置されておりますが、この選任の手続は町長が議会の意見を聞いて、事後、法務大臣に候補者を推薦し、同大臣が委嘱することになっております。現在、本町の人権擁護委員として要職にあります別納益男氏の任期が平成18年12月31日付で満了となっております。別納益男氏につきましては、今期をもって退任されることとなりますが、1期3年間にわたり、常に自由人権思想の普及に努力され、これまでの崇高なる御尽力に対し深く敬意を表する次第であります。そこで、後任につきましては、種々人選の結果、後藤田規子氏を最適任者として推薦したく、議会の意見を求めるものであります。

以上、議案15件と諮問1件につきまして、その提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いを申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（原田 重治君） ここで補足説明があれば許します。町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 議案第88号と97号について補足説明をいたしたいと思っております。

まず、議案第88号「三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例」の補足説明を申し上げ

ます。

この条例につきましては、健康保険法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、三股町国民健康保険条例の一部を改正するもので、平成18年10月1日から施行するとなっております。1つは保険給付の内容変更、2つ目は医療費の一部負担金の変更でございます。

まず、保険給付の内容変更で、出産育児一時金の見直し、「30万円支給」を「35万支給」に変更するにつきましては、遡及適用しても不利益をこうむらないので問題はないのですが、2つ目の医療費の一部負担金で、現役並み所得を有する高齢者の患者負担の見直しにつきまして、70歳以上で一定以上の所得者は一部負担金が「2割」から「3割」に改正になります。この場合、条例等の効力を遡って適用すれば、対象者が不利益をこうむりますので、不利益の条例改正をする場合は遡及適用は許されないと遡及適用に関する規定に記載されておりますので、先議をお願いいたしました。8月末現在、国保被保険者36人、老人医療受給者93人が該当いたします。

ちなみに、三股町国民健康保険運営協議会へ諮問し、答申を得ております。

以上、よろしく願いいたします。

それと、議案第97号、病院会計予算提案理由の補足説明を申し上げます。

なぜ、この時期に平成18年度病院事業の予算を提案することになったか、経緯について御説明を申し上げます。

御承知のとおり、当病院は本年4月1日より、都城市郡医師会病院を指定管理者として病院管理運営を委託しており、この方式は利用料金制、つまり指定管理者が料金を収入として直接収受する方式をとっております。そして、総務省はこの場合、地方財政法及び公営企業法上、地方公営企業でなくなると解釈したところで、当然、これに基づき、また県からも指導があり、平成17年度をもって病院事業会計を終了し、平成18年度は一般会計の中に病院会計予算は計上したところでございます。

しかしながら、指定管理者として利用料金制を採用すると、直営の場合と同等の地方財政措置が講じられないということから、全国的に利用料金制度が採用されないという問題が生じ、平成18年3月31日付の総務省からの通知により、利用料金制度を採用しても地方公営企業であるという解釈に変更になったそうです。

そういうことで、地方公営企業であれば、当然、地方交付税措置も行われますが、そのためには特別会計を設置する必要となり、今回、平成18年度三股町国民健康保険病院会計予算を提案することになったものでございます。

同じような例を見ますと、京都府の精華町国民健康保険病院があります。人口約2万6,000人、病床数50床ですが、ほぼ本年4月1日に地元の医療法人へ指定管理を行い、病院経営を委託し、

病院事業会計も閉鎖したところで、今回の件について問い合わせたところ、やはり総務省の通達に基づき、いろいろと検討されるようですが、県の指導等により9月議会で18年度予算を提案するそうです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（原田 重治君） ほかに補足説明はありませんか。福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） それでは、補足説明をさせていただきたいと思いますが、議案第98号「介護保険サービス事業特別会計予算」でございますが、この予算は年度途中の当初予算でございます。本来は3月議会ということになるわけでございますが、今回の介護保険制度改正においては、介護保険の特別会計を保健事業勘定と、そしてまた介護サービス事業勘定に区分しなければいけないということでございます。これについては、介護保険法の条規規定で示されております。

つまり、保健事業勘定は現在の介護保険の特別会計ということになります。そして、今回の介護保険サービス事業特別会計は、介護予防の要支援1と要支援2のケアプランの報酬に対する特別会計ということになります。

それと、なぜ年度途中に当初予算かと申しますと、三股町は包括支援センターとして10月1日から事業指定となります。したがって、介護予防事業も10月1日からということになりますので、今回、年度途中からではございますが、新しく特別会計として議案として提出させていただいたところでございます。

それで、この議案は先議、全体審議でございますので、議案の事項別でございますが、議案98号の6ページと8ページ、6ページの歳入の報酬の部分でございます。297万1,000円、そして8ページの歳出の一番下の委託費の部分について153万2,000円、これの部分については説明すべきだと思いますので、説明をさせていただきたいと思いますが、皆さんのお手元に資料があるかと思っております。A4の1枚の資料、介護予防サービス計画見込みというのがあるかと思っておりますが、この用紙ですね。これで説明をさせていただきます。

この1のサービス件数があります。これはあくまでも予測でございますが、左端の列の中で9月30日現在、既に認定者とあります。これは10月1日から予防が始まりますので、その前の9月30日現在の認定者において、直営、委託とあります。直営の要支援1、要支援2、計、それから委託の要支援1、要支援2、計、そしてその下に10月1日以降、新規認定者、これは認定が10月1日以降に認定される人ですね。それを示しています。そして、10月から2月まで。

10月を見ていただきますと、10月から予防サービスの開始でございますので、10月の切替更新、そして継続とあります。切替更新というのは、9月30日前の認定者、その方々が

10月に認定者としての切替をされる人という意味でございます。その切替更新の人が、要支援1が直営が11、要支援2が6、計の17ですね。そして、委託の方が、要支援1が10、そして要支援2が9、計の19、10月1日以降の新規認定者が4と。

そして、継続とありますが、10月については、時点では継続はゼロでございます。そして、11月に入りますと、11月に切替される人が直営の場合、計の17件、そして委託の計の27件、そして新規認定者が4件、そして継続は10月の部分の数字ですね。10月の切替更新がそのまま継続で上がってきます。そういうことでございます。

12月が切替更新が、12月に切替をされる人がそれぞれ数字を上げています。そして、継続は11月分の切替更新と継続を足した部分が12月に上がってくる。そして、合計で切替更新が直営が79件、そして委託が104件、そして新規認定者が20件、合計の203件、継続の部分が直営の159件、そして委託が214件、そして新しい認定者が40件、計の413件、総合計で616件のケアプランを作るということになります。

それで、2番目の真ん中の表ですが、件数に対する報酬でございます。報酬として換算しますと、それぞれ一番下の合計額、合計の右側端、616件のこれは切替更新と継続を合計した額で616件、金額について297万1,500円ということになります。この額が議案の予算書の6ページの介護予防サービス計画費収入の297万1,000円ということになります。

そして、その下の直営、3の直営・委託区分とありますが、直営の部分が上の表の①プラス3、これが直営でございますので、この部分が合計額を見ても298件、金額にして143万9,500円、これが直営です。包括支援センターで直接にケアプランをつくと。そして、委託、各事業所に委託する部分、これが合計の318件の153万2,000円と、これが8ページ、予算書の8ページの一番下、居宅介護支援事業費委託料153万2,000円が上がります。この金額については、下の方の米印にあります、新規報酬単価は6,500円です。継続の場合は4,000円ということで計算をされております。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） ほかに補足説明はありませんか。——次に、意見書案第5号の趣旨説明を求めます。財部君。

〔2番 財部 一男君 登壇〕

○議員（2番 財部 一男君） それでは、意見書案第5号「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」についての提案の趣旨を説明いたします。

道路整備に当たっては、使途が限定された道路特定財源が現存し、その税源として、その恩恵を最も享受している自動車利用者からの揮発油税等が充てられているところであります。

しかし、現在、政府においては、道路特定財源を道路整備以外の事業にもできるように、法改正

を含めた議論がなされているが、生活道路の整備とともに都市部における渋滞の解消や過疎地における交流圏域の拡大を図る観点から、道路整備を行っていく必要があります。

よって、国に対して、住民生活に密着した道路整備に対する十分な財源を確保するとともに、道路特定財源の用途については道路整備の財源として堅持されるよう、意見書を提出しようとするものであります。

なお、この意見書は県からの要請もありまして、昨年度に引き続き発議するものであります。

よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

終わります。

○議長（原田 重治君） それでは、ここで11時10分まで暫時休憩いたしたいと思います。

午前10時57分休憩

午前11時10分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

日程第10. 質疑・討論・採決

○議長（原田 重治君） 日程第10、議案第88号、議案第98号及び諮問第1号並びに意見書案第5号の質疑・討論・採決を行います。

まず、議案第88号「三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。国民健康保険条例の一部を改正する条例、出産金を35万にすることは評価できますが、一定額以上の高齢者に対して、今まで自己負担は2割だったのが3割にするというふうなこと、今度の税改正で高齢者は税金の限度額、そういうのがなくなって、税金も随分上がりました。それに年金も減りました。そして、基準収入額が国民健康保険条例では今までよりも下がったために、今まで現役並み所得者というふうな人たちのあれが随分下がったために多くなるんですね。それによって、また今まで1割負担だった人が3割になる人も出てきます。

そういうふうなことで、高齢者に大幅な負担増となる今回の国が決めたこととはいえ、国民健康保険条例の一部を改正する条例には反対いたします。

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。御異議があるようですから、起立により採決します。議案第 88 号は原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田 重治君） 起立多数であります。よって、議案第 88 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 98 号「平成 18 年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」を議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 98 号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第 98 号は原案のとおり可決されました。

次に、諮問第 1 号「人権擁護委員の推薦について」を議題として、質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。諮問第1号は、原案のとおり後藤田規子氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号は原案のとおり後藤田規子氏を適任とすることに決しました。

次に、意見書案第5号「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」を議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。
これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書案第5号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議があるようですから、起立により採決します。意見書案第5号は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田 重治君） 起立多数であります。よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決された意見書については、速やかに関係機関に送付し、その善処を求めます。
しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時17分休憩

〔全員協議会〕

午前11時17分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

○議長（原田 重治君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日

の会議を散会します。

午前11時17分散会

平成18年 第5回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

平成18年10月3日(火曜日)

議事日程(第2号)

平成18年10月3日 午前10時00分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

出席議員(18名)

1番 斉藤ちづ子君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 福留 久光君
5番 長尾 鈴子君	6番 大久保義直君
7番 重久 邦仁君	8番 東村 和往君
9番 池田 克子君	10番 別府 久光君
11番 原田 重治君	12番 中石 高男君
13番 小牧 利美君	14番 宮田 強雄君
15番 黒木 孝光君	16番 的場 茂君
17番 桑畑 浩三君	18番 山領 征男君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君	書記 出水 健一君
	書記 榎木たみ子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	助役	原田 一彦君
教育長	田中 久光君	総務企画課長	原田 順一君
税務財政課長	渡邊 知昌君	町民保健課長	重信 和人君
福祉課長	下石 年成君	産業振興課長	木佐貫辰生君
都市整備課長	中原 昭一君	環境水道課長	福重 守君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	上村 陽一君

午前10時00分開議

○議長（原田 重治君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 総括質疑

○議長（原田 重治君） 日程第1、総括質疑を行います。

この総括質疑は、初日に提案された案件のうち、既に議決した案件及び陳情書を除く15議案に対する質疑であります。質疑の際は、議案の番号を明示の上、質疑をお願いします。また、質疑は、会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。御協力方よろしくお尋ねいたします。

質疑ありませんか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 水道事業会計決算書の決算審査意見書のところなんです、4ページに徴収未収金のことがちょっと書いてあります。未収金についてはよく整理されていて、また徴収などについても努力の跡が見られるとありますが、未収金のことについてちょっとお尋ねいたします。

未収額が17年度は753万7,570円となっております。そういうところの今までの努力されたところ、それとどれぐらい今まで未収の場合、どういうふう措置されていらっしゃるのか。それと、そういう家庭の事情とか、そういうふうなこともあると思うんですが、そのあたりの経過をちょっとお尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） おはようございます。現在、未収額というのは712万1,801円ということで17年度は決算が出ておりますけども、これが8月末で328万4,000円ぐらいに減っております。これは徴収委託員の指導、そういうものによるものだと思うんですけれども、この中には倒産、会社の倒産というのがかなりございまして、あと個人が

滞納している分ですね。

これについての対策といたしましては、当然督促を出します。そして、うちに1名の徴収指導員委託をしているんですけども、その人たちが何回となく足を運んで行くんですけども、なかなか行方不明になったりとかというような人がおって、これがその前に、前段に、消滅時効というのがあるんですけども、不納欠損で一応5年たてば落とすというようなことで処理をしております。

我々もですけども、職員、委託職員が手分けして徴収には回るんですけども、なかなか会えないとかいう人たちがいて、こういう結果になっているんですけども、確実に毎年毎年、繰越未収金が減っていることは確実にございまして、少しはそういう努力の跡が見られるかなというふうには思っているところでございます。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 私、2年ぐらい前に、水道がとめられるからというふうなことで相談を受けたことがあるんですが、そういう本当に御主人が病気で入院して入院費用が要って、奥さん働いてない、ぎりぎりの生活の人もしらっしゃって、水道料も払えないというふうな人もいらっしゃるんですけど、そういう場合の対策とか相談ですか、そういうふうなことをほかの福祉なりに取り次ぐとか、そういうふうなことはどうなっているのでしょうか。

○議長（原田 重治君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） 今言われるように、家庭の事情でなかなか納められないという方もいらっしゃると思います。私たちといたしましては、文書を出して、相談してくださいと、役場の方に、担当者の方にですね。なぜ、そういうふうは無理をといますか、言うかといいますと、たくさんになれば、なお難くなるわけですね。だから、いろんな講習等を受けますと、なるだけ早い機会に徴収しなさいと、未収金がふえないようにするのが利用者に対してのサービスというか、そういうことですよというようなことも言われているわけですね。

だから、今言われるように、最悪の場合、とめるとか、そういうこともしますし、なかなか相談に来ていただければ、少しずつでもいいですよというふうなことで、やめてしまうとなかなか次が続かんもんですから、少しずつでもとにかくずっと継続してやってください、そのうちよくなればふやして、なくすようにしてくださいと。1回限りではないもんですから、毎月、2カ月に1回ずつはふえる、使用料が上がるわけですから、なかなかやめてしまうとずっとふえていくというようなことで、指導で、呼びだしなりとか出ていって、相談できる分については相談しております、福祉の方には別段こちらからそれに関して、相談は言っていないんですけども、向こうから相談に来られることは職員を通じてありますし、そういうときの対応はやっているつもりではございます。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑ありませんか。重久君。

○議員（7番 重久 邦仁君） 議案番号85号、86、87に関して、専決としてありますが、まず専決とは何かということと、特に86号においての理由、専決にした中のどの条項にあるからということでの提案なのか、御説明、大した問題じゃないんでしょうけど、よろしく。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 85号ではなくて86号のようでございますので、86号は総務管轄でございます。これは、町長等の給与の問題でございまして、町長の政治姿勢として、給与減額を条例をしまして、給与の10%カットをされてきたわけでございます。ところが、その期限が22日まで、9月の22日までとなっていたところでございます。23日からは、9月10日の町長選において新たに当選されたということで、23日から新しく任期が始まるところでございます。それで、町長とされましては、行革の自分が議長である対応の政治姿勢として、23日から、自分の任期の日から減額したいということでございます。

専決は、専決しなくてもそれは当然できるわけでございますけれども、町長としては引き続き当選をされましたので、引き続き行いたいということで、専決をしたところでございます。

87号についても、これは教育長の給与の問題でございますが、100分の5でございまして、これについても同じような考え方でしたところでございます。ただし、任期が助役と教育長においては任期が違いますので、それぞれ任期の終わりの部分と。今までは、三役の方は同じ期間になっていましたけれども、今後については任期のところまでということにしたところでございます。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 重久君。

○議員（7番 重久 邦仁君） 私の質問が悪いのか、専決の第何の何に当たるからということの説明を再度求めますが。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） これは、地方自治法の中のちょっと何号まで記載しておりませんが、地方自治法の中の専決規定と相当の専決規定ということで、これにつきましては地方自治法の179条の3号の中で、議会に報告をすることということになっておりますので、今回、報告をしたということでございます。地方自治法の中にあります。ただ、何条の何号かというのがちょっと調べてきておりませんのでわかりませんが、ございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 重久君。

○議員（7番 重久 邦仁君） 専決にするという問題を安易に置かれて、条例までこれ制定されるんじゃないんですかね。この委員会は総務委員会の所轄でしょうけども、やっぱり専決にするなら緊急かつ災害時とか、議会の云々とかいうのが書いてありますが、多分そのへんたいの範囲

の中に本当に属するのか、町長の政治姿勢というのは十分に理解はわかりますよ。ただ、それとこれとはですよ。緊急かつ、その項のどの部分になるのかということ、拡大解釈すればこれは大した問題じゃないんですよ。その他の項だと思うんですけど、専決という問題においてはもうちょっと内容を慎重かつ条例化ということに対しては疑問に思うんですが、その他ということでしょう。

終わります。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 実は、この件につきましては、前期の任期が18年の9月22日まででしたので、3期の任期が始まったのが9月の23日ということでございます。そういうことで、その間の内容にひとつ当初の活動をやろうという姿勢からなんです。そういうことで、9月の23日に専決をしたということでございます。そのことで御理解いただきたいと思っております。

どうしても予算がつくと、やはりその間、やっぱり空間が出るわけでございますので、空間のないように方針はしたいということでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑ありませんか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 議案第91号なんですが、91号に15ページに担い手総合緊急支援事業受託事業収入と書いてありますが、農地の利用調整活動支援、これが諸収入で入ってきて、それと支出の方は21ページですかね、農地の利用調整活動支援事業委託料となっておりますが、このちょっと事業の内容を教えてください。

○議長（原田 重治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） この事業は、事業主体が担い手総合支援対策協議会というのを1市1町及び県の関係機関、それとJAとで組織する組織でございますが、その担い手総合の協議会が認定農業者、19年度から新たに農業の施策が大きく変わります。品目横断的経営対策、それと農地・水・環境保全向上対策という2つの大きな柱を中心にしながら、そして農業施策が今までは農業者全般に統一していた施策をこれからは認定農業者中心にやっっていこうという方向に変わりつつあります。

そういう認定農業者を育成しようという声から、今、1市1町で関係機関を含めて立ち上げているところでありますが、そこが事業主体になりまして、今度、農地の利用調整活動ということで、農地地図の情報システム、こちらの方が三股の方がございますので、1市1町の中で都城も旧4町の中で一部農地情報システムを導入しておりますけれども、本町も担い手対策をやっていくためにはやはり土地利用関係の地図情報システムが必要だという認識で、今回、協議会が受け皿になりまして、そして本町がその委託先ということで、地図情報システムを農業委員会の方と

農業振興係の方で連携をとりながらつくっていかうというところで、国の支援等をいただきながら、100%補助ということで今回取り組もうということで、予算を計上したところでございます。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 大体、三股の本町に担い手農家の農業、そういう人たちは何戸ぐらい、わかりますか。

○議長（原田 重治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） 担い手と認定農業者という、これからの本町の農業を担っていくということで、町の方で認定している、また農業委員会の方で認定している農家がございまして、担い手というのは、農業委員会の方で一応農地の集積関係の受け手としてなり得るところを対象にしたところの農家ございまして、これが約100、聞いた数字は忘れてしまいましたけれども、100数戸だと思います。

そしてまた、認定農業者というのは、これから本当に自分の農業の農業改善計画という、5年後、こういう農家になりたいということで、そして一定の基準がございまして。農業所得が1戸当たり380万、そしてそれとあと夫婦でやる場合には520万と、そして年間労働時間が1,900時間以上というふうなところを目標にして、そしてそういう認定農業者になろうというところの認定をする認定農業者が120戸ぐらいですかね。

今、先ほど言いましたように、19年度から農業の施策が大きく変わりますので、そういう認定農業者に施策が集中するということで、それをふやしていこうということで、今、認定農業者の方の掘り起こしの方に努めているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑ありませんか。桑畑君。

○議員（17番 桑畑 浩三君） ちょっと説明をお願いしたいんですが、97号の町立病院ですよ、予算。これが必要になった理由を言いましたが、もう一回説明してもらいたいたいだけ。指定管理者制度と地方公営企業との関係ですね。これちょっと説明があつたんですが、もう一遍ちょっと。

○議長（原田 重治君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 前、説明したのをもう一回説明してくださいということですかね。わかりました。なぜ、この時期に平成18年度の病院会計予算の提案をすることになるか、御説明申し上げます。

町立病院は、4月1日より、都城市郡医師会病院の指定管理にしており、病院の管理運営を委託して、その方式が利用料金制度、つまり指定管理者が料金を収入として直接収受する方式をとっております。そして、総務省はこの場合、地方財政法及び公営企業法上、地方公営企業でなく

なると解釈をしてあったところで、当然、これに基づきまた県からも指導もありまして、平成17年度をもって病院事業会計を終了しまして、平成18年度は一般会計の中に病院予算を組んだところです。

しかしながら、指定管理者として利用料金制度を採用すると、直営の場合と同等の地方財政措置が講じられないということから、全国的に利用料金制度が採用されないという問題が生じ、平成18年3月31日付をもちまして、利用料金制を利用しても地方公営企業であるという解釈に変更になりました。

そういうことで、地方公営企業であれば、当然、地方交付税措置なども行われますが、そのためには特別会計を設置することが必要となり、今回、18年度三股町国民健康保険病院事業会計予算を提案することになったものであります。

よろしいでしょうか。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑ありませんか。別府君。

○議員（10番 別府 久光君） 議案第91号の20ページ、よろしいですか、款の4衛生費ですね。衛生費の中で、節の19負担金・補助金及び交付金で2,036万8,000円という計上されております。これは町立病院運営補助金と書いてありますが、その他もあるんですか。でなかったら、町立病院の今度の予算の97号の1ページの収入のところ、第1款で1,849万1,000円となっております。差額が生じていますね。そして、4ページのところの収入の医業外収益でも同じく1,849万と計上されております。この差額が生じていますが、大体これはほかになかったら一致せんにゃいかん数字だと思んですが、わかる方、説明をお願いします。

○議長（原田 重治君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 負担金及び補助金、これにつきましては運営費補助金、その中で指定管理委託料が1,848万4,000円、起債償還分繰出金が188万4,000円となっております。それで、22ページを見てもらえますか、97号の22ページ、支出の款の医業外収益の3のその他の医業外収益が1,849万円になっておりますけれども、負担金補助及び普通交付税分が1,848万4,000円が指定管理委託料分ですね。起債償還分繰出金が188万4,000円となっておりますけれども。

○議長（原田 重治君） 別府君。

○議員（10番 別府 久光君） 私が尋ねておりますのは、一般会計から先ほど言いました数字2,036万8,000円ですか、20ページの今度の91号の2,036万8,000円ですよ。これがそっくり病院の医業外収益で上がってこなければいけないと思うんですが、これ説明を、一般会計の方でこの2,036万8,000円という金額がほかにも何かあるのではなかろうかという気がして、質問をしたところです。だけど、説明欄に運営補助金としか書いてありませんの

で、ほかがあるんじゃないかなろうかということでお尋ねしておるところです。

○議長（原田 重治君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） ちょっとまだ計算してないものですから、収益的収入のその他の費用分と、それから資本的収入のその他の収入の部分を合わせればそうなるのかなという気がしていますけれども。

○議長（原田 重治君） 別府君。

○議員（10番 別府 久光君） 本来でいけば、この支出が病院会計の方の医業外収益でそっくり出てくるのが当たり前だと私は思います。ほかになかったら。

○議長（原田 重治君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 起債の償還の元金については資本的収入の方でしますので、その分だろうと思います。

○議長（原田 重治君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。——質疑もないので、これにて総括質疑を終結します。

日程第2. 常任委員会付託

○議長（原田 重治君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は、付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、各議案は、付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては、審査方よろしくお願いします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、今日中に事務局に提出くださるようお願いいたします。

本会議終了後、中学校の改築工事の件について全員協議会を開催しますので、委員会の審査日程協議後、議員控え室に御参集願います。

○議長（原田 重治君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時32分散会

平成18年 第5回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

平成18年10月10日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成18年10月10日 午前10時00分開議

日程第1 追加議案の取り扱いについて

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 追加議案の取り扱いについて

日程第2 一般質問

出席議員(18名)

1番 斉藤ちづ子君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 福留 久光君
5番 長尾 鈴子君	6番 大久保義直君
7番 重久 邦仁君	8番 東村 和往君
9番 池田 克子君	10番 別府 久光君
11番 原田 重治君	12番 中石 高男君
13番 小牧 利美君	14番 宮田 強雄君
15番 黒木 孝光君	16番 的場 茂君
17番 桑畑 浩三君	18番 山領 征男君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君	書記 出水 健一君
	書記 榎木たみ子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	助役	原田 一彦君
教育長	田中 久光君	総務企画課長	原田 順一君
税務財政課長	渡邊 知昌君	町民保健課長	重信 和人君
福祉課長	下石 年成君	産業振興課長	木佐貫辰生君
都市整備課長	中原 昭一君	環境水道課長	福重 守君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	上村 陽一君

午前10時00分開議

○議長（原田 重治君） 本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 追加議案の取り扱いについて

○議長（原田 重治君） 日程第1、「追加議案の取り扱いについて」を議題といたします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 斉藤ちづ子君 登壇〕

○議会運営委員長（斉藤ちづ子君） 皆さん、おはようございます。それでは議会運営委員会の協議の結果について御報告いたします。

本日、午前9時15分から議会運営委員会を開き、最終日に追加上程されます議案の取り扱いについて協議を行いました。

その結果、固定資産評価審査委員会委員の選任についての議案第100号及び議案第101号については、委員会付託を省略し、全体審議で措置することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（原田 重治君） お諮りします。最終日に追加提案されます議案第100号及び議案第101号の取り扱いについては、議会運営委員長の報告のとおり委員会付託を省略し、全体審議で措置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、最終日に追加提案されます議案第100号及び議案第101号の2議案については、委員会付託を省略し、全体審議で措置することに決しました。

日程第2. 一般質問

○議長（原田 重治君） それでは、日程第2、一般質問を行います。

質問に際しては、申し合わせ事項を遵守して質問をお願いします。

発言順位1番、上西さん。

〔3番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（3番 上西 祐子君） おはようございます。通告に基づき質問いたします。

初めに、さきに行われた町長選挙に関する問題であります。このたびの選挙では、各候補者から都城市との合併の是非をめぐる問題を中心にした提起がなされてきましたが、町民の間にも町政にかかわる問題を、みずからの生活に直結する問題、住民自身の問題として考える機会ともなり、大きな議論が巻き起こる中で、将来にわたる町政の指針を含めた判断が町民の意思として表現されたのではないかと思います。結果として、この問題では桑畑町長のもとで自立で頑張っていこうという町としての進むべき方向が再確認された形となりました。しかし、いずれにせよ、政府による地方財政の締めつけの厳しい現状にあって、自立といえど、その道も決して平坦ではない。今後、町当局としても町民と協働し、知恵を絞って新たな難局にも対処していくことが求められてくるのではないかと考えます。

さて、さきの選挙で町長は公約として、子育て支援、過疎地対策、企業誘致、特産品づくり、教育施設の整備・充実など、公約をされました。いつからどのような形で実現しようと考えておられるのかお伺いいたします。

また、子育て支援の具体的な提起として入学前の幼児医療費をすべて無料にすると公約されました。町民としてこれも朗報として受けとめたいのですが、これを小学校入学前までを無料とすることは、いつから実施される予定なのか。またすべて無料となると、財源はどのくらい必要となるのかお伺いいたします。乳幼児医療費無料化は、乳幼児を持つ家族にとってだけでなく、町の若返りと活性化を求める町政にとっても必要かつ重要な政策と考えます。したがって、三股町が一刻も早く新しい制度として実現することを望むものですが、同時にこの問題は単に町独自で先進的に進めるだけでなく、国の制度としても創設を求める価値は十分にあるのではないのでしょうか。国に通じる会議などで、その必要性、重要性と、こうした制度が現在の自治体の実情に沿った制度として国にも創設されるよう訴えられるお考えはないのか町長の所信をお尋ねいたします。

次に、今回の選挙を振り返ってみますと、各候補者から町民生活に直接かわりのある政策開陳と問題提起がビラなどによってなされ、有権者にある意味適切な情報を提供した上で、町民に判断をゆだねる選挙の基本的な姿があったことは、これまでの業者主導の首長選挙とは違い、有権者の真剣な論議を呼び起こし、町民が選挙を通じて町政に参加するという本来の姿がそこにあったことは、今後の選挙のあり方として大いに評価してよいのではないかと思います。

しかし、このように、町民が真剣に考え判断を模索している最中に、傍若無人にも一方的な見解を押しつける内容で記述責任者、出所とも不記載の違法のビラが投票日を直前に大量広範にまかれています。公職選挙法という選挙期間であったため、直ちに町選挙管理委員会に通報しましたが、委員会としては、その時点で既にビラを配っていた本人が町民によって取り押さえられ、警察に身柄を預けたと伺いました。選挙管理委員会は公正な選挙が行われるよう常時監視する責任があり、違法な行為があった場合は、直ちに当事者に注意する義務があると考えます。今回の場合、投票日の2日ほど前からほぼ全町にわたり大量にまかれたという実態、こうした実態を野放しにし、選挙が終わったからとして、この卑劣な行為について目をそらしてうやむやにすることはないと思いますが、その後の経過についてお伺いいたします。

次に、障害者自立支援法が4月1日から実施され、原則1割の応益負担が導入され、県内の施設でも負担増による退所者が多数に上り、また報酬の激減による施設経営の悪化など問題点が噴出しています。10月からは、新たに補装具や障害児施設も1割負担が導入されました。障害者が人間として当たり前の生活をするために必要な支援を益とみなして負担を課するという応益負担は、憲法や福祉の理念に反します。障害が重い人ほど負担が重くなり、負担に耐えられない障害者はサービスを受けられなくなります。施設やグループホームの利用者は食費と居住費も全額自己負担となり、耐え難いばかりの負担増が押し寄せています。

知的障害者通所施設では、働いている工賃よりも負担額の方が高く、作業所をやめて自宅に引きこもる人も出ているそうです。また、施設側もこれまで月単位で報酬が支払われていたのが日払い方式に変更されたことで、障害者が病気などで通所できない日は丸ごと減収になり、運営が危ぶまれる障害者施設もあるそうです。

また、10月からは障害のある子供の福祉サービスも措置制度が廃止されて、契約方式に変更され、同様の重い負担が強いられます。障害児を育てている保護者の多くは20歳代から30歳代の若い方々です。収入も十分ではなく、まして障害のある子供を抱えていると共働きも難しい家計状況にあります。利用料や食費などの実費、医療費や補装具での負担は多大なものになります。その負担感から早期療育の機会を逸すると子供の発達の芽を摘んでしまうことになります。今回、障害者団体から陳情書が提出されておりますが、国県に対しても月額上限額の引き下げ、実態にあわない減免制度を緊急に改善するように申し入れ、町独自でも負担軽減措置ができないのかお伺いいたします。

次に、改定された介護保険について質問します。平成18年4月介護保険制度が改定され、多くの高齢者が容赦なく公的介護サービスを奪われております。要介護度が低い高齢者は保険で利用してきた介護ベッド、車いす、ヘルパーやデイサービスなどが使えなくなっています。昨年、10月から介護施設の居住費、食費が全額自己負担となったため、負担増に耐えられず退所を余

儀なくされたり、ショートステイやデイサービスなどを断念した高齢者も少なくありません。政府が宣伝した介護予防や自立支援とは全く逆のことが起きています。今回の法改定によって一層の負担増に加えて、介護の社会化という最大の看板まで投げ捨てて、要介護度の低い高齢者をサービスから門前払いしております。低所得者、軽度者など、多くの高齢者の利用を排除する。要するに、保険料は取るが介護は受けさせない制度へと、介護保険は重大な変質を始めております。この重大な変質は介護保険法の改悪と政府による構造改革の名による、痛みの押しつけにあることは明白です。そういう中で、今、地方自治体が国のいいなりに、高齢者から公的な介護を取り上げてしまうのか。自治体としてできる限りの努力をするかが問われております。

本町でもことし10月から介護予防サービスが始まりましたが、要支援1、または2と認定された人は、従来の介護サービスが受けられなくなり、生活機能の維持向上を目的に介護予防サービスしか利用できなくなります。また、要介護1以下の軽度の高齢者は原則として車いすや介護ベッドなどの貸与が受けられなくなり、車いすやベッド、電動カーなど、取り上げられた方がたくさんおられます。一律に用具を回収された高齢者に不安が高まっている事態に、厚生労働省は機械的一律に用具の回収をしないようにとする事務連絡を送っていますが、本町ではどう対応されたのか伺いたいと思います。答弁を求めます。

また、町が福祉用具の貸与の是非を判断する際は、ケアマネジャーや主治医の判断を最大限に尊重すべきです。福祉用具を自費で購入やレンタルする高齢者に自治体独自に助成するところも出ていますが、本町ではその考えはないのかお伺いいたします。

介護保険を使うには要介護認定を受け、ケアプランをつくってもらう手続が必要ですが、要支援1、2の介護予防プランの作成は、従来のプランよりは手間がかかる上に、ケアマネジャーなどに支払われる介護報酬は半額に引き下げられ、来年4月からはケアマネジャーは1人8件までしか担当できなくなると聞きました。ケアプラン作成の責任は地域包括支援センターにあります。町の支援包括支援センターの今の体制で十分なのでしょうかお伺いいたします。

後は自席から質問いたします。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。それではただいまの質問にお答えをしたいと思います。

まず、町長選挙について、①の選挙公約の入学前幼児の医療費無料化についてでございます。国全体におきまして、昨今の少子高齢化問題は大変な深刻な問題となっておりますが、そのような中、本町は県下でも人口の伸び率が第一位となっており、今後も町独自の新たな魅力でさらに人口増加を図っていくことが、これまで以上に重要な課題となってきております。特に、本町の

将来を担い、本町の宝ともいえる子供たち、また子育て真っ最中の父母に対しまして、もう1人子供が欲しくなるような子育て支援を行っていききたいというふうに考えております。

そこで、医療費負担が小さな子を持つ親にとって大変な負担となっていることを考えまして、これまでは入院は小学校入学前まで、外来は5歳の誕生日までを350円の自己負担としまして、県の補助と町の単独で支援してきたところでございますが、これを今後は小学校入学前までの医療費すべてを無料化とするものであります。実施時期につきましては、受給者、また医療機関、その他関係機関への周知や事務手続、予算上の関係等からも考えまして、平成19年4月から実施することが最も適当であるというふうに考えているところでございます。実施により、自主自立という道を選んだ本町にとっての新たな魅力となり、若い世代の転入も期待するところであります。これまでの人口増加にさらに拍車をかけ、三股町の基本理念であります温かく活力あふれ、子育ての楽しさを実感できる町「三股」に沿って、父母その他の保護者が子育てについて第一主義責任を有するという基本認識のもと、子育てについて理解が深められ、子育ての喜びが実感される町にしていきたいというふうに考えております。また、財源的なことにつきましては、具体的なことにつきましては担当課長の方から答弁をいたさせます。

なお、私は今回の選挙におきまして選挙公約を幾つか掲げてまいりました。そういうことで、この公約につきましては、できるものから実現をさせていきたいというふうに考えております。また、先ほど質問の中でございましたが、福祉面における弱者に対するこの改善、要望等につきましてはどうかということでしたが、今後、町村会という組織がございますので、町村会あたりにもこのような問題提起をいたしまして、国に要望をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、②の選挙戦で違反ビラやうそ、おどしともいえるビラがまかれたが、取り締まりはどうなっているのかということでございます。この事項につきましては、選挙管理委員会の直属の事務局長でございます総務企画課長の方から答弁をお願いをしたいと思います。

それから、2番の障害者自立支援制度について、支援法の問題点と負担軽減についてでございます。支援法の問題点と負担軽減についてでございますが、障害者自立支援法の施行は全国的に大きな問題として提起されているところであります。中でも、サービスを必要とする障害者にとりましては、利用したサービス費用の一部を利用者負担額として所得に応じて支払う応能負担から、サービス費用の原則1割を負担する応益負担への移行によりまして、その多くの世帯で経済的負担が増し生活が苦しくなっております。

したがって、本町といたしましては、財源の切り詰めで厳しい財政状況ではありますが、障害者を支える何らかの軽減策を講じていく必要があるかというふうに考えております。負担軽減を実施する場合には、その世帯の所得状況や自己負担額などを十分に調査した上で判断

しなければなりません。何よりも負担がふえたのは、障害者自立支援法において原則1割の負担を求めるというところに問題があり、国における制度の見直しを求めていくことも重要でございます。本町における利用者負担額の負担軽減につきましては、近隣の市町村の動向も視野に入れながら前向きに検討をしていく所存でございます。

それから、介護保険についてでございます。まず①の福祉用具の取り上げについてでございます。この質問の趣旨は、今回の介護保険制度の改正において、国が要支援及び要介護1といった、いわゆる軽度者に対して車いすや特殊寝台等の福祉用具の貸与を原則保険給付の対象外としたことについての御質問であるかと思えます。このことは、福祉用具の不適切な対応に対する適正化を目的とした制度改正と認識しているところでございます。人の体は、本来活用すべき機能を活用しなくなることによってその機能が失われていくと言われており、不適切な福祉用具の貸与が身体機能の低下を招く結果をもたらしたとの指摘もございます。また、業者の安易なセールス等による福祉用具の過剰な貸与が給付費の高騰に影響を及ぼしているとも言われているところでございます。

しかしながら、加齢による体力の衰えは避けられないところであり、電動車いす等を活用することで日常生活における行動範囲が広がり、自立した生活がおくれるようになった利用者がおられることも承知しているところであります。こうした現状を踏まえ、本町におきましては、地域包括支援センターの保健師等の専門職員が対象者のもとを訪問し、福祉用具の必要性などを吟味し、国の示す廉価的な適用を検討したり、保険給付外での安価な対応や購入の方法についての情報提供を行うなど、利用者負担をできるだけ軽くして現状の生活維持が可能となるような指導を行っているところであります。

次に、②介護認定の低い人へのケアプランについてでございます。本町におきましては要支援1及び要支援2の、いわゆる軽度者といわれる介護認定の低い人が、平成19年度には約450人程度になると見込んでおり、これらの対象者に対し、国は筋力トレーニングや栄養指導などのケアプランを導入していくことで、状態が向上していく見込みが比較的高い人と位置づけており、それに基づく機能向上の目標を掲げたプランとなっております。さらに、訪問介護サービスにおいても、例えば料理作業のすべてをヘルパーさんに任せる内容から、ヘルパーさんと共同で調理作業を行うサービスへ変えていくなど、日常生活の中で自分が今できることをできるだけやり続けることで、身体機能の衰えを防いでいこうとする内容のケアプランに変えていくこととなります。こうした軽度者に対する介護予防のケアプランの作成、指導を担っているのが地域包括支援センターでございます。

③包括支援センターの活動についてでございます。本町の地域包括支援センターは、今月1日にこれまで町立病院に委託しておりました基幹型の在宅介護支援センターを再編する形で開設し

たところであります。保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士、理学療養師、看護師といった専門の職員を配置し、高齢者の総合相談窓口となって活動していくこととなっており、その業務は多岐にわたっております。具体的に、さきの御質問にもございましたが、軽度者のケアプラン作成、高齢者の弱体に関すること、介護認定を受ける前の、いわゆる介護認定予備軍的な状態の虚弱な高齢者に対するケア、町内全域の高齢者の実態把握といった業務専門職員が一致協力して取り組んでいくことといたしております。国は、こうした一連の高齢者対策全般を担う地域包括支援センターを、高齢者のさまざまな問題を水際でワンストップする機関と位置づけております。本町におきましても、こうした期待にこたえるべく高齢者のあらゆる問題の解決に積極的に取り組んでいく所存でございます。

以上で回答といたします。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 町長選挙について、選挙選で違反ビラやうそ、おどしともいえるビラがまかれたが、取り締まりはどうなっているのかということでございますが、このことにつきましては、選挙管理委員会、事務局長として答弁をいたします。

町長選挙につきましては、御承知のとおり、去る9月5日に告示、10日に投票が行われたところでございます。3名の方が立候補されまして、5日間の選挙運動が行われたところでございます。御承知のように、合併問題が争点の一つとなったところでございます。告示日前後に、各後援会事務所、あるいは匿名によるビラが出回ったところでございますが、これは講演会事務所の政治活動として必ずしも要となるものではありません。しかしながら、問題は記載内容であろうと思います。今回、一部の後援会によるビラについて、本当にそのようになるのかという住民からの不安が多数、役場の方に寄せられたところでございます。選挙の実施に当たりましては、都城警察署において取り締まり対策本部が設置されまして、選挙管理委員会とお互いの連携のもとに選挙事務を遂行していることから、選挙違反と思われるものにつきましては、随時警察へ情報提供をしているところでございます。

今回のビラに記載された内容の一部については、住民に不安を与えるのではないかと判断したことから、警察と連携を図ったところでございます。また、これらのことにつきましては、立候補予定者説明会におきましても、これから町長という公職につく方であるので、常識的な違反のない行動を心がけるようお願いがしてあったところでございます。これらの良識を欠いた一部の行動が、選挙人の選挙に関する意欲を低下させたとしてある新聞も報じておりました。立候補される方におかれましては、選挙人の意識の低下、政治不信を招くような行動は厳に謹んでいただきたいと思うところでございます。選管としましても、今後、警察と連携を図りながら指導に力を入れていきたいと思うところでございます。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 医療費、乳児医療費の無料化に対する財源並びにその必要額ということでございますが、それにつきましては、補助対象分、県の補助対象分が外来でゼロ歳から3歳未満において1,690万程度、そして、入院、入院が補助対象分がゼロ歳から6歳の就学前まで600万程度、合わせて2,290万ということになります。そして町単独分でございますが、町単独分としましては、外来の3歳児から6歳児までの就学前の部分が3,031万程度、そして自己負担分、今まで自己負担分が350円の自己負担がございましたので、この部分も無料化にしますよということでございますので、その部分が621万、合わせて5,943万円程度ということになります。

そして、その今回無料化にすることに対しましての影響でございますが、外来の5歳児と6歳児の就学前の部分が新しく無料化ということになりますので1,233万円、そして自己負担分の350円の部分ですね、先ほど申しましたように621万円、計の1,854万円程度が影響額としてふえるということになります。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 本当、乳児医療費の無料化、乳幼児医療費の無料化を就学前まですべて無料にするという公約を実行するというふうなことは、本当に、私はもう自分が所属している婦人団体で署名活動をしてきた者にとっては本当にうれしく思います。これによって、やはり三股町が福祉に、そしてまた若い世代に対しても希望がある住みやすい町として人口もふえてくるのではないかなあというふうに考えております。来年4月から実施と確認してよろしいのでしょうか。——はい。

では、次、選挙のことなんですが、こういう投票日2日前に違反ビラが全町にまかれたというふうなことで、警察に突き出されたというふうなことを聞いたんですが、その後がどういうふうになったのか、選管の方つかんでたらお願いいたします。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） ビラでございますけれども、選挙告示があつてからのビラ、特に名前が、後援会事務所名が書いてないと、こういったビラについては、もちろん違反でございます。これにつきまして警察の方にとということであるということでございますが、その後の警察の方の捜査の内容、これについては、市町村の方にはおりてきません。捜査をした結果、どうこういう理由でどういうふう処分をしましたというものは、実はおりてこないということでございます。こちらは一方的に選挙違反があれば、こちらから警察の方へ通報するということが

けているところをございまして、今回、どういうふうに結果になったのかちょっと聞いていないところをございます。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 今までも本町では、出所不明のビラ、選挙のとき以外でなくてもなって、余りこう芳しいことではない行動がいろいろありましたが、やはりそういうふうなことをなくして、本当にみんなが聞きたいことは堂々と名前出して聞くとか、そういうふうな町の風土ちゅうんですか、そういうふうなことをしていく必要があるのではないかなと思います。

次、障害者自立支援法についてお伺いしていきますが、私もこの障害者自立支援法の質問をするためにいろいろと障害児を抱えてるお母さんや施設に行って園長先生から話を聞きました。本当にこういう弱い人たちというんですか、命を支えるため人間としての自由を保障するために必要な福祉サービスをお金で買うという考え方に貫かれた法律ではないかなあというふうに思っております。都北学園に通わせている——お子さんを通わせているお母さん2人から話を聞いたんですが、就学前の子供を訓練のために通わせていますが、今まで無料だったのに、1カ月通院すると、20日か22日ぐらいですね、2万円以上の負担になると。それと、障害を持つ子供は病気もよくするし働きに行きたくても働けないと、負担がふえると本当に困ると訴えられました。

それと、ひかり園も訪問したんですが、ひかり園というのは私も初めて行ったんですが、ダウン症とか、重症心身症障害児の発達障害のある子供が親と子で通園し、療育を目的とする施設です。本町の子供も17人通っているそうです。保育所に——普通の保育所に行きながら、また昼からこのひかり園に通うというふうな子供もいる。親と子で通って訓練を受けてるみたいなんですが、1日通園すると508円、1カ月毎日来ると1万円以上の負担になって、本当に若い両親にとっては大変だというふうなことです。

それと、福祉サービス、自立支援医療、補装具を重複して利用した場合、それぞれ別に上限額まで負担するというふうなことにもなってるようで、本当に障害の重たい子供ほど大変な負担になる法律です。ぜひ、先ほど前向きに検討するとおっしゃいましたが、町ではどのように、いつからされるのかお伺いいたします。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほど答弁を申し上げましたが、これにつきましては、本当に障害者を持つ親にとりましては非常に深刻な問題でございます。そういうことで、この負担の軽減につきましては、所得状況、また自己負担額などを十分調査しながら、またさらには県内のこの状況、市町村の状況、動向等を十分検討しながら、いつからやるということはここではっきり申すことはできませんけども、とにかく前向きに積極的に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 私も初めて聞いたんですけど、ひかり園なんかに行っている子供さん、発達障害のある子供さんですね。障害者特別手当、児童手当というのが普通は障害のある子供さんは出てるんですけど、自分の子供が障害として認めたくないというふうな思いで診断を受けてない人もいらっしゃいます。この資料によると27名ぐらい未診断というのがいらっしゃるんですが、やはりこの子供ですよ、そういう社会に出ていく土台づくり、早期発見が就学後へつないでいって、普通の子として発達していく人もいらっしゃるわけですから、そういう子供に対して療育は義務教育だというふうな観点で、本当にもう子供の場合は、ぜひ今までほとんど安い費用で訓練をしてるわけですから、ぜひそのあたりはしていただきたいなあというふうに思います。2,200円の負担、今までだった人が3万円ぐらい必要だというふうなことも聞きました。その上に補装具にも1割負担と。だから若いお母さんたちにとって、育児放棄をする恐れも出てくるというふうなことなんですね。そのことに対して福祉課長どう思われますか。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） この自立支援法については、上西議員の御指摘のように、全国的には大きな問題でございます。やはり、障害者にとっては、働きたくても働けないという方もいらっしゃるわけですが、そういう方々をやはりケアしなければいけないというふうに思うんですが、今回、発達障害のことを言われましたが、これにつきましては、やはり三股町も大体100人に8人程度は発達障害者がおると言われております。そういう部分において、今宮崎の方に療育センターがありますが、これは、やはり1年ぐらい待っておかなきゃいけない状況にあるわけですね。

そういう状況の中で、今回、県北と県南に1カ所ずつ療育センターを設置しようという考え方も出ておりますので、やはり都城、三股を含めて、そういう施設の部分を今検討してるんですが、今回、障害者に対しての1割負担についての応能割負担から応益負担の方に変わってきたんですね。それによって、いろんな負担額が多くなった人、あるいは少なくなった人もいらっしゃいます。一例を挙げますと、両親が就労している家庭において、子供を短期入所させている方については、今までは月に5,000円程度だった方が今回の改正によって2,000円程度負担が低くなったという例もございます。これはごく一部なんですね。多くは、非課税世帯においてのゼロ円だった負担が多くの方が応益負担になったことで、やはり月の部分が1万以上ふえている状況でございます。したがって、この負担軽減を実施する場合には、そういう負担的な部分、所得の部分、これひっくるめて十分調査した上で判断しなければいけないかなというふうに思っております。

宮崎市の方法によっては一律0.5の助成ということにございますが、その方法でいいのかどうかも含めて検討をしていきたいと。先ほどの障害者に対する考え方、課長はどう思っているかという部分に含めてもそういうことを考えてます。そして、発達障害者においても今十分検討をいたしてるところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 今まで、この予算で重度心身障害者医療費とか、生活用具給付とか、この身体障害者補装具とか、こういうふうな予算が今年度出ますよね、身体障害者医療費が3,800万とか、進行性萎縮症が4人で1,735万とか、こういうふうな予算が組まれているわけですが、この1割負担になったことによって、町の持ち出しが少なくなった部分もあるんじゃないかなあというふうに考えるんですが、どうなんですか。

これは町の予算ですよ。今私が言った身体障害者補装具が750万、身体障害児補装具給付が220万とか、こういうふうな、これは3月のことしの予算をしてきたんですが、これが1割負担になったことによって、少なくなることは予算上ではあると思うんですよ、親にそれだけ負担がかかるわけですから。だから、そういう町の持ち出し分がなくなった分があると思うんですが、そういうそのお金にちょっとプラスすれば、本当に障害者年金をもらってない人とか、こういう子供たちの療育福祉サービスの面、そういうふうな子供たちに対してですよ、一日も早く補助していただきたいなあというふうに思うんですがいかがですか。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 予算的な部分でございますが、そういう自己負担の分がふえたから町の負担が減ったんじゃないかということでございますが、17年度の予算と、そして18年度予算を比較しまして、障害者に対する予算的な部分はふえてるんですね、ふえてます。利用料を見込んだ部分の予算でございますので、ふえてる部分は事実なんですけど、その自己負担になってどうかという部分について、ちょっと調査しておりませんのではっきり言えません。若干は、その部分はあるかなあというふうに思うんですが、予算的な部分においてはふえてるということでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 今まで支援費制度を受けてた人は何人ぐらいいらっしゃる、ゼロだった人はどれぐらいでしょうか。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 施設の部分でございますが、18年の7月実績で50名ですかね、

50名。そして居宅が、利用者実数が69名ですか。ゼロであったという部分については、ちょっとここに資料持ってきておりませんのでわかりません。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） とにかく若いお母さんたち、そしてまた障害を抱えて作業所なんかで働いている人たちは、何のために働きに行くかと。もうお金をたくさん取られた上に働く賃金の方が安いというふうな方もいらっしゃるわけですから、そういうふうな人たちに対しても一日も早くいろんなことを調査して、また12月議会でもあるわけですから、条例改正なりを検討していただいて1月実施というふうなことで取り組んでほしいなあと思います。ちなみに、今この障害者自立支援法の助成をしているところは、宮崎市、それから清武、国富、綾、こういうところになっておりますが、今全県的にも補助をする方向にいったるというようなことを聞いております。ぜひ本町でもそういうふうな、一日も早い実施をお願いして、次、介護保険の方に入ります。

介護保険で、用具を取り上げられた人たちがいらっしゃるわけですが、ヘルパーさんの話によると、電動車を運転できる人は軽い人なんですね。だけど、借りて、電動車で病院に行ったり買い物に行ったりすることは、その人にとってはすごく障害もこれ以上老化させないとか、また引きこもりにならないとかいうふうなことに、すごく役立っていると思うんですね。介護予防というのはそういうことだと思えますよ。それを、一律に軽いから取り上げるというふうなことになると、その人は買い物にももう行けなくなるとか、病院にも自分では行けなくなってタクシーを利用しないといけないとかいうふうなことになるわけです。だから、ヘルパーさんも本当に矛盾してるよねと、電動車なんか運転できる人は、障害の重い人なんかはできないわけだからというふうなことを言われておりました。そういう観点から、町でもそういう人たちに対するケアマネジャーさんたちの話を聞いて、国のこの法律だけではこうしてほしくないなあと思うんですが、町ではどうなっておりますか。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 取り上げられた数ですか。その対応ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）これにつきましては、今回軽度者に対する福祉用具の保険の給付の対象外とされたんですね。その理由としましては、やはり福祉用具サービスはもともと便利だからということではないわけですね。便利だから利用させてくださいというのではございません。介護が必要であるか否かという部分が議論になってるんですね。そういうことで、今回便利だからじゃなくして、真に介護が必要であるかどうかという部分、要支援1、2の部分は軽度者ということでございます。軽度者。やはり家の中、あるいは家の周り等では歩けると。杖をついてでも歩けるんだという方については、やはり単に車いす、それからベッドを与えるということじゃなくして、やはり介護者に

ならないための介護予防が必要であるということになっているんですね。

そういうことで、今回、要支援1、要支援2という部分については対象外になったわけですが、三股町はそういう方は現在どうかと、どういう対応してるかということでございます。これについては、やはりケアマネジャー等が自宅に行き指導しているということなんですが、特殊寝台等については利用者が3名いらっしゃいます。そして、中古的な感覚を、ケアマネジャー等で事業者の指導も行ったんですね。中古的な感覚でもってその3名が特殊寝台を購入されたということです。

そして、車いすでございますが、車いすが利用者が4名いらっしゃいます。4名の中で1人は入院中でございますので、その方については、今回認定の再申請をさせていただいています。ということです。あと2人の方が介護レンタルをされると。事業所と契約しまして。そして、1人の方が購入をされたということでございます。

先ほども申しましたように、私たちもその人の身にならなければわからないわけですが、やはり介護予防ということをまず考えなければいけないということですね。その人によっては、家の周りとか、そういう部分が歩けるという状況の中では、やはり介護予防を重視しなければいけないという観点に立って指導をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 福祉用具なんかを自費で購入したり、レンタルする高齢者には、年金のもう本当に、年間80万円以下の人ですか、そういうふうな人には、やはり少し補助をするとか、そういうふうなことは、考えはないのか、できないのか、お願いいたします。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 先ほども申しましたように、助成ということでございますが、やはり町長も申されましたが、答弁の中で、人の体は活用すべき機能を活用しなくなることで、その機能を失っていくということでございます。不適切な福祉用具の貸与は身体機能の低下を招くということも指摘されているわけでございます。

しかし、電動車いす等を活用することで日常生活における行動範囲が広がるということに対しましては、自立した生活がおくれるということ、有効に活用ということにおいては意味があると思いますが、しかし介護という、介護を必要とするということを考えるときに、もう何回も申し上げますが、要支援の方、比較的軽度の方においては、やはり杖をつけば歩ける。そして、乳母車等を利用すれば歩けるという方ではないかなというふうに思います。真に介護が必要であるかどうかということでございます。この方々については、真に必要なという方々については、一定の条件、一定の条件に当てはまれば給付対象になるという特例がございますので、そういう、

それを予防ということもあろうかと思いますが、安易に便利だからということでは予防という目的からこう外れてしまうということ言えると思います。そういうことで、助成ということではなくして、予防ということの観点に立って、現状の生活維持が可能となるようなやはり指導を行っていく必要があるというふうに思います。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） ぜひ主治医とか、ケアマネジャーたちの判断を最大限に尊重して対応していただきたいと思います。

介護保険のこと、予防ですね。ケアプランをつくってもらう手続が必要なんですけど、今度要支援1、2の介護予防プランの作成は、従来のプランより手間がかかると、そしてケアマネジャーなどに支払われる介護報酬も半額に引き下げられたと。それで、事業所が介護、そういう全体的にすれば半分ぐらいいっちゃうわけですね、認定受けた人の半分は要支援とか、要介護1ですが、そういうふうなケアプランを引き受けてくれる人がいなくなったと。ケアプラン何人とかいうふうなことをマスコミでも言っていましたけど、そういう人たちに対しては、今度は地域包括支援センターが責任を持ってつくらないといけないとありますけど、今の町の体制で十分なのかどうか、そのあたりをお聞きします。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） この予防事業については、包括支援センターでケアプランをつくるというのが、言われますように基本でございます。この前の審議の、全体審議の中でも説明をしたんですが、介護予防の要支援、要支援の2については、包括でやる部分と委託してやる部分に2つに分けております。各事業所については、やはり国から示されております1人当たりケアプランをつくるのは8名ということで法で縛られてるんですね。その理由は、やはり包括でケアプランをつくるのが基本だと。事業所に委託する部分は特例なんだという考え方があるわけでございます。

そういうことで、今回各事業所で委託を受ける事業所は28事業所がございます。そして受けない事業所、もうスタッフがそろってないので受けませんという事業所が10の事業所がございます。そして未定の事業所が2ということでございますが、これによって、やはり今後どうなるのかなど、包括支援センターのスタッフの中で対応ができるのかということでございますが、今現在ケアマネジャーが5名、主任ケアマネジャーも含めて5名おります。その中で対応すると。今後、どんどんこのケアプランについては、ケアプランの作成、利用者はふえていくわけですね。そういうことで、それとあわせて実態把握までしなければいけない。65歳以上の実態把握、これが大体三股町に5,000人おられます。それを、それぞれ個別に調査、自宅に訪問して調査しなければいけない状況にあるわけです。

そういう中で、包括支援センター、ケアマネジャーが5名と、そして社会福祉士、保健師とおりますので、9名おります、理学療法士も含めてですね。その9名で全体で対応しなければいけないだろうと。そして、その実態調査もそれぞれあなたがこの実態調査の担当ですと、あなたがこのケアプランの担当ですとということじゃなくして、もうみんなやるんだよということでない対応は仕切れんだろうというふうに考えてます。そういうことで、今後、大幅にふえるということで、対応ができないという状況があった場合は、人的な部分も含めて、雇用も含めて、そしてまた同時に各事業所に委託という部分も含めて、検討しなけりゃいけないかなというふうに思ってます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 地域包括支援センターが本当に大変な、今お話聞くと、高齢者の実態把握とか、困難を抱えるケアマネジャーなどの支援を行って、地域の高齢者の相談にも答えるというふうな拠点とされておりますが、本当にそういうふうなことをもつともつとセンターを発展させるために、国とか県に対して、今介護保険の方にこう吸収されましたけど、それは別個に考えてもらうように、国や県に対して財政負担の増額を求めていくべきだと思いますけど、町長どう考えられますか。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほど申しあげましたように、この包括支援センター、今月の1日から施行されてございますが、まだ始まったばかりで、その辺の状況というものはまだ効果的にまだどのような形で動いていくのか、非常に不透明なところもございます。そういうことから、今後、そういう問題というものを拾い上げて、やはり改善するところは改善して、見直すところは見直していくということに、やはり県なり、また国等にも要望する必要があるんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

今後、いろいろとまた全国的にこの問題は出てくる問題ではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん、もう時間がわずかしかありませんので。

○議員（3番 上西 祐子君） 以上で、私の質問を終わります。ぜひいろいろな面、福祉の町として町が自立して発展していくようによろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（原田 重治君） ここで11時20分まで休憩といたします。

午前11時12分休憩

午前11時21分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位 2 番、東村君。

〔8 番 東村 和往君 登壇〕

○議員（8 番 東村 和往君） それでは、質問に入ります前に、このたびの町長選挙において、桑畑町長が 3 選を果たされましたことに対し、改めてお祝いを申し上げます。今回の選挙は自立か合併かが最大の争点となりました。その結果、有権者は自立を選択したということになります。今後、ますます交付税の削減等、緊縮財政を余儀なくされることが予想される中、自立の道は厳しいものがあり、町長の決断はさらに重みを増すものと思われまふ。これまでの町政を振り返りますと、町立病院の問題など、いささか対策のおくれがあったことは否めないと思っております。これからの 4 年間、その重責をしっかりと受けとめ頑張ってくださいとを切にお願いするものであります。

自治体の首長は大変多忙な職責であり、気力、体力の充実は重要な要素であります。この選挙戦において、町長はまだまだ 50 代、60 代には負けない自信があると宣言されておりました。その勢いで頑張ってくださいたいものであります。そのためには健康が一番大事であります。今回の私の質問はその一助になろうかと思っておりますので、ひとつ前向きな答弁をお願いしたいと思ひます。

それでは本題に入りますが、今の時代、安心・安全ということがキーワードとなっております。大きくは世界の軍事情勢、国防の問題から、小さくは家庭の食卓に至るまで安全・安心が求められておひます。今回は、その一部分であります。交通の安全と食の安全について質問したいと思ひます。

まず第 1 点、交通の安全について、飲酒運転の問題であります。去る 8 月 25 日の夜、福岡県において 3 人の幼い命が奪われるという飲酒運転による悲惨な交通事故が発生いたしました。御承知のように、この事故は福岡市の職員がかなりのアルコールを摂取して車を運転し、親子 5 人の乗った車に追突し、橋の上から海に転落させたものであります。この事故により幼くして命を奪われてしまった絃彬ちゃん、倫彬ちゃん、紗彬ちゃんに対しましては、ここに改めて御冥福をお祈りいたしたいと存じます。この事故の詳細が報道されて以来、全国的に飲酒運転に対する非難の声は沸き上がりました。飲酒運転の危険については、以前から交通 3 悪の一つとして交通安全運動のたびにその追放が叫ばれてまいりました。しかしながら、このぐらひの酒では大丈夫とか、事故を起こささえしなければ問題はないとかの認識がまだまだ全般的になきにもあら

ずであります。特に、酒に酔ったときには、平常時に比べて理性のブレーキが甘くなり、危機意識も罪悪感も薄れてしまい、ついハンドルを握ってしまいがちであります。この事故をきっかけに高まった飲酒運転に対する認識の向上をチャンスととらえ、行政としても飲酒運転撲滅に向けた対策を打ち出すべきであると思いますが、町長の所見を伺います。

第2点、この事故の発生以来、マスコミでは連日飲酒運転による事故、あるいは違反の記事が報じられております。特に、公務員によるものが目につき、世間でこれだけ騒がれているのに、新聞もテレビも見えていないのかとあきれるほどであります。こういった結果から、全国各地の自治体では職員の飲酒運転による事故及び違反に対する罰則を相次いで強化しているようであります。本町においては、このような罰則はどう規定されているのか。また、現行罰則を早急に強化する考えはないかお尋ねいたします。

3点目、酒における杯の取り交わしについてお伺いいたします。全国的には少ないようですが、南九州地域、特にこの霧島盆地においては、焼酎どころということもあり、昔から風習として杯をお互いに取り交わすということが盛んに行われてきました。私自身、若いころから何の疑問も抱かずにこれまでその慣行に従って生きておりましたが、よくよく考えてみますと、飲酒運転防止、あるいはウィルス等による病気の問題、健康維持、そして体質的に酒の苦手な人たちのことなどを考慮するならば、真剣に検討する必要があるのではないかと思うのであります。

具体的には自席から申し上げますが、一つの方法としてワッペンを配布して、それを胸につけている人には酒を勧めたり、杯をさし出したりしたらだめなんだというふうにするのはどうでしょうか。方法はみんなで考えればいろいろアイデアが出てくるとと思いますが、町長何らかの形で町民の意識を啓発する運動、もしくはキャンペーン等を展開するお考えはないかお尋ねいたします。

次に、食の安全についての質問に移ります。本年、5月29日より食品衛生法が改正され、食品中に残留する農薬等に関する新しい制度、いわゆるポジティブリスト制度が施行されました。詳しくは省きますが、以前の制度では食品の残留基準が定めてある250の農薬及び33種の動物の医薬品について、残留基準を超えて農薬等が残留する食品については販売を禁止、それ以外の基準が定めていない農薬等については、食品に残留していても販売禁止等の規制はなかったわけでありました。それが、今回は、農薬等の種類を799にふやすとともに、残留基準の大幅な強化、さらには、残留基準が定めてないものについても一定量、これは0.01ppmという事でありましたが、それを超えて残留する食品の販売が禁止となったものであります。一般の消費者にとっては、より安全な食品を口にすることができて結構なことであり、安心という点からも評価できることでもあります。

しかしながら、これを生産する側にしてみれば、従来に比較して大幅に手がかかることであり、

神経を使わなければならなくなったわけであります。本町においては基幹産業は農業ということでもあり、いろいろな農畜産物を生産出荷しております。当事者である農家は大変であろうと思っております。この制度について、私なりに厚生労働省のホームページや新聞等で調べてみましたところ、制度の骨子や数値等は理解できましたが、実際の現場ではどうなのか。また町行政としてはどのようなことをしなければいけないのか、いま一つわかりません。この点についてわかりやすく御説明をお願いしたいと思います。

次に、学校給食センターについてであります。以前から本町学校給食センターの施設については、都城保健所から改善の指導がなされておるようであります。その内容は、野菜等の汚れを落としたりなどする下処理をする区画と、調理をする区画を区分けするように、また流し台も当然別にするようにとのことではあります。この改善をするにはもちろんまとまった金額の予算が必要になってまいります。現在の財政状況から察するに、厳しい現実があることは認識しておりますが、児童生徒の安全に配慮するならば放っておけるものでもないと考えます。現在のところ、平成20年度までの3カ年実施計画にも上がっておりませんが、再三の保健所の指摘を重く受けとめ、早急に改善を進める必要があると思っておりますが、町長の考えをお聞かせください。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは回答を申し上げます。

まず飲酒運転についてでございます。飲酒運転撲滅に本町としてどう取り組むかということでございます。飲酒運転による悲惨な交通事故が全国的に各地で発生をいたしております。社会問題化している状況でございます。飲酒運転による交通事故は、通常の交通事故の3.5倍の致死率であり、その重大性から撲滅のための罰則強化が進められてきたところであります。また、先月実施されました秋の交通安全運動の中でも最重要課題として取り組み、飲酒運転取り締まりが実施されたところでございます。

本町における検討中の取り組み案でございますが、町の広報誌などで飲酒運転撲滅に向けた特集、こういうものを掲載していきます。さらには、各地区で実施されている交通安全研修会において指導を強化していくと。それから町が主催する各種会議の場で飲酒運転撲滅を訴えてまいるということでございます。さらには、各種民主団体の長に依頼して、各団体主催の会議の場で飲酒運転撲滅に取り組んでいただくということでございます。

また、さらには三股町商工会の飲食業部会に依頼して、飲酒運転撲滅に取り組んでいただくと。さらには、町の職員で飲酒運転撲滅宣言を行いたいということを考えているところでございます。

それから、②の職員の飲酒運転に対する罰則についてでございます。本町の職員の飲酒運転に

対する処分は職員の道路交通法令、違反者取り扱い要綱に定められているところであります。この要綱によりますと、酒酔い運転の場合、減給1カ月から懲戒免職までの段階がございます。また、酒気帯び運転の場合は、戒告から懲戒免職が適用されていることとなっております。幼児3人を死亡させた福岡市の職員による飲酒運転事故を受けて、県内の自治体でも厳罰化の動きが広まっております。本町の処分が県との処分内容、あるいは厳罰化を実施の市町村と比較いたしますと、軽い処分であることから見直す必要があるのではないかとこのように考えておりますが、飲酒運転以外の法令違反者に対する処分とのバランス等も考慮しながら早期に検討をしてみたいというふうに考えております。

それから、3番目の従来より風習として行われている杯の取り交わりについてでございます。特に、当地方におきましては、杯を取り交わして親睦、また懇親を深めるというような長年の歴史があるように感じております。一口に是正というにはなかなか難しいものがあると思われませんが、最近飲酒運転での事故など、飲酒が引き起こす問題が大きくクローズアップされております。適度な飲酒は健康によい影響を与えたり、生活に潤いを与えたりするなど、効用も大きい一方、飲み過ぎると肥満や糖尿病、肝臓病、アルコール依存症など、心身の健康を損うだけでなく、交通事故、犯罪、家庭崩壊など、社会問題の原因にもなっているところであります。撤廃と強制は難しいというふうに考えますが、各種会議や催しでの飲酒での杯の取り交わりは、衛生面、また伝染病予防のためにも今後十分検討をしてみたいというふうに考えております。

それから、食の安全についてでございます。ポジティブリスト制度に対する本町としての取り組みを伺うということでございます。平成15年の食品衛生法の改正により、平成18年5月29日からすべての農薬と作物の組み合わせに対して残留農薬基準値が設定されることにより、基準値以上の農薬が検出された農産物の流通は原則禁止されることになりました。いわゆるポジティブ制度が導入されたところであります。この制度では、今まで残留農薬基準値がない農薬にも0.01ppmという低い数値が基準値として設定されることになりました。

このような状況を踏まえまして、北諸県農林振興局、北諸県農業改良普及センター、JA都城、都城農業共済組合、市町等で構成される都城地区施肥防除合理化推進協議会や北諸地域農薬適正使用推進指導班では、昨年からは各営農組織、部会等と連携を図り、農薬の適正使用及び農産物に対する農薬の飛散防止対策を農薬使用者に徹底するため啓発活動を行ってきたところであります。特に、5月の10日には1市1町の関係機関及び農家400名を集め、本町文化会館で全体研修会を実施したところであります。本町では例年は水稲防除を有人ヘリコプターにて行ってきたところでありますが、ポジティブリスト制度の導入に伴い農薬の飛散防止の一層の徹底を図るため、農協、共済組合の協力でことしから無人ヘリコプターによる防除に切りかえたところであります。また、この制度の周知を図るため、町及びJA三股支所では3月以降、回覧広報を初め、各生産

部会、営農組織の総会、研修会の折には、農薬の適正使用、農薬の飛散防止対策の周知啓発、病害虫防除記録簿の作成、指導を実施してきているところであります。

それから、③の学校給食センター改善拡充についてでございますが、この事項につきましては、教育長の方から答弁をお願いしたいと思います。

以上で回答といたします。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 失礼します。食の安全についての第2項目、学校給食センターの改善拡充についてということでございますが、本町の学校給食センターは平成3年に現在地に移転、新築しまして、創業を開始しておりますが、その後、平成8年に病原性大腸菌O-157が全国的に猛威を振るいまして、以来、給食センターの衛生管理が格段に厳しくなっているところであります。御承知のとおりであります。これを受けて学校給食センターでは、平成9年3月に物資搬入口、同年8月にはコンテナ配送口の改修を行いまして、その後も都城保健所の指導のもとに随時施設の改善拡充に努めてきたところであります。

本年8月にグリストラップ、すなわち排水処理施設の改修も実施しております。なお、本年4月24日に都城保健所の立ち入り調査が実施されまして、その結果、重要指摘項目3項目、一般指摘事項が3項目について、その改善が強く求められているところであります。議員の御指摘のとおりであります。重要指摘事項の一つは、現在給食センターでは下処理を調理場で行っているわけですが、この下処理を調理場で行わないこと。

また、二つ目は、原材料の包装用ダンボール類を保管設備及び調理施設に持ち込まないこととなっておりまして、重要指摘事項に共通して言えることは、汚染作業区域と非汚染区域の区別をはっきりさせる必要があるということであります。安全・安心という意味では、ここは大事なことだと私も思います。これを解決するためには、現施設ではスペースが足りませんので増築する必要があります。財源の問題もありますが、子供たちに安全で安心して食べられることのできる給食を提供するとともに、施設の改善拡充に向けて努力したいと思っております。議員の指摘がありました。3カ年実施計画については今提出しておりまして、既に計画案も提出しているところであります。できる限り早急にやっていかななくてはならない施設であろうというふうに思っております。

以上であります。

○議長（原田 重治君） いいですか。東村君。

○議員（8番 東村 和往君） いろいろお答えをいただきましたけれども、まず飲酒運転撲滅の件ですけれども、いろんな会合等、あるいは交通安全協会等とも連携取りながら周知徹底を図っていくというようなことのようにございます。また、この前の新聞でも綾町と国富町ですか、職

員によるそういう宣言も出されておったようですけれども、本町でもやるということでぜひお願いしたいと思います。亡くなった3人の幼い子供たちやその御家族の方には大変申しわけないんですが、これがきっかけとなって飲酒に対する事故が、意識が高まって事故が減少すれば、またその魂も浮かばれるんじゃないかと思います。一つ、この機会をうまくとらえていろんな点から対策を講じていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、職員の罰則ですけれども、今新聞等見ておりますと、いろんな自治体で罰則強化がなされておるようですけれども、本町でも強化に向けて検討するというようなことのようにです。ぜひやっていただきたいと思いますし、またそうすることが住民の負託にこたえることでもあり、また住民の信頼を増すことにつながっていきますのでよろしくお願いします。職員みずからがやっぱり町民の先頭に立って判を示すということは大事なことであろうと思います。早急に実現をしていただきたいと思いますが、大体どれぐらいの期間検討して、いつごろ実現するかというようなことについては、具体的にちょっとわかっておるだけでもいいんですがお願いいたします。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 飲酒運転に対する職員の厳罰化の問題でございますけれども、これにつきましては、県の方からもそういう問い合わせが来ておるところでございます。その中でも見直しをしていくということではありますが、今全国的に厳罰化の方向があるわけでございますけれども、しかしながら、また逆に余りに厳罰化過ぎるんじゃないかという意見も出ております。ようするに、その人にも生活があるわけでございまして、隣にただ、飲酒運転の隣に座っただけで懲戒免職というふうにしている市町村もあります。そうすると、知らずに乗ったような場合もあるわけでございますので、これはどうなのかというのもまた論争が最近起こってるところでございまして、しかしながら、やはり今までの余りにもちょっと軽い部分があると。もちろん死亡等は懲戒免職でありますけれども、軽い部分があるっちゃうことですね。明らかに酒酔いでありながら、のを知っているながらおれは運転していないからいいんだというような、乗ってるというような者に対しては、今この中では処分はできないようなことになってるわけでございますので、そういったところはやはり厳しくするべきじゃないかというふうにも思っておるところでございます。

したがいまして、今担当課の方では、人事の方ではいろんなところの資料、状況を把握してる段階でございまして、それをどのくらいかかるかちゅうことでもございますけれども、恐らく二、三カ月ぐらいはかかるんじゃないかなと。早くやろうと思えば早くできるんですけれども、ちょっとやっぱりほかの飲酒運転以外のものとバランスを崩してしまうとまたおかしくなりますので、その辺も照らし合わせながら改善をしていきたいということで、これは県の方にも答えをそういうふうな報告をしたところでございました。

以上です。

○議長（原田 重治君） 東村君。

○議員（8番 東村 和往君） そういった極端な例はまた論外として、全体的に罰が軽いという現状ありますので、よく検討していただきまして、大体新聞報道等見ますと、飲酒運転による事故、あるいは悪質な違反については、停職もしくは免職というようなところまで踏み込んでいるようでございますので、よろしく御検討して、なるべく早い時期に実施していただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

次、杯の問題でございますけれども、これは、これに前段が、前の段階があつて、といひますのは、本町の蓬原県議が平成15年の6月の定例県議会で一般質問の中で取り上げた質問ですね。その後何らかの席で県議と話す機会がありまして、一つ三股町でも町民運動としての盛り上げを提案してくれないかというようなことがありまして、私も同感だということだったものですから、そのうちにとつて、今まで待つとつたわけですけども、以来、約もう3年ちょっと過ぎましたけれども、その間何かのタイミングでやろうと思つてたんですけども、今回、この飲酒運転等の問題出てきましたので、それにあわせて申し上げたところなんですけども、県議が取り上げたときには、平成15年の6月、飲酒運転は関係なくてSARSの問題が大きく取り上げられまして、それに関連して、そのSARS対策の一環として杯の取り交わしというのを何とかしたらいいんじゃないかというような質問だったようですけども。そのことがいろんなウィルスとか、そういうことも感染の予防につながるということと、今回そのことで席では車で来てるんですけども、飲む分けにやいけないなあと思つても、例えば上司の人とか、あるいはお世話になってる人から勧められると、つい断り切れないというような面も多々あるようでございますので、何とか、それを防げないかということで考えたわけですけども、県議のその質問の後、当時の寺柱の自治公民館長がその話を聞いたらしくて、私もちょうど役員をしておつたんですけども、寺柱でもやろうじゃないかということで、やろうというか、公民館ですので、杯を置いてないものですか、コップ、現在では杯だけではなくてコップの飲みさしをお互いにやり取りしてやる風習もあるんですけども、寺柱はそのうち今後もコップの取り交わしはしないと、お互いコップを、いわゆる「かちん」とやつて「かちん運動」ということで、それでいこうじゃないかということでしばらく実施したんですけども、なかなか長くは続かんでもう既に消滅しておりますけれども、風習というのはなかなか変えられないものだなあという感じはしております。ただ、ここで問題提起して何らかの形で改善につながればいいかなと思つておるところですけども。

私はあんまり経験はないんですけども、町長なんかはよく県の方でも飲酒の機会があつたんじゃないかと。以前、松形県知事と、ここにそのときの蓬原県議が質問したときの県議会の議事録があるんですけども、それを見ますと、松形知事はマイコップというのを持ってきて、そ

れで上手に交流を図っておられたというふうに議事録には載ってるんですが、私は、松形前知事と飲んだことないのでわかりませんが、町長なんかはそういう機会が何回かあったと思うんですが、松形知事マイコップで、そういう交際というか、杯、酒席でのつき合いをされておったんでしょうか。何か、そういう御記憶がございますか。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 僕は、松形前知事とはそのような機会がなかったわけですが、県あたりの会合に行きますと、杯——杯ってコップですね、コップの飲み方の方式に大体変わりがつつあるわけですが、乾杯の形でこうコップを取らずに、そういう、人によってはそのような人もおられるわけですが、いわゆるこの杯のこの飲み方、取り交わし方に、僕は一つの杯文化ではないかと。伝統文化ではないかというふうに考えているところでございます。特に、昔の方は、特に今「南交」ちゅうのはないんですが、「南交」で、負けたら必ずこの前で飲む、この何があるわけですが、やはり一つの伝統文化といえる部分をやっぱり残していくことも、やっぱり考えていかなきゃなんというようにも考えております。時代が変われば、これが自然となくなるかもわかりませんが、やはり高城とか、都城なんか、「南交」大会というのがやってるわけですが、やはりこれは伝統、すばらしい伝統文化ではないかということに考えているところでございます。

しかしながら、一般的には、今杯じゃなくてコップの飲み方の方式になっております。そういうことで時代が変われば、自然とこの杯の取り交わし方、こういうものも自然となくなってくるんじゃないかというようなことも最近考えておるところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 東村君。

○議員（8番 東村 和往君） 確かに伝統文化ということで、わからないわけではないんですけど、例えばお茶を、湯のみを飲みかけのをお互いにやっこ飲むというのを考えると、なかなかこれは飲めるもんじゃない。アルコールだからという人がいらっしゃいますけれども、アルコールは違うんだと。殺菌されるんじやがというようなことの見解もありますけれども、消毒用のアルコールというのは100%の濃度があるわけですね。ただ、焼酎にいたっては20度、それもまたそれを湯で割ってどうかすると半分に割れば10度ぐらいの濃度しかない。もううちなんかも店では職員用のスプレーのアルコールの消毒スプレーを使ってますけども、あれを使う場合、絶対表面がぬれていると効果はないわけですね。全くとは言わないですけども効果が薄れるということで、焼酎の場合、まず20度に薄めてやる。それをまたお湯で割るということで、ほとんど殺菌効果はないだろうというふうに考えます。そういう意味で、飲みさしをやり取りするのは公衆衛生上やめた方がいいんじゃないかと。全くやめろというわけにも、寺柱の例もあり

ますし、なかなか続きませんが、少しずつ気長にこういう考え方を啓発したり、あるいは実施したりして行ってほしいなと思っております。

特段、先ほど壇上から申し上げましたけれども、一つのアイデアですけれども、飲酒運転の防止、そして飲めない人、あるいは断りにくいちゅう場合に、胸にワッペンぐらいはつくるのは大して予算もかからんと思いますが、そういうのをやって、何とかそういう運動を繰り広げると、そのことに対してはどうでしょう。町長どう考えられますか。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 長年の慣習を打破するという事は非常に難しいわけですが、言われるように、この杯の取り交わし、これにつきましては、先ほども申し上げましたように、伝染病予防、また公衆衛生面から、やはりこう考えていかなければならないということは考えております。やはり、この問題は地道に、気長に運動を続けていったらいいんじゃないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 東村君。

○議員（8番 東村 和往君） 伝統ということで、なかなか町長の答弁も重いようではございますけれども、私も町内では、町内といいますか、町長とはいろんな機会に飲む機会も当然今まで多かったわけですが、最近、私、町長は怪物じゃないかなあというふうに感じることはあるんですね、いい意味でですね。ほとんどの人へ杯を持って、失礼ですが、そのお年で回ってらっしゃるといふ——あくる日は元気にまた役場に登庁されるということを見ると、まあすごい体力だなと、元気があるなというふうを感じるんですが、それなりに自分なりの健康法を実践されておるんだろうと思いますけれども、そういうことで、杯をやればまた戻ってくるわけですから、それが少なくなれば、無理に飲むアルコールも少なくなるということで、健康に役立つということで。

具体的な面については、なかなか答弁が出てきませんが、一ついろいろ知恵を庁舎内で知恵を出してもらって、何かそういう具体的な実践例を編み出していただきまして、やっていただきたいというふうに要望をいたしておきたいと思っております。

もう時間ありませんので、次移りますが、ポジティブリストにつきましては、大変難しいことで、私も地元の農家の方に何人か、二、三人聞いてみたんですが、聞いたことはあると。ある程度また厳しくなると、基準が厳しくなるということは御存じでしたけれども、具体的にどうなのかということになると、どうもよくわからんという人がほとんどであったようです。現実には、0.01ppmというふうな基準が定められておりますけど、物すごい厳しいといいますが、わずかな量だそうです。塩分濃度でいいますと、普通町内の学校にあります幅14メートル、長さ25メートル、深さ1メートルのプールの水に3グラムといいますがほんの一つまみ、その塩

を入れた程度らしいですね、0.01ppm。物すごい微量だということで、それを超えたら販売停止とか、そういうことのようにですけども、それぞれ農家の方々には先ほど答弁にあったように、いろんな協議会なり、団体なりを通じて啓発が計られておるようですけども、例えば、自分とこで軽くつくっている家庭菜園といいますか、それとか、あとよく道路上で見かけますけれども、無人販売所なんかというのは規制にかからないわけですね。本人は無農薬でつくってるということで言っても、隣の畑で薬をまけば飛んでくる。それですら引かかるというようなことですので、しかし、これを町行政がどうするというのも難しいんでしょうけれども、折を見て、そのような厳しい基準であるということで、農薬等の使用を瓶とか箱に書いてある使用基準を守るように啓発をよろしくお願ひしたいと思います。

最後に学校給食センターですけども、実施計画には計画して出されたということですが、来年度からの実施計画ですか。18年から20年度までのにはたしか上がってなかったと思うんですが。そのあたりの説明をお願いします。

○議長（原田 重治君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） ただいまの御質問ですけども、実施計画、3カ年実施計画については、毎年ローリングしてるということで、今年度、来年19年度からの分について提出したということです。それで、この実施計画については、今週末ですかね、その査定的な形があります。その段階を通ったときに計上されるということになります。よろしいでしょうか。

○議長（原田 重治君） 東村君。

○議員（8番 東村 和往君） まだそれは査定もあるわけですけども、来年度出されるということは、19、20、21の3カ年ということですけども、そのどの辺の段階といいますか、初年度か、あるいは3カ年かけてか、あるいは2年かけてか、そういう形になるんでしょうか。まだ査定前でしょうけど、案として出されたのはどんな内容だったのか。

○議長（原田 重治君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 事業費的には大体1,500万円程度ということで、その増築の関係なんですけども、考えております。それで、とりあえず設計等については、これは町の技術者で大丈夫かなということで考えております。こちらの要求としては、19年度には取り組みたいということで考えております。

○議長（原田 重治君） 東村君。

○議員（8番 東村 和往君） 子供たちの食の安全といいますか、食中毒防止のためでありますので、すごく財政的に厳しい中ではありますが、早目に実現するように努力をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（原田 重治君） ここで昼食のため、13時30分まで本会議を休憩します。

午後0時05分休憩

午後1時31分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位3番、斉藤さん。

〔1番 斉藤ちづ子君 登壇〕

○議員（1番 斉藤ちづ子君） それでは通告に従いまして質問していきたくと思います。スポーツ合宿所センター建設について、去る10月7日に第8回三股町中学校駅伝大会が27校の参加で開催されました。県内はもとより、熊本県、鹿児島県からも参加があり、年々大会も地に着き、盛大な大会になってきております。が、残念ながら三股町には宿泊施設がないために日帰りの参加となりました。遠方からの参加選手は大変だったろうと思われまます。また、もっと多くの参加を望んでも、やはり宿泊施設がなければできません。ある県外の監督さんが、こう言われました。三股町は合宿するにはすばらしいところなんです。だけど施設がないからほかの町に行かざるを得ないと。九州管内の小さな町や村でもきちっと施設整備をしているところがあり、毎年全国から合宿が殺到して町に活気があるそうです。問題の一点を申し上げましたが、ほかのスポーツにも同じことが言えると思います。

また、スポーツに限らず、商工会等との連携で多目的に利用すれば、私は町の活性化に必ずつながると考えます。行く末はアスリートタウン三股で九州大会も夢ではありません。本気で建設する気があるのであれば、早急に準備委員会を立ち上げていただきたいと望むものであります。どのような形でいつごろ建設できるのか。町長の考えをお聞かせください。

次に、上米公園周辺の道路の安全対策についてお伺いいたします。広域農道は非常に便利がよく、頻繁に車の往来があります。特に、遊具施設を備えた公園ということで、小さな子供たち連れの家族の利用がふえつつありました。が、昨年12月19日と、本年4月17日の2回に及ぶ大きな事故が発生したことは皆さん御存じのことです。子供たちを安全なところで遊ばせようと連れていくには、非常に危ない道路を通っていかなければならないわけです。また、パークゴルフ場も4月から開設され、高齢者の方々の往来もふえてきており、安全対策には万全を期さなければなりません。そこで、事故後、どのような安全対策をなされたのか、また、それで十分だと考えていらっしゃるのか、お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

スポーツ合宿センター建設についてでございます。どのような形でいつごろ建設できるか、町長の考えを聞きたいということでございます。スポーツ合宿センターにつきましては、以前からスポーツ関係者の間で建設してほしいとの声がございます、議会におきましても一般質問がなされてきたところでございますが、事業費や場所の選定、完成後の運営等、ある程度専門的な立場からの調査研究の必要があるのではないかというふうに考えております。

御存じのとおり、現在本町では自主自立を選択をいたしまして、厳しい財政状況の中にあって、中学校の整備事業、また中原団地の建替事業、公共下水道事業などの大型事業に取り組んでおります。また、今後も公共下水道事業や老朽化している小学校、4校の体育館を全面改築事業、中でも耐震対策上改築を急がなければならない小学校の体育館もあるわけでございます。しかしながら、合宿センターにつきましては、スポーツの振興を図る上からも、また現在本町を会場として行われております各種のスポーツイベント等を考慮いたしますと、私といたしましてはぜひとも必要な施設であるというふうに考えておりますので、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

そこで実際に建設の段階になる前に補助事業を初めとする財源の面や宿泊や食事などの保健衛生の面、そのほかにも今後クリアしなければならない多くの問題があるわけでございますので、今後内部に建設検討委員会等を立ち上げて、検討に入ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、上米公園周辺の道路の安全対策はどのような対策をとっているかということでございます。当上米公園は昭和48年までは上米満公民館が主に管理され、土地所有者も地元の住民が所有していたところでございますが、町中央部に近く、また都城盆地が一望でき、宮田池の水面、湧水池に映る自然環境と色合い、緑の調和もすばらしい場所であり、この公園の多目的活用について検討されてきたところでありますが、平成6年に町民の憩いの場所として、また子供からお年寄りも利用できる総合レクリエーション活動の場所といたしまして、都市計画地区公園から都市計画総合公園に変更決定をいたしまして整備を図ってきたところでございます。

公園利用者数といたしましては、遊具広場やグラウンドゴルフ場の利用者を除く観光客の利用者の推計によりますと、4月の桜祭りの期間中が特に多いところでございまして、平成15年度が約3万1,000人、平成16年度が約3万4,500人ということで、大体毎年約3万人前後の利用者を推定いたしておるところでございます。

ところで、御指摘がありました上米公園の近辺道路であります通称広域農道で昨年12月とことしの4月に交通死亡事故が発生いたしました。このため、公園利用者も激減しているとの御指摘もございますが、町といたしましても、交通死亡事故防止に向けましての対応は、交通安全協

会や公安委員会、地元住民、役場関係課が一堂に会して、重大事故発生のたびに検討をしておりますが、事故撲滅への対応策は本当に苦慮しているところでございます。また、先月、9月の23日に谷集落内の広域農道で死亡事故が発生したところでございますが、大変危惧に耐えない状況でございます。

ところで上米公園内の道路のうち、上米集落から上米公園に達する中央道路を通行止めにしたかどうかの御提案もあるわけでございますが、昨年12月とことし4月の交通事故は公園側からの利用者の事故ではなかったところでございますが、死亡事故による公園利用者数との因果関係は少なからず存在するのではないかというふうに判断をしておりますが、今後地元住民の皆様のお意見もお聞きしながら検討をしてみたいと存じます。対策につきましては、担当課の課長の方から答弁をお願いをしたいと思います。

以上で、回答いたします。

○議長（原田 重治君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） それではただいまの御質問に対しまして、どういう対策を講じたのかということで、その件について御説明したいと思います。

公安委員会の方では、止まれの標識を今まで小さい三角形の止まれでしておったんですけど、それをオーバーハングで大きく見えるようにしたということと、広域農道に横断歩道を設けて、横断歩道があるということは、前後に徐行をしなければならないといった面で、そういったことで、公安委員会の方では特に広域の横断歩道を設けるということで、その前後を町で対応してほしいということがありまして、事故があった、検討委員会の場で、そういったことで対応をしたところなんです。

それで、三股町としましては、道路幅員を狭く感じさせますドットラインというのを、この延長が約400メートルなんですけど、その区間に設置をしております。それと、そのドットラインも引くだけじゃなくて、文字で「スピード落とせ」といったような文字線も示しております。それから、町道際ですが——町道際といいますか、その広域農道に対しての町道側、それと公園の沿路になるんですが、そこには減速マークというのを3カ所ですね。それと、その4月の死亡事故があったところの上米から広域農道の交差点、道路側なんですけど、そこには「交差点あり」というのを文字線で2カ所つけて、こういったことで事故が少しでも減ったらいいなあということで、精いっぱい設置をしたということです。

○議長（原田 重治君） 齊藤さん。

○議員（1番 齊藤ちづ子君） それでは、宿泊施設の方から質問したいと思います。先ほど町長が検討委員会を立ち上げていくという返答いただきました。これは計画としては、いつごろ立ち上げていただけるのでしょうか。検討委員会。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） この合宿センターにつきましては、いろいろと先ほど答弁をいたしましたように、場所の問題、財政面の問題、それから宿泊場ですからいろいろ保健所の問題とか、環境衛生の問題、いろいろあるわけでございますので、早くこの検討委員会を立ち上げて、いろいろその辺の検討調査に入っていきたいというふうに考えております。できましたら、この議会が終わりまして、そのような立ち上げをやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 斉藤さん。

○議員（1番 斉藤ちづ子君） ありがとうございます。議会が終わり次第、検討委員会を立ち上げていただくということで非常にうれしく思います。それで、検討委員会の中で、この間いろんな体協の方たちとか、御父兄の方、役員の方、県外の監督さんたちの話を聞きました。その中で、宿泊施設があっても施設がなければもうある限られた人たちだけしか来れないだろうと。せっかく検討委員会を立ち上げていただけるのであれば、陸上関係でしますと、今1市1町ですけども——の中に全天候型の競技場がないそうです。県内では、宮崎市、串間市、日南、延岡、都農、綾、ここがすばらしい施設を持っているということで、今せっかく検討委員会を立ち上げていただけるのであれば、1市1町の中にそういう施設がないのでチャンスだと思うんですね。自然を生かして合宿していただく。そして、そこにもう一つプラスそういう施設があればということその検討委員会の中で十分話し合っただき、そういう体協関係の人たちが詳しいですので、もちろん田中教育長も県で体育関係でやられて詳しいと思いますので、せっかく立ち上げていただけるのであれば、私はそこまで皆さんで検討していただければと思います。

それと、合宿所ですが、立派なものをつくろうと最初から思えば、財政が絡んで、たくさんの財政を使うことになってきますけども、民間の中で空き家を利用したりとか、要するに学生なんかは、そんなに金のかからない合宿というものを望んでるんですよ。実業団とか、大学とか、いろいろ声かければいろんな方がそういう施設があれば来てくださるんですが、中学生なんかにとってはより安く、自分たちで自炊でもしてでもというような感じのことも考えていただけたらなあと思います。それが希望としまして、一番目の質問を終わりたいと思います。

続きまして、上米公園の周辺の道路のことですが、私も子供を連れて何回もあそこに行くんですけども、町長が先に答弁してくださいましたけど、真ん中の道路はなくてもいいんじゃないのかなあというのを思うんです。両サイドから行き来ができるわけですので、どうしても一番事故をしやすいところを通らなくても、用は足せるんじゃないのかなあというのを思うんですが、自分で実際、孫を乗せたり、近所の子供たちを乗せたりして往来するときに、右を見て、左を見て、右を見たときはもうここに来てるんですね、車が。そういう怖い思いを、まして若いお母さんた

ちが子供を連れてきますので、運転技術というのは男性に比べると、こういうこと言うといけな
いですが、やっぱり難しいところがあると思うんです、とっさのときですね。だから、本
当にどうしても真ん中の道が必要なのか、そこら辺の答弁をもう一度お願いします。

○議長（原田 重治君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） 実際、今言われるところは、本当上米公民館の昔は管理地とい
うことで、本当住民の憩いの場というのを昔からやってきたところですが、今御指摘されました
ところにつきましては、実際危険じゃないかなあということいろいろお話を聞きながらはあった
んですが、この前の話です、そういったことで、地元の自治公民館やら、有志の方々にも一
応お話をしながら、またその対応策を検討してまいりたいと思います。

○議長（原田 重治君） 齊藤さん。

○議員（1番 齊藤ちづ子君） 町長はどう思われますか。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 御指摘のこの中央道路ですか。これはこの宮田池ですよ。宮田池があ
って、この道路があったと思うんですよ。昔からですね。かんがい用の池でございますので、
昔からのこの道路はあったと思います。それで、この上米の集落からこの広域農道に上がる
ところで2件の死亡事故があったわけでございますが、やはり上米公園の、上米のあの集落から上
がっていけば、本当広域農道の道路があるもないもわからんですね、実際行ってみるまでは。それ
で、地元の方は、ここに広域農道があるということは承知しているわけですが、外来者は本当わ
かりません。

4月に亡くなった人がそういう外来者の人だったわけでございますが、やはり道路の形状、状
況によって、ここのなに、非常に危ない、交通事故が発生しやすいところだというふうに考えて
おります。それで、この道路はやはりなくてはならない道路じゃないかと思えます。それで、
2件のその交通事故は、公園の集落から上がっていくところでやったわけでございます。向こう
から、公園の方からおりてきて事故やったのじゃないわけですよ。それで、この道路はやはり、
この中央の道路は僕は公園の管理、またこの池を管理する面からいってもこの道路は必要ではな
いかというふうに考えてます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 齊藤さん。

○議員（1番 齊藤ちづ子君） 必要性がよくわかりましたけども、その道路をなくするとい
うことじゃなくて、広域農道に出るところをですよ、こう（「とめる」と呼ぶ者あり）はい。そう
いう意味なんですけど。もう一度お願いします。

○議長（原田 重治君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） 交通の車だけの交通道路、そういった方法もありますので、これについても今町長もお答えされたように、そういう宮田池の管理の件もありますし、昔からあそこ、上米公民館として管理していた。そこよく遊んでいたということもありますので、近くの方々やら、そういう意見もまた伺いながら、あそこは町道認定されていませんので、そういったことで、そういう地元と一体となった公園でしたので、そういうところもよくお話をしながら、また町でできる範囲内でやっていきたいと思っています。

○議長（原田 重治君） 斉藤さん。

○議員（1番 斉藤ちづ子君） 安全な場所で、先ほども言いましたけど、子供たち遊ばせたいと思って連れてくるのに、危険なところを通っていくわけですよね。先ほど言われたように地元の人は知っていると。でも、町外の人もたくさん見える公園ですから、もう本当にいろんなあれも線を引いたりとかしてくださってますけども、今後、もう一回きちんとした意見を集約しながら、その公園を利用する人たちの声も聞きながら検討していただけたらと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（原田 重治君） 発言順位4番、桑畑君。

〔17番 桑畑 浩三君 登壇〕

○議員（17番 桑畑 浩三君） 私は、対策監の問題と町立病院の問題ですね。それと先ほど上西さんの方から出ましたので、時間があれば触れたいと思いますが、公約についての3点について伺いたいと思います。

三股町の財政が今非常に急速に悪化しております。経常収支比率を見ますと、4年前、町長が2期目に入ったとき、三股町の経常収支比率は一気に85%を超えました。その経常収支比率、要するに町の財政が硬直化してるかどうかを計るわけですが、その後も硬直化はどんどん進んでおります。恐らく17年度、昨年の経常収支比率は87%を超えるであろうと思われます。よく都城市が1,200億円の借金を抱えて、そして経常収支比率が88%で財政危機であるとかいいますが、我が三股町も都城に限りなく接近しているというふうに私は思っております。そして、公債費比率も注意しなくちゃいけない基準である15%を既に超えて、昨年度の決算は12月に出ますけども、恐らくさらにパーセントが上がってきてるだろうというふうに思っております。都城が財政危機だとか何とかいいますけれども、我が三股町も財政のスケールメリットを考えるなら、むしろ我が三股町こそ気をつけなくちゃいけない様相を帯びてきていると私は思っております。

そこで、自立でいくためにはどうしても改革をやらなきゃいけないわけですね。町長も自立のための改革と称していろいろと議会に提案されてきました。その主な柱は町のいろんな施設の町

民使用料を上げるとか、あるいは税率を少し上げるとか、また町内各団体や活動に対する補助金をカットするということが行われてきました。これは、要するに町民への負担を求めることですよ。一方、役場の方はどうかというと、20ある課を9つ減らして、課を少なくして改革しましたというふうに町長は称してきました。しかし、人件費の削減を伴わない改革なんちゅうのはこの世にありません。人件費が減ってこそ改革が改革といえるのですね。

かつて、橋本龍太郎が建設省とかいろいろ廃止して、国土交通省というのを省庁再編をやりましたね。大きな省といって省が減りましたと。で、そのサッチャーが来たときに、橋本が我が国も行革やりましたと言ったら、サッチャーが、それで公務員どのぐらい減ったんですかと聞いたそうです。そしたら橋本龍太郎が公務員は減ってませんと言ったらびっくりしたらしいんですよ。サッチャーが行ったような本当の行革というのは、三股町でいえば、212名の職員を平成20年度までに185名にするという目標を掲げておりますが、清武町は160人と、あるいは類似団体である国富町でしたか、国富町は144名にする。新富町は160名にするという目標を掲げております。そして、着々とそれに向けた作業が進んでおります。

我が三股町は、9つの課を減らして、9つの課を減らしたので、すなわち課長が9人余って、その9人にはわざわざ対策監という役職をつくって、そして今までどおりの待遇をして、さしたる仕事もないのになぜ対策監が必要なのか。これはまさに改革に逆行するものであると私は思います。部下もいなければ決裁権もない、どうしてそれが管理職なのか。どうしてそれに管理職手当を出すのか。こういう改革は私はにせものだというふうに思います。ここで対策監を廃止して、機構改革を最初から改めてやり直して、あるいは部長制にするとか、必要な課は設置するとか、本当の改革に向かってほしいと私は思います。その点を町長にまず伺いたいと思います。

それから、町立病院問題ですが、町立病院は廃止するということを決めました。しかし、廃止までに半年か1年間の事務上時間がかかるということで指定管理者制度を置くと、その間ですね——ということにしました。そして、それを聞いて手を挙げたのが医師会と藤元病院でした。そして医師会病院に決まった最大の理由は、医師会が病院職員を引き取るということが最大の理由です。それで、議会も議員諸君も賛成したんだろうと思います。しかし、その結果はゼロでした。私は、町長の医師会との詰めが甘かったんじゃないか。どういう詰めをされたのか。また、その詰めに基づいて職員にはどういう説明をなされてきたのか。ゼロという話はないだろうというふうに私は思っております。

そして、じゃあ指定管理者として医師会がふさわしいのかどうかという問題です。医師会というのは、寄り合い世帯であって、会長がかわり役員が改選されるとすぐ方針が変わって、補助金だよりでどっちかいうと無責任で、私はそういう性格を持った団体だと思っております。町立病院を指定管理者制度として医師会が今やっていますけれども、恐らく経営能力はないだろうとい

うふうに思います。そこで、4月から9月まで半年たったわけですが、医師会が現在行っている町立病院の上半期の決算が出ているはずですから、その決算を示していただきたいと思います。そして、その決算を聞いて、また席上で質問をしたいと思います。

以上、壇上から終わります。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

対策監を廃止せよということでございます。対策監制度につきましては、行財政改革の組織機構の見直しの中で、課長職が半減することから、職員の指導、特別な業務への配置、課長補佐としての役割など、主業務とする職務として制度化したものでございます。しかしながら、対策監と補佐を受け持つことの適正や決裁権の問題、そして職員の意識、やる気の問題などが実施の段階で生じてくることも懸念されることから、平成16年12月議会で一般職の職員の給与に関する条例の一部改正において、対策監の職務については、平成20年度までの経過措置として、その時点で見直しをするということにしたところでございます。そういうことで、今後検討の必要性が出てくるものというふうに考えております。

なお、本町におきましては、平成16年度を行財政改革元年と位置づけまして、行財政改革に取り組んできたところでございます。そういうことで、現時点におきましても、この改革については現在も行っているところでございます。今後、さらに改革見直しを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、町立病院について、医師会と指定管理者制度ということでございます。4月からのこの町立病院運営の状況について申し上げますと、これまでどおりの診療体制を維持しながら人間ドックや職場検診等にも対応されているところでございますが、人員体制につきましては、当初医師2名体制で臨むということでございましたが、1名しか確保できず、町といたしましても安定した経営のためにはもう1人の常勤医師の採用は不可欠であり、文書をもって医師会側へ常勤医師の採用について要請も行ったところでございます。その後、9月1日より常勤医師1名が採用され、常勤医師2名体制となったところでございますが、経済的には、経営的には、8月まで常勤医師1名であったということで、収入も限られることから厳しいものとなっているようでございます。

また、薬の調剤につきましては、これまでの院内薬局で処方しておりましたが、経営の効率化を図るために病院正門前で10月2日から院外調剤薬局を開始したところでございます。

以上、病院の現状につきましてはそのようなことでございますが、具体的には担当課長の方から答弁をさせたいと思います。

それと、「3番目いいですよ」と呼ぶ者あり）3番目。

○議長（原田 重治君） 3番目は向こうが質問していないので。

○町長（桑畑 和男君） いいんですね。それでは、以上で答弁といたします。

○議長（原田 重治君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 決算につきましては、ちょっと数字的には覚えてないので、4,000万から5,000万の赤字だと聞いております。ちょっと資料見ないと、ちょっと忘れましたが、そういうことです。

○議長（原田 重治君） 桑畑君。

○議員（17番 桑畑 浩三君） きょうは10月の10日ですよ。町立病院の上半期決算が幾らかぐらいはちゃんとかんでなきゃだめだよ、それは。私が聞いているところでは6,000万だと、上半期の赤字。病院医師会の筋から聞いております。だから、医師会病院が、この町立病院を運営していくことはもう困難だということがはっきりしてると思うんですよ。恐らく、さらに1年やれば、この倍する赤字になるでしょうし。そうすると、必ず赤字補てんを町にお願いしたい。必ずそういつてくることは必定ですよ。医師会は。だから、それじゃ何のための指定管理かも何かもわからなくなりますね。ただ、ここは冷静にしっかりと指定管理制のままでいいかどうかを検討すべきではないかというふうに思います。

今先ほど答弁の中で、町長はいろいろと対策監で弊害がある、改善するとかおっしゃいます。対策監は、9つ課が減って、余った課長をやり場がないので、結局対策監というのをつくってそこにやって、退職した分ずつ対策監は人数が減っていくと。そして、平成21年にはゼロになるというような認識といますか、それが我々議会もそう受けとめてたし、課長の皆さんもそうだったと思うんです。

ところが、去年、和田君と堂村君ですかね——が役場をやめて、2人の対策監が。そしたら、今度は間世田君とだれですか、2人分を新しい対策監をつくって、去年の場合は課長を2人つくったですね。どっちやった、去年だったか。対策監が2人やめたなら、新しい対策監は要らないじゃないですか。それでまた新しい対策監をつくって、それで新しい課長をつくとすれば、これはまさに対策監の恒常化じゃないですか、恒常化するってことでしょ。そんないい加減ことじゃだめだと思うんですよ。やっぱりやめただけは減っていくと、対策監の数は。とういうことが当然のことじゃないかと思うんですよ。それを対策監が2人やめたから、今の課長2人を対策監にして、新しい課長を2人つくるというやり方をしたんじゃないか。全く改革と逆行するじゃないですか。そもそも要らないものを、対策監なんて要らんですよ。本当に対策監が必要だと思ってますか、町長。必要か否か、それを聞きたいと思います。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。（「町長の答弁を聞きたいと思います。課長の答弁はい

いです」と呼ぶ者あり) 町長。

○町長(桑畑 和男君) ご承知のとおり、先ほども申し上げましたように、行財政改革の中で、町の機構改革、大幅な見直しを行ってきたわけですが、そういうことで、20の課を11にしたということで、そこで課長が9名減るということで、経過暫定措置として対策監の制度をつくったわけですが、先ほども答弁いたしましたように、平成20年度までの経過措置としてこの対策監を設置しているところでございますので、平成20年度にこの対策監について十分検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長(原田 重治君) 桑畑君。

○議員(17番 桑畑 浩三君) 必要か、否かちゅうところには答弁がないわけですね。だけど、じゃあもう具体的に聞きましょう。健康管理センターになぜ対策監が必要ですか。健康管理センターになぜ対策監を置く必要があるんですか。どういう仕事があるんですか。まずそれを聞きたいと思います。

○議長(原田 重治君) 町長。

○町長(桑畑 和男君) ことしの4月から御承知のとおり、町立病院は指定管理者制度による委託管理をお願いしているわけですが、指定管理者制度の期間中はあくまでもその町が病院の開設者ということでございますので、やはり病院の指定管理者制度になってもやはり間接的にやはり管理をすべきじゃないかということから、やはり病院の対策監というものを設けた次第でございます。

以上です。

○議長(原田 重治君) 桑畑君。

○議員(17番 桑畑 浩三君) 今は健康管理センターには西村君がいますよね。すると去年ですね、去年、町立病院に事務長置かなかったですよ、1年間。事務長置かなかったですよ、町長は。事務長なしでした。それで堂村事務長を教育委員会に対策監としてやりましたよね。そうすると、町立病院の経営という、あの事務量を西村補佐1人で覆いかぶさって、彼は立派に仕事をなし遂げたと思いますよ。それじゃあ、この管理者制度の事務量というのは、その町立病院を上回るような対策監が必要なほどの事務量なんですか。西村君1人で十分じゃないですか。何もそこに最高に給料をもらっている者に管理職手当てまでつけて置く必要のない仕事でしょ、これ。どうですか、西村君1人で去年1年間やっつけたですよ、あの町立病院の経営の事務を。それに、対策監を置かなければ、こなせないほどの事務量なんですか、それ。私は必要ないと思う、こういう対策監は。どうですか。

○議長(原田 重治君) 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） それでは、なぜ町立病院の健康管理センターに課長を対策監として置いたかという問題でございます。これは、指定管理者、国が取り消しの許可がいつ出るか今のところはっきりしないところございました。そういうところで、今後、医師会病院が、医師会病院とその担当等が対一、あるいは数名でいろいろ問題をやり合わなきゃならないという状態が出てくるだろうということで、課長補佐では務まらないということでしたところがございます。

と申しますのは、これはこの後申し上げるつもりでございましたけれども、実は医師会病院が町立病院から来年の指定管理者制度を撤退したいということで、実は議会が始まる1日前、28日に文書で突然来ております。私たちも大変戸惑っておるんですけども、こういった事態にいかに向こうと渡り合うか、向こうのほぼ役員体制がかわりまして非常に厳しいことをおっしゃいます。こういうところの人たちと渡り合うには、やはり補佐では無理だろうということで対策監が専門的に従事しなければ渡り合っていけないだろうということで、実は対策監、健康管理センターに対策監を置いたところがございます。先ほど医師会から、来年度については撤退したい旨が来ております。これについても、向こうの方とやり合わなならんというふうに思っているところがございます、決して健康管理センターで1人必要でないのにやったつもりではなかったことを御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 桑畑君。

○議員（17番 桑畑 浩三君） 対策監にして、この半年間何もそういう問題起きてないでしょ。何もありませんよね。ではそういう問題いつ起きるか、いつ起きかわからんものを対策監をわざわざ置いて待ってるなんちゅうのも、それはもう西村君がいるわけですから、そういうのを医師会から言ってきたら、それをまた執行部と相談して、助役と西村君で対応すると。それでくいまいわけですかね。毎月給料払って、わざわざ暇なのに置いてなくても。そうでしょ。

去年、病院の事務長から教育委員会に対策監として置いた堂村君。堂村君は、病院の事務長を引かしてまで、教育委員会に置かなくちゃいけなかったような、何かそんな仕事があったんですか、特別な、教育委員会に。対策監にやってもらわんといけないような。事務長は、事務長は置かずにですよ。どうなんですか。

○議長（原田 重治君） 助役。

○助役（原田 一彦君） 堂村君の対応ということですけども、これはちょうど中学校の建設で福永君が去年病気で休みましたので、どうしても中学校の建設は遅らせることできないということで、学校教育課の補佐として派遣したわけでございます。

なおさら、病院の事務につきましては、事務長につきましては、あくまでも残務期間がありま

したので、西村君を事務の方に専念をしてもらおうと、それと指定対策、指定管理者の関係で、和田君に対策監を病院専門の担当監として、対策監として配置したところです。

以上です。

○議長（原田 重治君） 桑畑君。

○議員（17番 桑畑 浩三君） 中学校のとか、おっしゃいますが、それは課でできることじゃないの。何も対策監までわざわざ置かなくても。じゃ、堂村君のやってた仕事は彼がやめちゃったけんですね。もうそのときは終わってたんですか。堂村君がやってた仕事、今だれがやってるわけ。あれ、新しい対策監いないじゃないの。課でやってるんでしょうが、それは。課で十分できるようなことだろうと思うんですよ、内容的に。それをわざわざ何でそれを対策監を置く必要がある。

だから、この対策監制度ちゅうのは、よろしくないんですよ、これ。やめた方がいいですよ。それで、課を9つ減らしたから改革だなんて、そんな子供みたいなこと言わずに、その国と町は違いますから、町はもう住民と直接触れてますから、住民がどうしても必要とする。あるいは専門的な、そういった課が必要だったら設置すればいいんですよ、それ。問題は、総体的に人件費がふえなきゃいいわけですから。そうでしょ。数を少なくすると、実際町長や助役も人事が膠着化してやりにくいんじゃないですか。例えば、幹部課長こっちに移そうと思っても、ポストが少ないし、それでだんだん優秀なやつがこう適齢期になってきてもポストはないわ、さあ対策監が2人やめりゃ、また対策監に上げるわ、出して、それは格好になってるんじゃないですかね。なら、ここは、対策監はやっぱりもうここで見直して、そして課長局の部長をつくるとか、あるいはもっと研究して、柔軟性のある人事機構にした方がいいと思うんですよ、私は。その方が職員も生き生きなるんじゃないかというふうに思います。これ以上言いませんけれども、真剣にひとつ考えていただきたい。

町立病院ですが、今、総務課長から話がありましたが、医師会病院が指定管理者を返上するという事だったら、私は恐らく医師会病院というのはずっとやってもらってもこれは問題ばかりだと思ってましたから、それはもう返上してくれるのは大賛成です。後は、公募なり何なりやって、一応やってみりゃあいい。決まってることは廃止ですから、町立病院は。あくまでも廃止ですから。だから、廃止ということは、町からお金が出ていかんように、それが一つ。完全に切るちゅうことですから。その点を踏まえて、早速新しい町立病院をどうするかということをやっていたきたいというふうに思います。町立病院はいろいろ質問するはずでしたが、返上が申し出されたんじゃない、もうそれでよかですよ、もうそれでよかです。

以上です。あと、公約については、もうほとんど上西さんの方から出ましたのもう触れません。どうも。

.....
○議長（原田 重治君） ここで35分まで本会議を休憩いたします。

午後2時26分休憩

.....
午後2時37分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位5番、重久君。

〔7番 重久 邦仁君 登壇〕

○議員（7番 重久 邦仁君） 私は行財政改革について、投票所の削減は投票率の低下になった。選挙においては民意を反映し力を注ぐべきであり、財政問題を持ち込むべきではないと思うが、考えを伺うという点と、2番目、自治公民館の役割は今後とも大きくなると思うが、活動補助金について伺う。この2点について質問しております。

まず第一点の投票所の削減は投票率の低下率ということにつきまして、三股町の選挙管理委員会で決定を見たということですが、町の選挙管理委員会におきましての委員会及び事務局の趣旨として、選挙管理委員会は公正な選挙を行うために、町長から独立した機関として置かれるもので、議会において選挙、指名推薦された4人の委員により構成されております。そして、議会の選挙ということになりまして、またこの選挙管理委員会の職務を補助執行するために事務局が置かれているというのが選挙管理委員会の方にうたわれておりますが、町長がこの選挙管理委員会の決定につきまして、町長はこのことをいつ知らされて、またそのことについてどう対応されたのかお聞きしたい。この選挙戦は我々町会議員にとっても大きな問題が来年の4月であります。そして、私が言いたいのは、結局はその点について、今度の選挙は投票率が約6%少なく、6%低下であったということが結果として出ております。このことを受けまして、町長はその後、この町の選管の方ではまた決定以後の対応はされたのかどうかをお伺いしたいと思います。

やっぱり我々は選良でございます。選挙において選ばれていくわけですが、三股町は人口1万4,000——昭和50年の選挙戦ぐらいのときには人口1万4,000ぐらいだったと思いますが、それから現在においては、約人口においては2万4,000、投票者においては、有効1万9,000人を数えております。そして、地域においても、非常に地域格差ありますが、伸びていったところ、人口が非常に増大している地区があります。そのへんたいの件についても、15投票所から11に減らしておりますね。この4つ減らしたところにおいて、その後の苦情等はなかったのか。我々は来年度の選挙があります。その点について、非常に私が強く訴えたいのは、三股町が人口が減少していくのであれば、この削減提案についてはそうでありましょう。し

かし、ふえていく人口に対して、選挙というものに対する考え方が行財政改革の名において削減すればいいという安易なことに結びついているんじゃないかということで質問をいたしておるわけでございます。

以上、壇上からの質問とし、自席での質問に後はいたします。以上。（発言する者あり）

以上に引き続きまして、大変失礼しました。公民館の件につきましての質問をいたします。自治公民館におきまして、各自治会が今後ともその役割が大きくなるということにつきまして、非常に地域の区の方に、区費を払うというんですか、地域において、公民館組織の中において区費を払って行って、自治公民館の活動を地域の中で支えておるわけですが、私の地域では70歳以上は免除していたわけですね。区域の免除、それから当番制においての70歳以上は免除を、自治会の中で、規約の中でうたったわけです。しかし、現在に至っては、70歳以上の人3分の1を、30世帯の地区で、班であれば、30世帯の中の3分の1以上ですかね、もう。2分の1まではいきませんが3分の1以上はもう、3分の1近くが70歳以上に夫婦ともなって、区費免除になったような現在において、区を運営するだけの資金が集まらなくなっている現状において、前年度から70歳以上の世帯においても500円を徴収するという事態になっております。こういう地域におきまして、ますます町長の選挙公約でもあります温かみのある地域、そういう点に照らし合わせると、この自治公民館に対しての助成金の重さはますます増大すると思われまますので、その点についての町長の考えをお伺いします。

以上で壇上の質問といたします。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

まず行財政改革について、①の投票所の削減が投票率の低下になったという項でございますが、この事項につきましては、選挙管理委員会は独立した行政委員会でございます。そのようなことから、この選挙管理委員会の事務局長でございます総務企画課長の方から答弁をお願いしたいというふうに考えておりますが、ひとつそのようなことでお願いを申し上げたいと存じます。

それでは、②の自治公民館の役割は今後とも大きくなると思うが、活動補助金について伺うということでございます。自治公民館組織活動補助金の交付基準が均等割が20万円、戸数割が700円となっております。30の自治公民館に対する補助金の総額は今年度も1,000万ほどとなっているわけでございます。正式に申し上げますと予算額が1,080万6,000円ということでございます。自治公民館の役割、機能については今さら説明するまでもございませんが、地域社会の連帯感を高めるとともに、諸事業活動が本町のまちづくりや活性化にも大きな役割を果たしているところでございます。厳しい町財政の中、各種補助金については年次的に見直

しを行っているところでございますが、この自治公民館組織活動補助金につきましては、自治公民館の重要性、役割を踏まえ削減はしてこなかったところでございます。今後も、財政状況が許す限り自治公民館組織活動補助金につきましては、現在の基準を維持していきたいというふうに考えているところでございます。

以上で回答といたします。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） それでは、選挙管理委員会事務局としてお答えをいたします。

まず、投票所の削減は投票率の低下になった。選挙においては、民意の反映に力を注ぐべきであり、財政問題を持ち込むべきではないと思うが考えを伺うということでございます。まず、投票所の削減は投票率の低下になったと御指摘でございますけれども、今回の町長選の投票率が低かった理由としまして、投票所を統廃合したことが直ちに投票率低下につながった主要因であるとは、選挙管理委員会として分析してないところでございます。投票率低下はもろもろの要因があると思われませんが、その一つとして、合併問題が争点の一つと思われれます。高い投票率を期待しましたが、町民の合併に対する関心は薄く、盛り上がりには欠けたのではないかと、このことは投票当日の朝の新聞で既に関心高まるという見出しで報道がなされたところでございます。

次に、2番目としまして、今回の投票率は前回の町長選と比較しますと、すべての投票所で低下しております。が、全体では前回よりも3.65%低下したところでございます。各投票所の投票率を前回の投票率とそれぞれの投票所で比較してみますと、低下の平均以下の投票所となったところは、投票率が落ちた。3.65%落ちておりますけれども、それ以上に低かったところという意味でございます。第1地区分館、第1地区でございます。それから第3地区分館、宮村地区でございます。それから第4地区分館、梶山地区でございます。それから第7地区分館、7地区でございます。それから第9地区分館、植木でございます。それから第11地区、これは今市、中原、花見原地区でございます。以上が低下の割合が高いことから、統廃合したことが直ちに投票率低下の影響ではないのではないかとというふうに分したところでございます。

次に、選挙においては民意の反映に力を注ぐべきだとの御指摘でございますが、全くそのとおりでございます。

次に、選挙においては民意の反映に力を注ぐべきであり、財政問題を持ち込むべきではないとの御指摘であります。が、行財政改革におきましては、選挙事務においても改革をする必要があるのではないかとということで、昨年度職員による部会、それから本部会議、それから町民代表による行政改革委員会、それから選挙管理委員会で、幾度となく論じられ理解が得られたものであり、実施に踏み切ったところでございます。町民の各位の御理解をいただきたいというふうを考えます。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 重久君。

○議員（7番 重久 邦仁君） 先ほど私が言いました投票率の低下の6%といたしました。失礼しました。確かに6%と言った私のあれは、前年度、14年度の選挙選の9月8日執行の20時の最終が69%であり、14年度9月8日執行の18時現在との差額はちょっと63%であったために、私はちょっと頭の中でその数字を6%と勘違いしました。前回、4年前と66からすると投票率が3.65という、今言われました数字においては、課長が言われたとおりでしょうが、まず選管の言われた話の中で、その後の対策ですね。協議を行ったかという件につきまして、その分析で課長は言われましたけれども、選管はだれとだれが、規定がありますよね。選挙管理委員会の投票事務の規定ですかね。これについて、招集権者がだれであり、そして今回の分析をされたということですが、選管の人たちを交えてどのくらいの時間ですね、開催されたのか。

それと、この結果に至るまで、今回はその投票所の削減ですね、選管に申し渡しをしたときですよ、課長が選管の書記長になられてるでしょ。で、選管自体からこのようにもう何箇所にした方がいいというのはでなかったと思うんですが、当然、書記長の方から答申されたと思うんですよ。その日にち、開催日ですよ。どういう点で、何という文書を持って答申されたのかお伺いいたします。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） それは、先ほども私の答弁でありましたように、これは数回にわたって、そして議会の中からも行政改革委員として参加していただいたところでございます。そういうことで、もちろんその出発点は企画のところでございます、それが職員の部会、あるいは課長全体の本部会、そして住民代表の委員会に諮ったところでございます。そして、それは最終的には行政委員会のことであるので行政委員会の方に投げかけたということでございます。行政委員会としてはっきりと、いつ、何月何日とは覚えておりませんが、たしか2回か3回委員会の中で論じたというふうに記憶しております。その結果、まあいいだろうということにしたところでございます。

その委員会の中で一つだけ今御指摘がありましたように、投票率の低下につながるということではいかんということで、もちろん委員会の中でも出たところでございます。じゃあ、どのようにするかということでございますが、住民への周知、これを昨年12月からだったと思いますけれども、回覧、広報、広報誌でも2回、3回でしたかね、回覧、そして、各無線、それから当日は朝から晩までずっと職員が回ると。期日前がありましたので、期日前が5日間ですね、職員が車でずっとそのころ回るということに力を入れまして、投票所が1カ所になったということに住民に周知徹底をしていったところでございます。それが、どのぐらい影響したかというのは非

常に難しい問題でありますけれども、選管としては、そこ辺を懸念したところでございます。で、3.65落ちましたけれども、これが全くの影響がないのかという点は正しくは分析はわかりません。ただ、先ほど申しましたように、統合しました第6投票所、それから第5ですね、長田地区については、投票率がほかのどこよりも落ちてないという状況にあることから、その主要因ではなかったのではないかと、主要因、低下のですね——ではなかったかというふうに反省をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 重久君。

○議員（7番 重久 邦仁君） 私が言いたいのは選挙区の、——地方自治法の181条に普通公共団体において選挙管理委員会を置く、そして選挙管理委員会は4人の選挙管理委員をもってこれを組織し、選挙管理委員は選挙権を有する者で、人格は高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通公共団体の議会においてこれを選挙するとなっております。それで、あなたが今言われてるその中の、あなたは書記長として、書記長は委員長の命を受けてということがありますよね。そうすると選管の方が、ここに選管の反省点等はまだないと、選管の方にはただしてないと言われるのは、ここに行革会議等にあるということで私も見ましたら、ここに私の顔写真もあるというんです、この行革会議の中に。町は改革を進めますという中に、よう見てみたら私の顔はここに載っちゃちょっとですよね、考えてみたら、私もここにおりましたわ。おっさねですね、やっぱり言いましたよ。投票所削減はおかしいと、15カ所にしたのは歴史的背景があるんだぞと。私は、はっきり言ってその中での行革会議の中の答申のこともしっかり覚えておりますけど、これは町長には答申しませんと、だから自由に論議をしてくださいだったはずですよ。でも課長の今の話を聞くと、行革会議も通って賛成だった、さあこれはいいことだ行革につながると。ちょっとおかしいんじゃないですかね。そういう分野において本当に我々は来年選挙を洗礼を受けるんですが、そういうような観点で削減ということを軽く諮ってもらったら困るんですよ。ましてや、町議会は真剣に18名の定数を12名まで落としてますんですよ。その辺は少し軽くないですか、なぜここまで持ってきたか、なぜそうしなければならない背景があるか、どうもその辺が納得できんです。

で、ここに書いてある選挙投票所事務の見直しについて、選挙の執行について町民の利便性を考慮しながら投票率の向上に努めてきましたが、近年、期日前投票などの充実により投票環境が変化しています。確かに期日前は有効投票の1割ですかね。1,300票ぐらいありましたね有効投票1万2,000の中で。選挙経費の削減を目的にとはどういう意味ですか。選挙経費に削減という言葉を使えば、選挙とは一体どういう認識をあなたは持っているか。非常にこの民主主義、住民とは言いませんよ、民主主義のこの日本の中においてそれを目的とするとはどういう意味で

すか。その辺ちょっと聞かせてください。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 行政改革においては、経費削減というものはもうしかるべき問題でありまして、選挙の事務においても今回投票所を縮小した、あるいは時間を2時間短縮した、あるいは従事する職員を一般住民の方をお願いした、そういうことで、やはり改善できるところは改善していくと。選挙事務については、幾ら選挙だからといって民意を反映するために、であればもっとあと30カ所ぐらいつくればいいような話でありまして、それではいけない。やはり選挙であっても、できるところはやるというのが原則だというふうに私たちは思っております。したがってこの行革の中、選挙の中で当然そこをしたということは経費が削減されていったわけでございますので、それは行革の中では選挙といえどもやはりやらざるを得ないというふうに解釈しております。

○議員（7番 重久 邦仁君） 行革会議の中のこれは答申じゃなかったですよ。その点確認を。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） ちょっと私、先ほどのが行革の中でと言いましたけど、行革の中で話を出したことはもう御存じであろうというふうに思います。それで意見が出て、確かに1名の方から反対らしき意見が出たのも少し記憶にございます。しかしほかの委員については全員、反対意見は出なかったということで、私たちとしましては、大多数の方が賛成であったというふうに解釈をしたところでございます。以上でございます。

○議長（原田 重治君） 重久君。

○議員（7番 重久 邦仁君） さすが課長ですね、賛成、反対の意見を問わずして答申はしませんと言いながら、賛成の方が多いように見受けられた。さすが心の中まで見られる人だな、すごいなと思います。が、それを経費と結びつけられるのは、それは目的じゃなくて手段の方でしょう。そういう段階があってそれを目的とするとしたら1カ所に集約すりゃどうですかそりゃもう。我々は、選挙したとき、多分来年度です。今度の1万何千を何等分したときの何千という世界がありません。何百票、いや10票、いや1票の差になるんです。その辺の認識において人口がこれだけふえていく、そして投票所を4カ所も減らして投票率の向上に努める、町民の利便性を考慮しながら投票率の向上に努めていく、どこが投票率の向上というのは何か感じられんとですよ。6時までというのなら、都城も6時までしてございましたし、その辺のこと受けがいいといえれば受けがいい。しかし、国政選挙においては8時までなんですよ。そのときには課長はどう説明されるんですか。これは国政選挙です。これは町議選と町長で、自分の腹を切らんにかいから削減しました、人間も減りました。国政選挙においては8時までです。そして1,000何百万ですか、お金が落ちてきますよね。削減したひこ、今度は金も来んわけでしょ。人間がおれ

ば国から県から国政選挙の衆議院、参議院それから県知事、それから県議選の4つですか、このことはすべて100%落ちてくる金を、今度は2つしかない町議選と町長選においては人数を削減しました、100万の効果が出ました。しかし国、県からもらえる今度は4つのお金です。これ来ないわけですね。おればですよ人数が。その辺のバランスですよ、公平性ですよ。国じゃやってる、やってるお金はちゃん来るんだよ。ああ、町においては国、県も削減できるのかというふうに思いますが、100%来る金に対してもあるということですよ、僕が言いたいのは。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 国政選挙あるいは県の選挙ですかね県知事、県議会、こういったものについては委託事務になっておるところでございます。したがって、時間についても国からの指示でありますし、委託業務の中ということでございます。したがって、本町だけが勝手に時間を切り上げてやるということとはできないという仕組みになっております。ただ、町独自の選挙については、三股町内だけの選挙でございますので、他町ではないわけでございますから、その辺のところは選挙管理委員会が詰めればできるというふうになっているところでございます。

で、選挙管理委員会としては、国政選挙についてもできないものかということで県への申し入れはしたところでございますけども、県としましては、三股町だけで国政選挙を短くするということはできないということで、全体の盛り上がりの中でそういったものは今後検討されていくのかなというふうに思っております。以上です。

○議長（原田 重治君） 重久君。

○議員（7番 重久 邦仁君） 選挙経費の結果でいろいろとなるんですが、今度の6時までにした件について、どのくらいの削減効果があったのかお尋ねしたいし、職員数が何名、それから地域の人たちが何名、その合計が幾らだったからということが出ておるから削減効果がなったと言われてると思いますので、そこをお尋ねします。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 今回の時間については先ほども申しましたように2時間、投票日がですね、2時間短くしたところでございます。それから民間人、住民の方に事務をお願いした者につきましては11名ですか、11カ所の投票所ですので、用紙を配布係として11名の方に公募をしてお願いをしたところでございます。それから職員の全体数は何名従事したかはちょっとここに手持ちありませんが試算は、試算につきましてはおおよそでございますけども130万円、120何万かが正確な数字ですけど、約130万円の低下につながったというふうでございます。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 重久君。

○議員（7番 重久 邦仁君） 総務費の費用の中に選挙啓発費用ということで新成人意見発表県大会報償費とか選挙啓発運動の書道・ポスター賞品とか、投票率上げるために努力はしておりますよね。そしてどうしてもそういうふうなことであれば、町はそっちを推奨しながら11カ所にして投票率上がるから完全に、ポイント的にも言われるとおりひどいとこなんか票数で見ると幾らですか、第9地区の286票ですね、——違うか、差が、3.39マイナスです。286票減ってますよね。これは11投票所でマイナス3.78の172票です。町議のにすると。議席はとるかたらんかになるわけですよね。その辺を踏まえて町長、もう自分は洗礼を受けられたんですから4年後でしょうけど、我々は来年なんです。その辺ちょっと考慮すべき点があるかどうかと思うんですが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 今までの15カ所の投票所が11カ所に削減された。そのようなことで、削減されて第1回目の今回の町長選挙であったわけでございます。3.65%投票率が落ちたということでございます。先ほど総務課長の方で説明しましたように、この投票率の低下の主要因が削減したからと、投票所が少なくなったからというようなことでは数字的には出てないようでございますが、何といたしましても選挙は国民の3大義務でございます。やはり、あくまでも民意を反映した選挙でなければならないというふうに考えております。やはり、以前この議会でも申し上げたつもりでございますが、やはり選挙啓発というものは、かねがねやはりやるべきじゃないかというふうに考えております。選挙が始まって初めて選挙啓発広報するというようなシステムに現在なっているわけですが、やはり、かねがねこの選挙啓発の業務というものは必要じゃないかというふうに考えているところでございます。

以前、何年前でしょうか、選挙管理委員会の局長が中心になりまして各地区に話し合いグループをつくられたことがございます。ずっと前ですが。それが結局、選挙啓発に、選挙の重要性こういうものが、やはり住民の意識の中に入っていくということが、非常に大事なことじゃないかということを考えているところでございます。そのようなことで、かねがねやはりこの選挙啓発運動というものをやっていく必要があるんじゃないかというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（原田 重治君） 重久君。

○議員（7番 重久 邦仁君） 町長は、だから自分のときのことを振り返られてどうあった方がいいということに対してちょっと具体的に聞き取れなかったんですけども、投票率を上げようという努力はしよう、常々しようというようなことですかね。

ここで、今までの一番人气が悪いと言われてる県知事選、衆議院選、過去において平成3年7月において県知事選、パーセンテージなんかで言うと非常に47%ですか、それから40%台

は次、平成7年の第17回参議院の選挙ですね、これが45.97、その次が参議院の比例ですか、おんなしだからどちらも同数ですね。今参議院に国民が関心がありますか。50%切った投票率においては、言われているのは民意を反映しないのはもう無効だと言われるぐらいの数字になってるんです。その辺に自主独立を決められた我が町としても、60何%まではまだいいですよ。これがだんだんと下がっていく傾向にあれば、それは都市化現象でしょう。都市化現象とかそういう、無関心族とかいう方向でいいですよ。しかし、本当にそれが町民の民意に沿うようなサービスとかいろんな方につながっていくかという非常に危惧されます。そして三股町議会の平成11年の4月25日施行においては76.97%です。平成7年の4月においても79.09%です。こういう町議選です。この数字を受けて、先ほど言いました3ポイントが町議選においてどのぐらいの影響があるか、その辺も認識されて、どうしても費用費用というのであれば、先ほど100万しか効果がなかったと言われますが、私の提案ですが、即日開票じゃなく翌日開票にされた場合の効果は幾らですか費用に見積もって。当日開票じゃなくて翌日開票です。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 翌日開票ということでございますが、翌日が月曜日であるのかなというふうに思います。勤務中であれば、すべての職員がもし従事するとなれば、数倍の高さになっていくというふうに思っております。職員はその業務を外して行ける者もおれば行けない者もおります。したがって翌日、平日に投票をやるということはまず本町の場合不可能であるというふうに思っております。（「開票」と呼ぶ者あり）開票については、開票については2時間程度であるでしょうから、職員を集めりゃできないことはないかもしれませんが、が、しかしながら、100名からの人間が抜けるということはまず考えられないというふうに思っております。したがって、平日の開票、投票、これはちょっと無理があるというふうに思っております。

それから一遍、今回はこの見直しは行政改革の中で財政効果、財政的に削減するためにのみやったわけではないということは十分委員会の中でお知らせしましたので、もう御存じだろうと思っておりますけれども、これは先に、行政改革の中で先に経済的に削減しようというのが先に来たのではなくて、この投票所は戦後から徐々に徐々につくられてきて、最終的には54年だろうと思っておりますけれども、に改正があってから人口の問題とかそれから車の路面上の問題、いろんな問題があってやはり見直すべき、一投票所が国としては、これは国の選挙の場合でありますけれども3,000人ですか、投票所3,000人に1カ所というのが基本的な国の考え方でございます。本町の場合は少ないところから多いところばらばらですけども、今回ある程度まとめたというものもございまして、で、まとまったことで職員が従事する割合がそれだけやっぱ減る、もちろんそのことは経費の削減にもつながっていくわけですけど、そういったアンバランスをなくしたと。

それから期日前が今までは不在者投票でありましたけれども、今は5日間、5日から9日ですね、まで毎日投票をこの役場内でしております。したがって、だんだんその期日前の投票はふえるわけでございますけれども、そういった条件を踏まえたというところから、当日の時間の短縮というものでも成り立っていくんじゃないか、というような意見もあったところでございます。そういうことで、今回何十年の見直しをしたということございまして、いろいろのものを見直したということでございます。以上です。

○議長（原田 重治君） 重久君。

○議員（7番 重久 邦仁君） ちょっとかみ合わないんですけど、見直して投票率がアップしたんなら、言いますけど総体的に600票なんですよね。有権者数が先ほどのポイントで3.65と言いましたが、671票が来てないんです。そして今いろいろと中で、非常に衆議院の人气が悪いと言われてる中で71.54ポイントを上げた選挙があります。振り返ってみると。我々も投票率が下がるのは候補者が余り魅力がない奴が出いかいなちゅう話も聞こえたりすると、去年度の第44回の衆議院の9月の11日施行の選挙ですね、これが驚異的に71%です。候補者にも責任があると言われればその辺もうなずけるかもしれませんが、ぜひ、私もこう考えると、人件費も先ほど100万の軽減と言われましたが、翌日開票に持っていけば多分200万からお金がかからないようになると思うんです。今400万人件費でかかっちゃったののうち今度は300万でしたと、約100万浮きましたと。そしてこの400万のうち占める割合が多分時間外手当と休日手当の占める割合が3対1か2.5対1.5ぐらいの割合で民間よりかは役場さんの方に高いのではないかと思いますので、その辺までずっと数字を追っかけろと言われれば私も一生懸命、削減のあるなら削減でそれは徹底していきましょう。しかし、当日開票じゃなく翌日開票を行っている市町村は横浜ですかね、横浜市において翌日開票がありました。それからこの市町村合併においてたくさんの議員が出られるもんだから当日はもうできないと、翌日に踏み込まれて、結局新聞ずっと見てみると、これは削減効果に非常につながっているというような話も聞きます。やっぱりそれは、私は最初削減効果は話すべきじゃないといいながら、後からこうして一生懸命削減の話をしてますけど費用の話をしてますけど。しかし無理してその日にしなくてもミスが少ないという利点もあろうし、私も6時までというからその中で持っていく数字が671票という、マイナスパーセントにしても671票の票が出るということは町議会に、次の我々の選挙においては身につまされて、本当に自分たちのことにはね返っております。ぜひ、我々がテストケースで11カ所を次もやれと言われたってそうはいきませんよ。やっぱ15カ所でやってみて、投票率がどんどん下がっていく現況であれば、それは、特に植木地区の3,000から4,000票ある数字ですね、この辺は投票箇所をふやす東高校かあすこの体育館を借りる、それとか8地区ですね、ここもかなりな票があります。この辺にはもう1カ所ふやすとか、そう

いうのを入れて、多分そういうのを、先ほど冗談でも言われましたが30カ所ふやしても、もし即日開票じゃなく翌日開票に持っていったときも削減効果は今回の110万どころじゃないと思いますよ。投票箇所をふやしても。あらで私が言いますけど。その辺、選挙管理委員会の書記長としてお伺いしますけど、そういう案は頭の中に考えてみる余地はありませんか。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） そういうことの根拠と申しますか、そう思われるというところは、やはり今後のいろいろな検討材料の一つとして考えていかなきゃならんだろうと思います。ただ、今これを始まったばかりでございますので、またこれをすぐ変えるつもりは全くないわけでございます。住民の混乱を招くという点もありますので、しばらくはこのままで続けていきたいと、その結果でまたいろいろと考えてみたいというように思っております。

○議長（原田 重治君） 重久君。

○議員（7番 重久 邦仁君） 課長、課長が決められたわけじゃないわけですよ。課長の一応個人的にはそうでしょう。しかし庁舎内で、こういうのは我々議員、議員もこの選管のこれも任命で、選管の4人のこれも、これの4条に、普通公共団体の議会においてこれを選挙するというのまでうたってあるんですよ。選挙管理委員会ともよく協議しながら、反省点は反省点で、3点このマイナスペーセントがこれだけの票に当たるということは、次回の選挙において非常に町議の方には影響するという事は頭の中に入れられませんか。その辺考慮に入れて、選管の委員の方にこういう結果が出たがどうだと、どうお考えになりますかと、それは自分たちの自分の考えであってそれを何もたたき台にされませんか。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 先ほど言いましたように、そういう考えもあるということで、もちろん議会でこういう問題が大きな問題としてなりましたよということは、これは当然委員会の定例会の中でもお話をせにゃいかなでししょうし、ただ、私事務局長としては、今のところ来年4月の町議会議員選挙において、投票をまたもとに戻すということは、ちょっと考えられないかなと思っているところでございます。

○議長（原田 重治君） 重久君。

○議員（7番 重久 邦仁君） 結局、結果が出てるのに、反省点に議員の1議席を左右しかねない票差なんです。町長選なら、町長選ならちゅうとちょっとおかしいですけど、選挙に一生懸命だということで、非常に大きな問題です。そしてこのことはやっぱり議員の人たちの中央部におられる人はもっと自分の1地区、2地区に対しては昭和何年ですかね全然、そんなに人口の移動がないんです。ところが6、7、8、9ですか、その辺の数字は異常なほどのふえ方です。もう極端に言えば植木地区は400何人のとき、人口調査のあれです、5年統計なんですけど。

500何名のころからすると4,000何ぼになっちゃらせんですかね。その辺の少しは見直し、きめ細やかな行政とサービスと色々なことを町長が考えられる中で不満が起こってるんですよ、私が言うのは。不満が起こってるから言ってるんですよ。その辺しっかりと心に置いて、先ほど言いましたお金のことだけ言うのであれば翌日の開票というのは十分あり得るわけですから、やってないわけじゃないですから。その辺よく当局側も頭に入れておいてほしいんですが。町長は今までの議論の中でどう思われますか。選管のことですから余り口を出したくないでしょうけども、やっぱり選挙であらわれるということについては同じだと思うんですけど。いかがですか。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） この投票所の削減につきましては、先ほど課長が申しあげましたように、いろんな議を経て4カ所減少しているわけですが、端的に申しあげますと三股町は人口が今ふえつつあるわけですが、それから見るとやはり減らすということはちょっと問題があるんじゃないかと。しかし、行財政改革の行政委員会の中で行政改革委員会の中で十分その辺は検討されてきたものというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（原田 重治君） 重久君。

○議員（7番 重久 邦仁君） 行財政改革の中で検討されたといいますが、ここに私も写真で写っております。この中では答申は町長にはしないという会議だったんです。そしての答申でここにこうしてあるというんで、非常に課長は、反対意見を言われたのは1人であったように思われて、それに賛成するように思われる人は多数であったという結論に達しておりますので、思われるんじゃないくて、実際挙手でのあれはなかったということを私ははっきり申しあげて、そして多くの方が非常に今回の周知徹底、そして朝でも夕方でも窓口で困った人が、投票にここまで来たのにそげな遠いところなら行かんとか、車いす社会に我々今からなっていく時代において何ら配備がされてない。その辺をしっかりと当局は、人口がふえていく中で減少させるということは民主主義の原点において逆行する考えですので、よろしくお願いします。

以上、終わります。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（原田 重治君） 休憩する、じゃ休憩、40分まで、3時40分まで休憩いたします。

午後3時30分休憩

午後3時40分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位6番、池田さん。

〔9番 池田 克子君 登壇〕

○議員（9番 池田 克子君） 通告いたしました（1）環境対策についてと、（2）町長の政治姿勢及び財政運営についてお尋ねいたします。（1）についての公共下水道事業と合併処理浄化槽事業は、平成16年3月と平成17年6月の一般質問でいろいろと質問いたしましたので今回は詳しく申しませんが、回答をいただいたその後についてお尋ねいたします。

まず①についてです。公共下水道事業の必要性の主なものは、生活排水対策であることは言うまでもありませんが、都市計画決定から一部供用開始まで8年かかり、今後完備するまで16年はかかる予定です。通算25年とは今の時代の流れに即しているのでしょうか。前回の町長の答弁の中で、平成18年6月ごろを目途に公共事業評価委員会を開催する予定だと言われました。平成19年度の事業から評価の対象になるとはいえ、計画当初と現在の状況を考えれば、いろいろな角度からの検討は必要だと思います。この公共下水道事業に関する公共事業評価委員会は開催されたのでしょうか。また、その内容についてお尋ねいたします。

次に②についてです。平成17年3月より、今市、花見原、中原、新馬場の一部で供用開始となりました。その区域の公共施設は当然接続されたとは思いますが、各戸の方々はいかがなのでしょうか。現在の接続件数と接続目標について、また各戸の排水状況についてお尋ねいたします。

次に③についてです。前回も前々回も、合併処理浄化槽はいかにすぐれものであるか御説明申し上げました。答弁では、公共下水道事業と合併処理浄化槽設置事業の1基当たりの差異で、公共下水道事業が43万2,000円多く負担になること、事業評価委員会等でも十分協議をいただき、なるべくこの財源を伴わない安くて済むこの事業に持っていった方がいいんじゃないかと言われました。また、佐土原町が町村型合併処理浄化槽の事業に取り組んでいる、このような町村型の事業実施の先進地を視察し調査を行いたいとも言われました。実際どこかに行かれたのでしょうかお尋ねいたします。そして、これからの合併処理浄化槽設置事業の事業計画についてお尋ねいたします。

次に（2）の①についてです。今回の町長選は、合併推進か自主自立かが争点になったように思われます。それぞれ後援会ビラの中で主張されたことに、どれが真実なのか町民の方は判断がつかないと問い合わせがありました。結果は自主自立の声が多かったわけではありますが、国の交付金は減少されている、基金は取り崩されている等で、先行き不安は募るばかりだとの声もありました。また、合併すると福祉が後退した、税金等の町民負担がふえた、学校の予算が削減された等の声があるともありましたが、合併せず自立で行けば住民サービス、税金等住民負担は現状維持できるのでしょうか。自主自立で当選された町長にその根拠をお尋ねいたします。

次に②の財政運営についての見通しであります。自主自立の道を選択した根拠として、人口増加率や14歳未満の人口比率が県で1番であると言われましたが、少子高齢化の波は国全体の波として当町でもかぶさってきているのではないのでしょうか。現に18年度当初予算で普通交付税

が5年前と比べ5億の減が見込まれていますし、基金の残高も5年前と比べ10億の減になっております。このままで推移しますとあと何年もののだろうかと懸念されます。町長は今後の財政運営について自信がおりなんでしょうか。どのような見通しをされているのかお尋ねいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、あとは自席にていたします。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、環境対策について。①の公共下水道事業に対する公共事業評価委員会は開催されたのか、その内容についてということでございます。

公共下水道に対する公共事業評価委員会は、去る9月の22日に開催されたところであります。その内容につきましては、下水道事業の再評価に当たっての評価指標を踏まえ、その3つの評価指標について審議していただきました。まず、事業の進捗状況に関する評価、それから事業をめぐる社会経済情勢等の変化に関する評価、3番目に費用効果分析であります。

評価の内容でございますが、まず事業の進捗状況に関する評価内容は、事業の経緯、事業の進捗状況、予定処理区域内の面整備状況、供用開始の状況、地元情勢の変化の有無であります。次に、事業をめぐる社会経済情勢等の変化に関する評価内容は、生活排水対策の状況、自然環境条件、全体計画の変更、下水道船団方式事業などであります。次に費用効果分析は、下水道事業における費用効果分析マニュアルにより実施して、下水道整備に係る費用と下水道整備による便益費用等を比較した結果、1.0以上の結果が得られたところでございます。よって本事業は、公共下水道事業により継続するという答申をいただいたところでございます。

なお、今日の社会経済情勢等厳しさを増す中、要請の変化を的確に把握分析し、計画諸元の見直しを行い、適切な施設規模による下水道整備やコスト縮減を図りながら、引き続き事業推進に努めることにしたところでございます。

それから②の公共下水道への本年度の接続目標と状況についてということでございます。

公共下水道への本年度の接続目標といたしましては、一般住宅及び集合住宅（県営団地、町営団地を含む）を含め239戸設定をいたしております。現在の状況であります9月末現在で接続済みが76戸、接続工事中が52戸、接続予定が80戸で、これを合計いたしますと208戸で、約87%になります。これからも引き続き住民への広報、啓発、PR活動はもちろん、説明会等を行い、接続の推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから③の合併処理浄化槽設置事業の事業計画についてでございます。

本町の生活排水の処理は公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業を3本の柱

として実施いたしております。お尋ねの浄化槽設置整備事業については、公共下水道、農業集落排水事業認可区域以外のすべてで実施をいたしており、早急な公共水域の保全に取り組んでいるところであります。本年度も例年並みの基数分の予算を計画しておりましたが、環境問題への住民意識の高揚等により不足を来したので、新しい集合住宅への助成を含めた追加予算の補正をお願いしているところであります。

現在の状況を示しますと、合併処理浄化槽補助対応総数が本年9月末で1,530基となっております。今年度も国、県の助成を受け設置の促進を図りながら、県、保健所と連携をとり、維持管理の指導徹底、広報、啓発活動を充実し、さらに住民意識の高揚を図ってまいります。なお、本町の水洗化率は17年度末で39.5%と環境水道課は推計をいたしているところであります。

それから、2番目の町長の政治姿勢及び財政運営についてでございます。①の自主自立を町民は負託したが住民サービス、税金、それから住民負担は現状維持できるか、その根拠はということでございます。

自主自立の町政を訴え、今回の選挙で町民の負託を受けて、私は引き続き本町の町政を担当することになりましたが、活力にあふれた住みよい町・三股を念頭に置きながら、今後とも最大の努力を傾注していく所存でございます。自主自立を選択したことによって、多種多様な住民のニーズを、地域に合ったきめ細かな行政サービスが持続できるものと確信をいたしております。また、地方分権の推進に伴い本町がみずから判断する領域が拡大していることから、既存の枠組みや従来の発想にとらわれない柔軟な姿勢で住民へのサービス向上に努めてまいりたいと存じます。

しかしながら、限られた財源と人員のもとにあつては、行政サービスに限界があることも事実であり、今後は行政でなければできないことは行政が、地域でできることは地域でといった役割分担を明確にし、町民の御理解を得ながら、町民と行政のパートナーシップに基づく連携、協働の関係をより一層推進し、町民の視点に立った町づくりを目指してまいりたいと存じます。

町税につきましては地方税制度の規定に基づき、税率や税額が決定されるものでありますから、今後もなお一層の適正で公正な課税を行い、課税に対する理解と協力によって税収の確保に努めたいと存じます。また、公共施設及び入所施設、上下水道等の使用料などの住民に負担を求めるものにつきましては、社会動向を勘案しつつ、受益と負担のバランスを図りながら、適正な料金設定を行ってまいりたいというふうに考えております。

それから②の財政運営の見通しについてでございます。自主財源の少ない財政構造の中で、本町の財政運営は国や県からの交付税や補助金等の依存財源の動向に大きく左右され、国の地方に対する財政措置のあり方に注目しているところであります。

政府は、経済財政運営と構造改革に関する基本方針いわゆる骨太の方針2006を去る7月の

7日に閣議決定し、日本経済の新たな挑戦の10年の出発点と位置づけし、その課題の一つといたしまして財政健全化の取り組み、2011年度を目標とした国・地方の基礎的財政収支の黒字化の実現のため、歳入歳出の一体改革に向けた取り組みを示しております。

この基本方針の中で地方財政への対応といたしまして、地方交付税の現行法定率は堅持する。過去3年間1兆円近く削減してきた地方交付税等については、地方に安心感を持って中期的に予見可能性ある財政運営を行ってもらえるよう、地方交付税の現行水準。地方財政の収支状況等を踏まえ適切に対処すると、交付税の算定の簡素化を図り、また交付税・補助金の見直し等あわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的な検討を図り、安定的な財政運営に必要なとなる地方税、地方交付税など地方財政計画ベースでの一般財源化の総額を確保する。地方交付税の配分に当たっては行政改革に積極的に努力している団体や、地方税制のみが維持できない団体については特段の配慮を行うなどとなっております。この基本方針を踏まえますと、新型交付税を含む交付税制度の見直しによる影響は具体的に示されておらず不透明でございますが、いずれにせよ、本町の一般財源ベース総額での大幅な増収は期待できませんが、歳入面では現行の水準を維持できるものと考えているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（9番 池田 克子君） 今説明を受けました。この評価委員会は開催されたということで、確かにいろいろ3本柱を中心にしながら検討されたということでございますが、やはりこれは、要するに公共下水道そのものの必要性というものに対するそういう状況ですね。進捗状況とか社会情勢そして費用効果、そういうものだったと思うんですが、財政的な、要するに町として今後そういう下水道工事への運営に対して財政的なものは大丈夫だというシミュレーションは検討されなかったのか。そしてまた、そういう説明をどういう形でされたのかお尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） シミュレーションはしておりませんが、この委員会の前に役場の各関連のある関係のある課長さんに寄っていただきまして、委員会の前の幹事会をいたしております。この中で、るる出まして当然財政、税務財政課長も入っておりますので財政の問題等も出たところでございまして、この中でもやることについてはいいだろうということでございましたけど、再検討して先ほど出ましたようなことの財政見直しをしながら進めていくというような意見が出たところでございます。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（9番 池田 克子君） 一番大きな問題がやはり財政だと思うんです。確かに必要性はあるわけですから、それはもう理解できるんですが、果たしてこの大きな事業に対して、今後町運

営の中で赤字財政になっていくんじゃないかと懸念される中で大きな費用を使っていくわけですから、その辺のシミュレーションがしっかりしとかなないと、やはりその場限りのやり方では大変だと思います。それで、当然これは国、県の補助があるわけですが、今後、国、県の補助は当初の計画どおりこれは補助されるのかどうか、その辺は確認をとっていらっしゃるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） 現在のところ補助については管渠、パイプをいけるのですね、こういう工事については2分の1、それから処理場については今のところ10分の55という補助でございまして、これは今補助からいずれは交付金の方が変わっていくだろうと思いますけども、生活排水、重要な施策の一つでございまして、なくなるとか少なくなるとか補助が下がるとかというようなことは聞いておりませんで、どんどんやれというような状況が現在のところはまだあります。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（9番 池田 克子君） じゃ次にお尋ねします。これが皆さんへ接続をお願いされるときには当然説明会が行われていると思うんですが、その説明会の中で皆さんからはどういう声が返ってきてるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） 今、毎月1回第7地区分館で説明会を第4木曜日ということで定期的にやっております。この中で、参加者もそう多くないんですけども、やはり合併浄化槽を入れたところはどうするのかとか、敷地から道路までの1メートルの公共枡までは予算かかるわけです、これの金のこととか、総じて説明会に来ていただける人は理解があると思ってるんですけども、そういう意見等が出ます。それとほかに、先月の上水道の検針時には、今90ヘクタール供用開始できるわけですけども、そこに接続のお願いの文書も入れたりして、それとか指定業者さんになるだけ営業をやってもらうというようなことの接続の啓発活動はやってるところでございまして、先ほど言いましたようにとにかく合併浄化槽も入ってるじゃないか、これをどうするのかと、問題じゃないかというようなことがよく言われる質問の中に出てきます。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（9番 池田 克子君） 私もその件に関して非常に、なぜなんだっていうちょっと疑問を持ってるわけです。それはもう当然だと思うんです。聞いたところによりますと、合併浄化槽でもうそのまんま、もうきれいな水として流していいというのが合併浄化槽ですよ。それを今度は下水道が通るために、合併浄化槽はもう廃止してそっちの方の下水道の方に配管つながないといけないうようなことを聞いたわけですけども、何か法的に何かそうなんだあなんてこ

ともちょっと聞いたんですけれども、じゃあその合併浄化槽のそのものは何なんだとその意義が、どうも解せない面があるんですけれども、これは、要するにつなぐにしても当然個人負担というのは出てくるわけですよ、また出てくるわけですよ。それに対してはどのような説明なさってるんですか。お尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） 今言われるようなことの中に、下水道法の中でくみ取り便所については3年以内に接続しなさいというようなことは確かに言われております。ただ合併浄化槽ですね、これについては、機能はもう一緒ですので、我々も無理には言っておりません、絶対つながなくてはいけませんよ。ただし、合併浄化槽においてはブローとかいろいろなものがございまして、ブロー。浄化槽ですね。電気で回すやつです。そういうものの耐用年数が来て壊れてまたかえなければなりませんよとか、そういう比較をしながらは話しますが、無理にこの合併浄化槽が悪いとは一言も言っておりません。これもすぐれものでございまして、浄化された水は水質は公共下水道と変わらないぐらいきれいですんで、そこまで無理は言っておりませんが、またお願いというぐらいのところ、私たちもかなり啓発といいながらもジレンマを感じるところではあります。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（9番 池田 克子君） それを聞いて少し安心したところでございます。それで、やはりちょっとさっき申したように、これが皆さん関心があるのは当然下水道につなぐ場合の費用、これが大体幾らぐらい、家の中の敷地からの距離とかいろいろその辺によって違うというようなことは言われてるんですけれども、大体どれぐらい皆さんかかるのか、そしてそれに対しては全く何の補助もないのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） それはよく聞かれます。もう一軒一軒のそのお金幾らかかる、もちろん一番心配なところであり関心があるところだと思います。いつも言ってるんですけれども、そこそこでもう状況が全く、新築の場合は大体一緒ですけれども、既設の場合はもうブロックが張ってある、コンクリートがしてある、そのままの土の状況、長さ等々があつて一概に、今は言っていないところです。だから指定工事店というのが30社ぐらいありますので、二、三社見積もりを取ってくださいますと、それで安いところに、例えばその人によって安くできる人もおるでしょう、してくださいというようなことで、そこで比較をしてくださいというようなことで言っておるところでございます。（「補助は」と呼ぶ者あり）補助は今のところ町としては何も出してないという、そういう手当てもしてないところではあります。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（9番 池田 克子君） お尋ねいたします。現在もう処理場としては稼働してるわけですが、その中では専門技術者の方とかあるいは、有識者の方とかがおられるかと思うんですが、何人現在いらっしゃってるんでしょうか。お尋ねします。

○議長（原田 重治君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） 公共下水道の浄化センターにはうちの職員は行っておりません。今のところ清掃公社に委託をしております。ここはいろんな専門の職種の人がいるものですから、すべて委託ということでやっております。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（9番 池田 克子君） この前というか、みまた広報の8月号の中で、公共下水道事業認可区域が拡大しましたというのが広報の中であつたわけですが、この中で、これはいつごろから工事が始められるのか、またその中で、掌握されてればのことなんですが、くみ取り式が大体何軒いらっしゃって単独浄化槽が何軒いらっしゃってとか、そういうものは掌握されてないんでしょうか。大体いつごろから予定としては考えていらっしゃるんでしょうか。お尋ねします。

○議長（原田 重治君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） そこに載ってるのはたしか稗田を含めた新馬場から鉄道の西側です、日豊線を。で195ヘクタールになるんですけども、この区域の195というのは平成22年度までに整備をするという区域でございます。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（9番 池田 克子君） この3番目に入りますが、この合併処理浄化槽という件に関して、非常にさっき課長さんも言われたように、ほんとに合併浄化槽そのものの性質というのは非常にすぐれたものであるわけです。確かに用途的に下水道でないとだめな地域もあるし、合併浄化槽の方がいい地域もあるというのはわかっております。けれども、やはり大きな予算を伴うのは下水道事業であるならば、やはり市町村型の合併浄化槽というシステムをすることによって、もっともっと多くの方が合併処理浄化槽を利用できるんじゃないかということで前回も申し上げたわけですが、その中で答弁の中で、やはり佐土原町あたりが先進地的に実施されてるので、その視察もやってみたいと、してみたいという答弁もございました。これについて視察は実際されたのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） 佐土原町が公設合併処理浄化槽事業ということで今市町村設置型ですかね、やってるんですけども、17年度から一応5カ年計画でということで新聞等で見たんですけども、ちょうど今年がそうだと2年目で、前の質問のときにすぐすぐ行くようなことを申しましたけども、まだ行っておりませんで、ちょうど2年目ぐらいでいろんな問題等も聞け

るんじゃないかなと思って、12月ごろまでには行ってみたいなちゅうことで担当者と話をしているところです。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（9番 池田 克子君） ぜひ、一応聞くっていうことに対してはいろんな面でまた参考になるっていうこともあると思うんで、ぜひ実施の方向で視察に行っていたきたいと思います。

じゃ次に移ります。次は（2）でございます。町長さんがいろいろと答弁いただきました。行政というのは住民の方があっての行政であるわけですので、住みやすくそしてほんとにおらが町という意味合いで、みんなが誇りの持てる町づくりするのはこれはもう当たり前のことでありまして、今後、住民のニーズにこたえられるように最善の対応をしていっていただきたいと思います。

次の税金ということに関してであります。税金というのは確かにいろいろあります。一口に税金といっても同じじゃございませんちゅうことは私もわかっております。しかしなぜか、なぜか選挙になると税金が上がるぞとか、それから税金のそういう相違点ですね、そういうのが出てくるわけなんです。だから、そういう税金というイメージがほんとに政争の具になってると、それでは皆さんが反面から言ったら、ちょっともうだまされたような形になってるっていう本当に情けないような状況も多々あっております。ですから、やはり税金という性質をやはり皆さん御存じない方が多いと思うんです。ですからできれば正しい知識をやはり住民の皆さんにやはり啓発していくっていうことも、わかってるって思えばそれだけのことなんですけどわかってないんですよ。わかってないから政争の具にされてるわけですから、ぜひこの辺も啓発ということで今後取り組みをしていただきたいと思いますが、課長にお尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） ただいま言われましたように、なかなか税金については住民の方がなかなか理解できない。そして今、大変税法改正も目まぐるしく行われているような状況の中で、本当に税金が高いのか安いのか、今回の選挙見ましてもどれが本当なのかというところはなかなかわかっていただけないんじゃないかと思います。そして、ことしの町民税の税法改正に伴いまして、かなりお年寄りの方の税金が、税金負担が大きくなったということで、新聞等でも三股町の名前も出まして、その税金に対する考え方が非常にこう私たちの考えている税金とは違うような気がしております。

それで、町長ともその時点でお話をしたんですけども、今後やはり住民の中に入って、例えば自治公民館長会議等でも詳しく説明し、あるいは自治から要望があれば説明に出向いていくといったような方法も今後考えていかなければならないし、インターネットあるいは広報等も十分活用しながら説明していくということは非常に大切かなと。それと申告時期ですね、ここではな

かなか時間がとれない、多くの方をさばいて申告を受けるもんですから、その中で少しでも説明ができるような方法を工夫をしていきたいなというふうに今考えているところでございます。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（9番 池田 克子君） 次でございしますが、町長さんは要するに自主自立で行くという方針を打ち立てられているわけですが、自主自立であれば、要するに住民負担も含めて町の借金が今後ふえないということなのかなと。なぜかといったら、町の借金は町民1人当たりにして県で一番少ないんだと言われてるわけですけど、そうであれば、理想的なことではありますけれども、このまんま維持できるのかどうか、町長さんにお尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 具体的なことは課長の方で申し上げますと思いますが、何といたしてもやはり財源の乏しいこの町村でございします。やはり増収対策ですね、これをやるにはやはり何といたしても人口をふやすということが根本ではないかというふうに考えております。そのためには、やはり人口をふやすためには、今回の公約の中に入りました乳幼児医療費の無料化、こういうものも少子化対策の中で非常に良策ではないかというふうに考えているところでございします。そのほかまた、三股町は人口をふやすためには白地地区がまだあちこちございします。そういうことで、白地地区の道路、側溝の整備、そのほか、住宅に適合した地域の農振地域、これらの農振除外の問題、それと、これも公約に入らうたってございします住民の働く場所の確保・拡大ということですね、こういうことに努めて、どうしてもそれらがやはり増収の要因になるわけでございますので、今後さらにそういう施策を打ち出してやっていきたいというふうに考えております。具体的には課長の方から答弁をさせます。

○議長（原田 重治君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 公債費の今後の見通しということだろうと思います。公債費につきましては、やはり投資的事業の関係で補助金あるいは一般財源、それで不足する分について起債事業に乗ったものを公債費として借金をしているというのが現状でございします。ここ当面、いろいろ大きな大型事業を抱えて大変財政状況も厳しい中でございしますが、そういったもの等、長期的に今後投資事業をやっていく事業、それから通常ベースで過去5年間を平均ベースとして想定した場合の見通しといったものを含めて、投資事業が今後減少していくんではないかというところを見ると――これは一つは歳出対策という中で努力もしていかなければならないわけですが、そういった中で、公債費については平成18年度がピークという形で、今後減少する傾向で考えておまして、現在地方債の残高が平成18年度見込みで68億ぐらいです。大体平成25年度ぐらいまでに大体62億ぐらいまでに減少させていくといったような状況で今考えているところでございします。以上です。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（9番 池田 克子君） 何はともあれやはり財源が一番心配でございますから、ぜひ、そういうほんと堅実な計画の中でやっていただきたいと思います。

次でございますが、そういう財政的なものを考えてむだを省こうということで町長の報酬カット、そしてまた町長車の廃止されるということで、これは大英断じゃなかったかということで、これはもうほんとに畏敬の念をあらわしたいと思います。ですが、あと一つ考えられるのは、議長車はどうなるのか、これちょっとお尋ねいたします。（「廃止した」と呼ぶ者あり）あ、そうですね、わかりました。ごめんなさい。議長車私乗ったことないもんですから、知りませんでした。既に廃止してる……。

○議長（原田 重治君） 議長車はもう何カ月前に廃止してるんですよ。池田さん。

○議員（9番 池田 克子君） お尋ねいたします。最後になります、そういうことでもろもろすべてが財政にかかってくるわけですが、この財政の見通しがほんとにずーっと永久に明るい見通しであれば幸いであるわけですが、たまたまこれが見通しが暗くなって、もしそして白旗降参しなきゃいけないということになったとしても、これはもう合併ということはありませんよ、町長さんに確認しておきます。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 合併問題でございますが、当面は合併問題に今考えておりません。今は国の方で道州制というものがいろいろ論議されているわけでございますが、何年先かわかりませんが、その時点ではもうどこも一緒ですからもう県もなくなるわけですから、大同合併というようなことになると思いますので、それまではやはり当面三股町は三股町でやっていこうと。やるのがまだいっぱいございますので、町議会を初め町民の皆さん方の御理解をいただきながら、三股町を元気な町づくりの施策を講じていきたいというふうに考えているところです。以上です。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（9番 池田 克子君） ぜひ、自主自立で行くということを町民の方とお約束されたわけですからその辺はしっかりと自覚していただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（原田 重治君） 一般質問はこれにて終了します。

ここでお諮りします。今定例会の一般質問は本日すべて終了しましたので、明日は休会とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、明日は休会とすることに決しました。

議員の皆さんはそのままお残りください。

○議長（原田 重治君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後 4 時26分散会

議事日程(第4号)

平成18年10月12日 午前10時00分開議

日程第1 常任委員長報告

日程第2 質疑・討論・採決

議案第83号～議案第99号(先議を除く)・陳情第7号、陳情第8号、陳情第11号

追加日程第1 意見書案第6号及び第7号上程

日程第3 議案第100号及び第101号追加上程(質疑・討論・採決)

日程第4 常任委員会の閉会中の審査事項について

日程第5 議会運営委員会及び議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について

日程第6 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員長報告

日程第2 質疑・討論・採決

議案第83号～議案第99号(先議を除く)・陳情第7号、陳情第8号、陳情第11号

追加日程第1 意見書案第6号及び第7号上程

日程第3 議案第100号及び第101号追加上程(質疑・討論・採決)

日程第4 常任委員会の閉会中の審査事項について

日程第5 議会運営委員会及び議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について

日程第6 議員派遣の件について

出席議員(17名)

1番 斉藤ちづ子君

2番 財部 一男君

3番 上西 祐子君

4番 福留 久光君

5番 長尾 鈴子君

6番 大久保義直君

7番 重久 邦仁君

8番 東村 和往君

9番 池田 克子君
11番 原田 重治君
13番 小牧 利美君
16番 的場 茂君
18番 山領 征男君
10番 別府 久光君
12番 中石 高男君
15番 黒木 孝光君
17番 桑畑 浩三君

欠席議員（1名）

14番 宮田 強雄君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君
書記 出水 健一君
書記 榎木たみ子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	助役	原田 一彦君
教育長	田中 久光君	総務企画課長	原田 順一君
税務財政課長	渡邊 知昌君	町民保健課長	重信 和人君
福祉課長	下石 年成君	産業振興課長	木佐貫辰生君
都市整備課長	中原 昭一君	環境水道課長	福重 守君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	上村 陽一君

午前10時00分開議

○議長（原田 重治君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 常任委員長報告

○議長（原田 重治君） それでは、日程第1、常任委員長報告を行います。

まず、総務文教委員長よりお願いします。総務文教委員長。

〔総務文教常任委員長 大久保義直君 登壇〕

○総務文教常任委員長（大久保義直君） それでは、総務文教常任委員会の審査報告について、会

議規則第76条の規定に基づき報告をいたします。当委員会に付託された案件は、議案第86号、87号、89号、90号、91号、陳情8号、11号計の7件でございます。

まず、議案第86号「専決処分した事件の報告及び承認について」説明を申し上げます。

町長等の給与の減額に関する条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の第1項の規定により専決処分に付する案件であります。また、町長等の給与の減額に関する条例で、平成18年9月23日から平成22年9月22日までの間における町長の給与の月額を100分の10に当たる額を減額、また、平成18年9月23日から平成19年3月31日までの間における助役の給与月額を100分の5に当たる額を減額するものであります。

当委員会では慎重に審査の結果、全会一致をもって承認することに決しました。

議案第87号「専決処分した事件の報告及び承認について」御説明を申し上げます。

教育長の給与の減額に関する条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分に付する案件であり、教育長の給与の減額に関する条例で、平成18年9月23日から平成20年6月20日までの間における教育長の給与月額を100分の5に当たる額を減額するものであります。

当委員会では慎重に審査の結果、全会一致をもって承認することに決しました。

議案第89号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。

この条例案は、別表中の地区公民館長、町立学校嘱託医の眼科を削り、同嘱託医薬剤師の児童生徒1人当たり128円と、年額1校当たり3万6,000円を、年額1校当たり7万8,000円に改正するものであります。

当委員会では慎重に審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第90号「三股町立公園条例の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。

本案の公園条例の一部を改正する改正は、上米公園パークゴルフ場を利用する場合の利用料の改正であり、新旧対照表の説明資料のとおり改正するものであります。内容は、中学生以下と高校生一般に区分され、1回券と1日券の料金改定、また団体の割引制度を新たに加えたものであります。利用者の増加を図る一方、利用料金の増額を図るものの改正であります。

当委員会では審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第91号「平成18年度三股町一般会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

本案の予算は、歳入歳出予算の総額85億4,326万4,000円に、歳入歳出それぞれ6,013万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億339万4,000円とするものであります。

当委員会の歳入の主なものについて申し上げます。歳入は町税、固定資産税 3,694万6,000円、地方特別交付金 1,617万2,000円の増額、一方、地方交付税では 5,669万6,000円の減額になっていますが、当初 25億1,834万4,000円の見込みでありましたが、交付決定が 24億6,164万8,000円になりました。この理由は、基準財政収入額の見込み増によるもののほか減額したものであります。基金繰入金は 3,900万円の減額、町債については総務債を初めほか 5 件の町債で、今後必要なものを増額し、減額のものもは決定によるものであります。5,640万円を補正するものであります。

歳出の主なものは財産管理費 173万4,000円、企画費 318万6,000円で、路線バス運行の準備に備える必要な経費と償還金利子及び割引料 500万円の増額補正であり、予備費 2,714万円を減額するものであります。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

陳情第 8 号「次期定数改善計画の早期策定と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書提出を求める陳情」について説明を申し上げます。

子どもたちに豊かな教育を保障することが社会の基盤づくりには重要なことから、義務制度第 8 次、高校第 7 次教職員定数改善計画を早期策定すること、また、学校現場に必要な教職員の人員、人材を確保すること、義務教育費国庫負担率を 2 分の 1 に復元することの内容でございます。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致をもって採択することに決しました。

陳情第 11 号「多重債務を未然に防止し消費者保護を図るための意見書提出を求める陳情」について御説明を申し上げます。

この内容は、クレジットや消費者金融を利用し返済困難に陥っている多重債務者の対応を図るものであり、出資法の上限金利年 29.2%を、例外なく利息制限法の制限金利を年 15 から 20%まで引き下げるなどの意見書の提出を求める陳情であります。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致をもって採択することに決しました。

以上で総務文教委員会で審査した報告を終わります。

○議長（原田 重治君） 次に、福祉保健委員長よりお願いします。福祉保健委員長。

〔福祉保健常任委員長 重久 邦仁君 登壇〕

○福祉保健常任委員長（重久 邦仁君） それでは、福祉保健常任委員会の審査結果について御報告申し上げます。議案第 83、85、91、92、93、97号、陳情第 7 号の計 7 件でございます。以下、案件ごとに御説明申し上げます。

議案第 83 号「平成 17 年度三股町国民健康保険病院事業会計決算の認定について」であります。本案は、地方公営企業法第 30 条の規定に基づき議会の認定に付するものであります。

平成 17 年度の収益的収入は消費税込みで総収益は 5 億 5,366 万 948 円、支出において

は総費用は5億8,991万1,049円で、当年度は3,625万101円の損失額が生じたものであります。また、資本的収入は537万5,000円、支出は1,404万2,776円となり、資本的収支の不足額は866万7,776円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんしたものであります。なお、詳細については決算監査意見書に書いてありますので御参照ください。

審査の結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。

議案第85号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成18年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」）について。本案は、第2号被保険者の介護給付費の前年度清算として支払い基金への支払い期限が9月末のために専決処分したものであります。

歳入歳出予算の総額が15億6,958万8,000円に、歳入歳出それぞれ436万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億7,394万8,000円とするものであります。以下、説明欄のとおりであります。

審査の結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。

議案第91号「平成18年度三股町一般会計補正予算（第2号）」についてであります。

福祉課において、歳入では、身体障害者補装具を国・県支出金の負担金から補助金への科目変更するものであり、繰入金は介護保険特別会計からの前年度清算金1,101万8,000円であります。過年度収入、補正額694万2,000円は国・県の児童手当交付金、保育所負担金の清算であります。歳出では、社会福祉費節13委託料210万8,000円は自立支援管理システム導入委託料、節19負担金補助つき共同作業所運営補助金180万円減額は、作業所を解散のため当補助金の交付を辞退されたものであります。

町民保健課において、歳入では、民生費委託金157万5,000円は国民年金事務費交付金であります。歳出では、国民年金事務費節13委託料157万6,000円は所得情報提供及び継続免除審査システム導入委託料であります。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第92号「平成18年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」。本案は、歳入歳出予算の総額25億7,635万4,000円に、歳入歳出それぞれ1億3,332万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億967万5,000円とするものであります。主なものは、制度改正に伴い保険財政共同安定化事業交付金1億3,395万7,000円、出産育児一時金110万円の補正額であります。以下、説明欄どおりでございます。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第93号「平成18年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）」についてであります。歳入歳出予算の総額15億7,394万8,000円に、歳入歳出それぞれ2,097万

8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,492万6,000円とするものです。

歳入では、繰越金として前年度剰余金として2,048万1,000円と、歳出では、保険給付費の中の予算調整と、諸支出金2,044万1,000円は、国・県の前年度清算と一般会計への清算として繰り出すものであります。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第97号「平成18年度三股町国民健康保険病院事業会計予算」についてであります。本案は、国・県の指導を受け、病院事業会計予算を計上するものであります。

収益的収入及び支出は第1款病院事業収益1,849万1,000円、支出は病院事業費用5,935万2,000円であります。資本的収入及び支出について、収入188万5,000円、支出1,218万7,000円、収支差し引き不足額は1,030万2,000円は過年度分損益勘定留保資金233万8,000円と当年度分損益勘定留保資金796万1,000円で補てんするものであります。

審査の経過であります。当委員会で指定管理者等との契約についての疑問視されるが、積極的な展開を望むという意見がありましたことをつけ加えておきます。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続きまして、付託事件陳情7号についてであります。「障害者自立支援法における障害者自己負担」の補助を求める陳情書。本案の趣旨は、障害者自立支援法における1割負担を町より援助していただきたいという趣旨であります。

審査の経過につきまして、当委員会では、陳情者である三股町知的障害者育成会会長岡田吉晴氏に陳情の趣旨と現状について参考意見を求めました。参考人の意見では、障害者の自立を支える障害者自立支援法が、障害者家族の自己負担増になり、将来において両親の高齢化等により子どもへの自立への道が閉ざされていくのではないかと心配を訴えられておりました。

参考人の意見を聞きまして、この障害者自立支援法はいろいろな各種の問題が提起されており、このことを考慮して模索すべきものであることを委員会の意見としてつけ加えておきます。

審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で報告終わります。

○議長（原田 重治君） 次に、産業建設委員長よりお願いします。産業建設委員長。

〔産業建設常任委員長 財部 一男君 登壇〕

○産業建設常任委員長（財部 一男君） 産業建設常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき御報告いたします。当委員会に付託された案件は、議案84号、91号、94号、95号、96号、99号の計6件でございます。以下、案件ごとに御説明申し上げます。

議案第84号「平成17年度三股町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について」。本案は、収益的収支においては、収入額が3億9,612万1,982円、これは消費税抜きであります。支出は3億5,736万8,897円、これも消費税抜きとなり、差し引き当年度純利益は3,875万3,085円となっております。

また、資本的収支においては、収入額が388万4,269円、これは消費税込みであります。に対し支出額1億9,945万396円、これは消費税込みであります。差し引き1億9,556万6,127円が不足しますが、これについては減債積立金、建設改良積立金、当年度損益勘定留保資金と当年度分消費税資本的収支調整額で補てんしてあります。

また、当年度未処分利益剰余金は3,887万735円であります。この剰余金処分については、減債積立金へ1,000万円、建設改良積立金へ2,800万円と、翌年度繰り越し利益剰余金に87万735円と処分するものであります。なお、詳細については決算意見書等に詳しく記載されておりますので省略いたします。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で認定し、可決すべきものと決しました。

次に、議案第91号「平成18年度三股町一般会計補正予算（第2号）」について説明いたします。本案は、歳入歳出予算の補正額については総務文教常任委員長の報告がありましたので省略いたします。

当委員会に関係する補正の主なものは、浄化槽補助金の改定に伴う減額分と、今後見込まれる36基分の増を見込み計上してあります。また、産業振興課においては、県単かんがい排水事業の前目地区用水路整備と細目地区取水堰整備が主な補正であります。また、都市整備課においては、道路維持補修工事の補正が主なものであります。

なお、当委員会で問題として上がったのが、都市計画費の中の公園管理費節の委託料127万円であります。この予算は椎八重公園展望台耐震調査となっております。この施設は築13年あります。当委員会においては現地調査を行った結果、耐震調査には問題点があると判断をし、この委託料127万円については凍結すべきとの附帯意見をつけるものであります。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたが、先ほど申し上げました附帯意見をつけるものであります。

次に、議案第94号「平成18年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4,692万8,000円に、歳入歳出それぞれ46万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,739万6,000円とするものであります。今回の補正は、4月に行われた人事異動にかかわる人件費の補正であります。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第95号「平成18年度三股町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3,026万8,000円に、歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,036万8,000円とするものであります。今回の補正は、修繕料に不足を来したための補正予算であります。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第96号「平成18年度三股町水道事業会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

本案は、収益的収入において、消費税及び地方消費税還付金23万7,000円を補正計上し、支出においては有形固定資産減価償却費を378万7,000円減額し、消費税及び地方消費税を594万円増額補正するものであります。また、資本的収入においては工事負担金200万円を補正計上し、支出においては、建設改良費に500万円を補正計上するものであります。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第99号「三股町営土地改良事業の経費賦課徴収」について御説明申し上げます。

本案は、県単独土地改良事業、かんがい排水事業ですが、の賦課基準を定めるものであります。受益面積が92ヘクタールであり、10アール当たりの賦課金を860円と定めるものであります。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で承認すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託された案件の説明を終わります。

日程第2. 質疑・討論・採決

○議長（原田 重治君） 日程第2、質疑・討論・採決を行います。

議案第83号「平成17年度三股町国民健康保険病院事業会計決算の認定について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないのでこれにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないのでこれにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第83号は福祉保健委員長の報告のように原案のとおり認定す

ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり認定されました。

議案第84号「平成17年度三股町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないのでこれにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないのでこれにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第84号は産業建設委員長の報告のように原案のとおり認定及び可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第84号は原案のとおり認定及び可決されました。

議案第85号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成18年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号））」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないのでこれにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないのでこれにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第85号は福祉保健委員長の報告のように原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案のとおり承認されました。

議案第86号「専決処分した事件の報告及び承認について（町長等の給与の減額に関する条例）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないのでこれにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないのでこれにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第86号は総務文教委員長の報告のように原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号は原案のとおり承認されました。

議案第87号「専決処分した事件の報告及び承認について（教育長の給与の減額に関する条例）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないのでこれにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないのでこれにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第87号は総務文教委員長の報告のように原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案のとおり承認されました。

議案第89号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないのでこれにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないのでこれにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第89号は総務文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

議案第90号「三股町立公園条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないのでこれにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないのでこれにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第90号は総務文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

ここで本会議を休憩し全員協議会といたします。

午前10時38分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前10時45分再開

○議長（原田 重治君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

議案第91号「平成18年度三股町一般会計補正予算（第2号）」を議題として質疑を行いま

す。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないのでこれにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないのでこれにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第91号は各委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

議案第92号「平成18年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないのでこれにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないのでこれにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第92号は福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

議案第93号「平成18年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないのでこれにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないのでこれにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第93号は福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

議案第94号「平成18年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないのでこれにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないのでこれにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第94号は産業建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

議案第95号「平成18年度三股町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないのでこれにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないのでこれにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第95号は産業建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

議案第96号「平成18年度三股町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないのでこれにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないのでこれにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第96号は産業建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

議案第97号「平成18年度三股町国民健康保険病院事業会計予算」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないのでこれにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないのでこれにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第97号は福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号は原案のとおり可決されま

した。

議案第99号「三股町営土地改良事業の経費賦課徴収」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないのでこれにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないのでこれにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第99号は産業建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号は原案のとおり承認されました。

陳情第7号「「障害者自立支援法における障害者自己負担」の補助を求める陳情書」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないのでこれにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないのでこれにて討論を終結します。

これより採決を行います。陳情第7号は福祉保健委員長の報告のように採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、陳情第7号は採択することに決しました。

陳情第8号「次期定数改善計画の早期策定と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の採択要請について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないのでこれにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないのでこれにて討論を終結します。

これより採決を行います。陳情第8号は総務文教委員長の報告のように採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、陳情第8号は採択することに決しました。

陳情第11号「多重債務を未然に防止し消費者保護を図るための意見書採択を求める陳情」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないのでこれにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないのでこれにて討論を終結します。

これより採決を行います。陳情第11号は総務文教委員長の報告のように採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、陳情第11号は採択することに決しました。

追加日程第1. 意見書案第6号及び第7号上程

○議長（原田 重治君） 先ほどの陳情第8号及び11号の採択に伴う意見書の案の取り扱いについてお諮りします。意見書案第6号「次期定数改善計画の早期策定と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」及び、意見書案第7号「多重債務を未然に防止し消費者保護を図るための意見書」を日程に追加し、全体審議で措置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。それでは、議事日程表の日程第2の次に追加日程第1、意見書案第6号及び第7号上程と御記入願います。

これより意見書案を配付いたします。しばらくお待ちください。

それでは、追加日程第1、意見書案第6号及び第7号を議題といたします。

意見書案第6号及び第7号について提出者の説明を求めます。大久保君。

〔6番 大久保義直君 登壇〕

○議員（6番 大久保義直君） それでは、説明を申し上げます。「次期定数改善計画の早期策定と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）」でございます。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりに極めて重要なことです。現在、多くの都道府県で児童生徒の実態に応じ、きめ細やかな対応ができるようにするために少人数教育が実施されています。このことは、保護者や子どもたちから大変有益であると言われております。しかし、GDP比に占める教育費の割合や教員1人当たりの児生徒数などをOECD諸国と比較すると、日本の教育予算はまだまだ少ないと言わざるを得ません。全国知事会や全国市町村会等も要望されているように、次期教職員定数改善計画の早期策定や教職員配置のさらなる充実が必要です。

一方、06年度から義務教育費国庫負担については国の負担が2分の1から3分の1に変更されました。3分の1にすることは、地方交付税に依存する度合いが高まることになり、地方財政を圧迫するのは必至です。全国的に教育水準の確保や地方財政を圧迫させないためには、国の義務教育費国庫負担金を2分の1に復元すべきです。

教育予算は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、ひとしく良質な教育が受けられることは憲法の保障するところです。そのためにも、義務制度第8次、高校第7次教職員定数改善計画を早期に策定し、学校現場に必要な教職員の人員、人材を確保すること、また、義務教育費国庫負担制度について国の負担率を2分の1に復元することを含め、制度を堅持することを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。平成18年10月12日。

それでは、意見書案第7号「多重債務を未然に防止し消費者保護を図るための意見書」についての提案の趣旨を説明いたします。

現在、クレジットや消費者金融を利用し返済困難に陥っているいわゆる多重債務者は少なく見積もって150万人から200万人と言われております。また、自己破産者は年間24万人を超え、経済・生活苦による自殺者も年間8,800人と急増している。こうした多重債務の社会の背景には、低金利による資金調達とともに、利息の上限違反に刑罰を科する出資法と民事的効力の限界となる利息を定める利息制限法の上限金利の差、いわゆる民事上無効だが刑事罰の対象とならないグレーゾーンに利率を設定し貸しつけるという実態があり、それに対する措置等が多重債務の未然防止と消費者保護を図る上から急務であります。よって、意見書案に掲げる5項目につ

いて強く国に要望するものであります。よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いを申し上げます。

以上で趣旨説明を終わります。

○議長（原田 重治君） それでは、これより質疑・討論・採決を行います。

意見書案第6号「次期定数改善計画の早期策定と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないのでこれにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないのでこれにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書案第6号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

意見書は速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることといたします。

意見書案第7号「多重債務を未然に防止し消費者保護を図るための意見書」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないのでこれにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないのでこれにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書案第7号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

意見書は速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることにいたします。

. . .

日程第3. 議案第100号及び第101号追加上程（質疑・討論・採決）

○議長（原田 重治君） 日程第3、議案第100号及び101号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」の2件を議題といたします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） 本日追加上程いたしました議案につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。議案第100号及び議案第101号の「固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。両議案は関連がありますので一括して御説明申し上げます。

両議案は、固定資産評価審査委員会の委員の選任について、それぞれ議会の同意を求めるものであります。固定資産評価審査委員会の委員については、地方税法第423条第3項に規定されており、職務は、固定資産課税台帳に登録された事項に関する納税者の不服を審査決定するものであります。

まず、議案第100号は、同委員の任期が平成18年9月21日付で満了したことにより、前任者の二ノ方逸郎氏を再度適任者と認め提案するものであります。

次に、議案第101号は、同じく同委員の任期が平成18年10月25日付で満了することにより、現在の木佐貫克美氏を再度適任者と認め提案するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御同意くださるようお願いいたします。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（原田 重治君） それでは、これより議案第100号を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないのでこれにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないのでこれにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第100号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第100号は原案のとおり同意されました。次に、議案第101号を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないのでこれにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないのでこれにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第101号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第101号は原案のとおり同意されました。

日程第4. 常任委員会の閉会中の審査事項について

○議長（原田 重治君） 日程第4、常任委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。各常任委員長より、議長あてに閉会中に所管事務の調査をしたい旨申請が来ておりますので、その概要を説明いたします。

まず、総務文教常任委員会ですが、11月20日から21日まで1泊2日の日程で九州管内において、次に、福祉保健常任委員会ですが、11月13日から15日に2泊3日の日程で中国・四国地方においてそれぞれの所管事務の調査を実施したいとのことであります。なお、両委員会とも場所及び研修内容は未定ですが、決まり次第議長の決裁で措置することといたします。最後に、産業建設委員会ですが、10月26日から27日まで1泊2日の日程で鹿児島県川辺町の農事組合法人どんどんファーム古殿の調査を実施したいとのことであります。

お諮りします。ただいま説明した調査についてはそれぞれの常任委員会の閉会中の審査事項とし、各常任委員会は閉会中も活動できることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、ただいま説明しました調査については、それぞれの常任委員会の閉会中の審査事項とし、各常任委員会は閉会中も活動できることに決しました。

日程第5. 議会運営委員会及び議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について

○議長（原田 重治君） 日程第5、議会運営委員会及び議会広報編集特別委員会の閉会中の審査

事項についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員会については、本定例会の閉会後に招集される次期定例会または臨時会の会期、その他議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項を、議会広報編集特別委員会については、本定例会にかかわる議会広報の編集及び発送事務の調査をそれぞれの閉会中の審査事項とし、両委員会は閉会中も活動できることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会及び議会広報編集特別委員会については、ただいま申し上げました調査をそれぞれの閉会中の審査事項とし、両委員会は閉会中も活動できることに決しました。

日程第6. 議員派遣の件について

○議長（原田 重治君） 日程第6、議員派遣の件を議題とします。

来る10月18日、19日に佐賀市で開催される「森林・林業・林産業活性化九州大会」に財部君と福留君を派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、来る10月18日、19日に佐賀市で開催される「森林・林業・林産業活性化九州大会」に財部君と福留君を派遣することに決しました。

以上ですべての案件を議了しましたが、6月定例会以後の議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し全員協議会といたします。

午前11時14分休憩

〔全員協議会〕

午前11時37分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

○議長（原田 重治君） 以上で今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成18年第5回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前11時37分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 原田 重治

署名議員 別府 久光

署名議員 山領 征男